

# 綾 部 市 公 報

番 号 第 7 3 9 号  
発行日 令和 6 年 1 月 4 日  
発行所 綾 部 市 役 所

## 目 次

### ○条 例

- 綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正  
(総務課) . . . 1
- 綾部市UIターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正  
(定住・地域政策課) . . . 7
- 綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正  
(職員課) . . . 8
- 綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正  
(職員課) . . . 9
- 綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部改正  
(職員課) . . . 10
- 綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正  
(職員課) . . . 19
- 綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正  
(こども支援課) . . . 24
- 綾部市国民健康保険条例の一部改正  
(市民・国保課) . . . 25

### ○規 則

- 綾部市印鑑条例の一部を改正する条例の一部の施行期日定める規則の制定  
(市民・国保課) . . . 29
- 綾部市国民健康保険条例施行規則の一部改正  
(市民・国保課) . . . 30
- 綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正  
(職員課) . . . 34
- 綾部市個人情報保護に関する文書の様式を定める規則の一部改正  
(総務課) . . . 51

### ○告 示

- 地縁団体変更告示(鷹栖町奈留組)  
(市民協働課) . . . 52
- 地縁団体変更告示(戸奈瀬町自治会)  
(市民協働課) . . . 53
- 指定ごみ袋の取扱販売業務の委託解約告示  
(環境保全課) . . . 54
- 令和5年12月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領の公表  
(財政課) . . . 55
- 綾部市社会福祉施設等電気代高騰対策応援給付金交付要綱の一部改正  
(高齢者支援課) . . . 56
- 綾部市農林水産業者緊急特別支援事業補助金交付要綱の一部改正  
(農政課) . . . 57



告示	・ ・ ・ 233
・ 綾部市学校評議員設置要綱の 廃止	・ ・ ・ 234
○教育長訓令甲	
・ 綾部市立の小学校及び中学校 に勤務する府費負担教職員の 服務に関する規程の一部改正	・ ・ ・ 235
○十倉財産区告示	
・ 綾部市十倉財産区議会招集告 示	・ ・ ・ 237

条 例

綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 1 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 3 号

綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年綾部市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

（5）特定個人番号利用事務 法第 1 9 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（6）利用特定個人情報 法第 1 9 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 3 条中「利用」の次に「及び特定個人情報の提供」を加える。

第 4 条第 1 項中「第 3 項の規定により法別表第 2 の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第 2 欄に掲げる事務」を「行う特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第 1 中 2 0 の項を 2 1 の項とし、同項の前に次のように加える。

2 0 市長	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務
--------	---

別表第 2 の 1 の項中「（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）」を削り、

「

	（1 5）療育手帳の交付に関する情報 （以下「療育手帳交付関係情報」という。）	を
--	--	---

」

条 例

		(15) 療育手帳の交付に関する情報 (以下「療育手帳交付関係情報」という。) (16) 生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)	に
--	--	--	---

改め、同表の2の項を次のように改める。

2 市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による給付の支給又は実費の徴収に関する事務	(1) 生活保護関係情報 (2) 外国人生活保護関係情報
------	---	---------------------------------

別表第2の7の項中

		(10) 老人医療費支給事業関係情報	を
--	--	--------------------	---

		(10) 老人医療費支給事業関係情報 (11) 外国人生活保護関係情報	に
--	--	--	---

改め、同表の9の項を次のように改める。

9 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務	(1) 障害者関係情報 (2) 生活保護関係情報 (3) 外国人生活保護関係情報
------	--	--

別表第2の12の項中

		(10) 成人・老人保健事業の対象者の調査及び付帯調査に関する情報(以下「成人・老人保健事業関係情報」という。)	を
--	--	--	---

		(10) 成人・老人保健事業の対象者の調査及び付帯調査に関する情報(以下「成人・老人保健事業関係情報」という。) (11) 外国人生活保護関係情報	に
--	--	--	---

条 例

改め、同表の 13 の項中

		(4) 住民票関係情報	を
--	--	-------------	---

		(4) 住民票関係情報 (5) 外国人生活保護関係情報	に
--	--	--------------------------------	---

改め、同表の 17 の項から 19 の項までの規定中

		(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報	を
--	--	---	---

		(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報 (11) 外国人生活保護関係情報	に
--	--	---	---

改め、同表の 20 の項中

		(11) 療育手帳交付関係情報	を
--	--	-----------------	---

		(11) 療育手帳交付関係情報 (12) 外国人生活保護関係情報	に
--	--	-------------------------------------	---

改め、同表の 21 の項中

		(9) 療育手帳交付関係情報	を
--	--	----------------	---

		(9) 療育手帳交付関係情報 (10) 外国人生活保護関係情報	に
--	--	------------------------------------	---

改め、同表の 2 3 の項中

		(5) 福祉医療費支給事業関係情報	を
--	--	-------------------	---

		(5) 福祉医療費支給事業関係情報 (6) 外国人生活保護関係情報	に
--	--	--------------------------------------	---

改め、同表の 2 5 の項中

		(5) 介護保険給付等関係情報	を
--	--	-----------------	---

		(5) 介護保険給付等関係情報 (6) 外国人生活保護関係情報	に
--	--	------------------------------------	---

改め、同表の 2 8 の項中

		(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報	を
--	--	----------------------	---

		(4) 中国残留邦人等支援給付等関係情報 (5) 外国人生活保護関係情報	に
--	--	---	---

改め、同表の 2 9 の項中

		(7) 重度心身障害老人健康管理事業関係情報	を
--	--	------------------------	---

		(7) 重度心身障害老人健康管理事業関係情報 (8) 外国人生活保護関係情報	に
--	--	---	---

改め、同表の 3 0 の項中

条 例

		(5) 成人・老人保健事業関係情報	を
--	--	-------------------	---

		(5) 成人・老人保健事業関係情報 (6) 外国人生活保護関係情報	に
--	--	--------------------------------------	---

改め、同表に次のように加える。

33 市長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務	(1) 医療保険給付関係情報 (2) 障害者関係情報 (3) 生活保護関係情報 (4) 地方税関係情報 (5) 年金給付関係情報 (6) 児童扶養手当関係情報 (7) 特別児童扶養手当関係情報 (8) 児童手当関係情報 (9) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)による失業等給付又は育児休業給付の支給に関する情報 (10) 介護保険給付等関係情報
-------	--	--

別表第3中

		(5) 児童扶養手当関係情報	を
--	--	----------------	---

		(5) 児童扶養手当関係情報 (6) 外国人生活保護関係情報	に
--	--	-----------------------------------	---

改める。

附 則

この条例は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)附則第1条第6号の政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

- (1) 第3条の改正規定 公布の日

- (2) 第2条に次の2号を加える改正規定並びに第4条第1項及び第3項の改正規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第1条本文に掲げる規定の施行の日

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月18日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第34号

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の  
一部を改正する条例

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例（平成23年綾部市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1有岡町定住支援住宅の項を削る。

別表2有岡町定住支援住宅の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年2月1日から施行する。

綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月18日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第35号

綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 綾部市長等の給与及び旅費に関する条例（昭和32年綾部市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の綾部市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の給与等条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。  
（給与の内払）
- 3 改正後の給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の綾部市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。  
（その他）
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月18日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第36号

綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和27年綾部市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の給与等条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。  
（給与の内払）
- 3 改正後の給与等条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の綾部市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。  
（その他）
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月18日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第37号

綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 綾部市一般職職員の給与に関する条例（昭和26年綾部市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第19条の4第2項中「100分の120」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の67.5」を「100分の70」に改める。

第19条の7第2項第1号中「100分の100」を「100分の105」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

条 例

別表第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 円						
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400

条 例

	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
定年再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
	94		295,900	343,600	382,300			
	95		296,200	344,100	382,600			
	96		296,600	344,500	382,900			
	97		296,800	344,700	383,200			
	98		297,100	345,100	383,500			
	99		297,500	345,500	383,800			
	100		297,900	345,800	384,100			

条 例

	101		298,100	346,100	384,400			
	102		298,400	346,500				
	103		298,800	346,900				
	104		299,100	347,300				
	105		299,300	347,800				
	106		299,600	348,200				
	107		300,000	348,600				
	108		300,300	349,000				
	109		300,500	349,500				
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

備考 この表は、教育職給料表の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第2

教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	177,200	193,400	303,200
	2	178,700	195,500	305,800
	3	180,300	197,600	308,600
	4	181,800	199,800	311,000
	5	183,400	201,900	313,300
	6	185,300	204,000	315,400
	7	187,100	206,100	317,500
	8	189,000	208,200	319,600
	9	190,700	210,400	321,600
	10	192,800	212,800	323,800
	11	194,800	215,100	326,100
	12	196,800	217,300	328,400
	13	198,800	219,700	330,600
	14	200,900	221,400	332,400
	15	203,000	222,900	334,200
	16	205,100	224,400	335,900
	17	207,300	226,100	337,600
	18	209,400	227,400	339,600
	19	211,600	228,600	341,600
	20	213,500	229,900	343,600
	21	215,700	231,600	345,600
	22	217,300	233,300	347,200
	23	218,800	235,000	348,800
	24	220,300	236,600	350,300
	25	221,800	238,100	351,800
	26	222,900	240,100	353,600
	27	224,000	242,000	355,300
	28	225,200	243,900	357,000
	29	226,700	245,600	358,600
	30	228,200	248,000	360,200
	31	229,700	250,400	361,800
	32	231,200	252,800	363,300
	33	232,500	255,200	364,600
	34	234,100	257,600	366,100
	35	235,800	259,900	367,600
	36	237,200	262,100	369,300
	37	238,500	264,300	371,000
	38	239,900	266,500	372,500
	39	241,300	268,900	373,800
	40	242,700	271,000	375,200

条 例

	41	244,000	273,300	376,300
	42	245,300	275,600	377,700
	43	246,500	277,800	379,100
	44	247,800	279,900	380,600
	45	249,100	282,000	382,000
	46	250,400	284,200	383,600
	47	251,600	286,300	385,100
	48	252,700	288,200	386,600
	49	253,800	290,300	387,900
	50	255,100	292,000	389,400
	51	256,400	293,800	390,800
	52	257,400	295,500	392,100
	53	258,500	296,800	393,300
	54	259,900	298,800	394,600
	55	260,900	300,700	395,700
	56	261,900	302,700	396,800
	57	262,900	304,700	398,000
	58	263,900	306,800	399,200
	59	264,900	309,000	400,400
	60	265,900	311,200	401,600
	61	266,800	313,300	402,700
	62	267,500	315,600	403,700
	63	268,200	317,800	405,000
	64	268,800	319,900	406,200
	65	269,500	322,000	407,400
	66	270,700	323,500	408,500
	67	271,800	325,000	409,600
	68	272,900	326,500	410,700
	69	274,200	328,200	411,700
	70	275,600	330,200	412,900
	71	276,800	332,200	414,100
	72	278,000	334,100	415,300
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	73	278,800	335,900	415,900
	74	279,700	337,900	416,700
	75	280,700	339,800	417,400
	76	281,700	341,700	417,900
	77	282,600	343,400	418,200
	78	283,600	345,200	418,600
	79	284,700	346,900	419,000
	80	285,500	348,600	419,400
	81	286,300	350,400	419,700
	82	287,100	352,100	420,100
	83	287,900	353,500	420,500
	84	288,700	355,100	420,800

条 例

85	289,600	356,300	421,100
86	290,400	357,900	421,500
87	291,100	359,400	421,900
88	291,900	360,900	422,200
89	292,800	362,200	422,500
90	293,700	363,500	422,800
91	294,600	364,800	423,100
92	295,300	366,200	423,300
93	295,600	367,600	423,500
94	296,300	368,900	
95	297,000	370,100	
96	297,700	371,200	
97	298,400	372,200	
98	299,200	373,200	
99	300,000	374,200	
100	300,700	375,100	
101	301,400	375,900	
102	301,800	376,900	
103	302,200	377,800	
104	302,600	378,700	
105	302,800	379,500	
106	303,100	380,400	
107	303,400	381,300	
108	303,600	382,200	
109	303,800	383,000	
110	304,000	384,000	
111	304,300	384,900	
112	304,600	385,800	
113	304,800	386,400	
114	305,000	387,300	
115	305,200	388,200	
116	305,500	389,100	
117	305,800	389,900	
118	306,000	390,600	
119	306,300	391,400	
120	306,600	392,200	
121	306,800	392,800	
122	307,000	393,600	
123	307,200	394,300	
124	307,500	395,000	
125	307,800	395,600	
126		396,300	
127		396,800	
128		397,400	

条 例

	129		398,100	
	130		398,700	
	131		399,200	
	132		399,700	
	133		400,000	
	134		400,300	
	135		400,600	
	136		400,900	
	137		401,200	
	138		401,500	
	139		401,800	
	140		402,100	
	141		402,400	
	142		402,700	
	143		403,000	
	144		403,300	
	145		403,500	
	146		403,800	
	147		404,100	
	148		404,300	
	149		404,500	
	150		404,800	
	151		405,100	
	152		405,300	
	153		405,500	
	154		405,800	
	155		406,100	
	156		406,300	
	157		406,500	
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円
		226,200	272,100	325,500

備考 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭及び助教諭に適用する。

第2条 綾部市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条の4第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第19条の7第2項第1号中「100分の105」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の48.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の綾部市一般職職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は令和5年4月1日から、改正後の給与条例第19条の4第2項及び第3項並びに第19条の7第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の綾部市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月18日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第38号

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

第1条 綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年綾部市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の120」を「100分の125」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

給 料 表

職務 の級 号給	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	162,100	208,000
2	163,200	209,700
3	164,400	211,400
4	165,500	212,900
5	166,600	214,400
6	167,700	216,200
7	168,800	217,900
8	169,900	219,600
9	170,900	221,100
10	172,300	222,600
11	173,600	224,100
12	174,900	225,600
13	176,100	226,800
14	177,600	228,200
15	179,100	229,600
16	180,700	231,000
17	181,800	232,400
18	183,200	234,000
19	184,600	235,500
20	186,000	236,900
21	187,300	238,100
22	189,600	239,700
23	191,800	241,200
24	194,000	242,600
25	196,200	243,600
26	197,900	245,100
27	199,400	246,400
28	200,900	247,600
29	202,400	248,700
30	203,800	249,700
31	205,200	250,600
32	206,600	251,500
33	208,000	252,400
34	209,300	253,300
35	210,600	254,100
36	211,900	254,900
37	213,200	255,600
38	214,400	256,700
39	215,600	257,900
40	216,700	259,000

条 例

41	217, 800	260, 200
42	218, 900	261, 400
43	219, 900	262, 500
44	220, 900	263, 600
45	221, 800	264, 700
46	222, 700	265, 800
47	223, 600	266, 900
48	224, 500	267, 900
49	225, 400	268, 900
50	226, 300	269, 900
51	227, 200	270, 900
52	228, 100	271, 800
53	228, 900	272, 700
54	229, 800	273, 600
55	230, 700	274, 500
56	231, 500	275, 400
57	231, 800	276, 300
58	232, 600	277, 200
59	233, 300	278, 100
60	233, 900	279, 000
61	234, 500	280, 000
62	235, 200	281, 000
63	235, 800	281, 900
64	236, 300	282, 800
65	236, 800	283, 300
66	237, 300	284, 000
67	237, 800	284, 700
68	238, 400	285, 600
69	238, 900	286, 600
70	239, 400	287, 400
71	239, 900	288, 200
72	240, 400	289, 000
73	240, 900	289, 700
74	241, 400	290, 200
75	241, 800	290, 600
76	242, 300	291, 000
77	242, 800	291, 200
78	243, 300	291, 500
79	243, 800	291, 700
80	244, 300	292, 000
81	244, 700	292, 200
82	245, 200	292, 400
83	245, 600	292, 700
84	246, 000	292, 900

条 例

85	246,400	293,200
86	246,800	293,500
87	247,200	293,800
88	247,600	294,100
89	248,000	294,400
90	248,500	294,800
91	248,800	295,100
92	249,100	295,500
93	249,400	295,700
94		295,900
95		296,200
96		296,600
97		296,800
98		297,100
99		297,500
100		297,900
101		298,100
102		298,400
103		298,800
104		299,100
105		299,300
106		299,600
107		300,000
108		300,300
109		300,500
110		300,900
111		301,300
112		301,600
113		301,800
114		302,000
115		302,300
116		302,700
117		302,900
118		303,100
119		303,400
120		303,700
121		304,100
122		304,300
123		304,600
124		304,900
125		305,200

第 2 条 綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「100分の125」を「100分の122.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の給与等条例」という。）別表第 1 の規定は令和 5 年 4 月 1 日から、改正後の給与等条例第 9 条第 2 項の規定は同年 1 2 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与等条例の規定を適用する場合には、第 1 条の規定による改正前の綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 1 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 9 号

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年綾部市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項第 2 号中「同条第 1 1 項」を「同条第 1 0 項」に改める。

第 3 6 条第 3 項中「第 6 条第 2 項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加え、「「同号に掲げる」を「同条第 1 号に掲げる」」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月18日

綾部市長 山崎善也

綾部市条例第40号

綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例

綾部市国民健康保険条例（昭和34年綾部市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第10条の2中「及び第19条の3」を「、第19条の3及び第19条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に、「及び国民健康保険」を「並びに国民健康保険」に改める。

第12条第1項中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第15条の6の2中「及び第19条の3」を「、第19条の3及び第19条の4」に改め、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第15条の7中「第19条」の次に「及び第19条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第18条第1項中「減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者」を「減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者」に改め、「（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた」の次に「若しくは特例対象被保険者等でなくなつた」を加え、「第15条の6の3、第15条の6の6」を「第15条の6の3若しくは第15条の6の6」に、「増加若しくは減少した場合」を「増加又は減少した場合」に改め、「又は特例対象被保険者等となつた場合」を削り、「第19条第1項各号に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「第19条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の3第1項（同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第15条若しくは第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第19条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」に、「とする。）又は」を「とする。）

若しくは」に、「又は特例対象被保険者等となつた日」を「若しくは特例対象被保険者等となつた若しくは特例対象被保険者等でなくなつた日」に改め、同条第2項中「第15条の6の3、第15条の6の6」を「第15条の6の3若しくは第15条の6の6の額」に、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額」を「、第19条の3第1項に定める第15条若しくは第15条の5の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の3第4項第1号に定める額、第19条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額」に改める。

第19条第1項第1号中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第19条の3第1項及び第4項第1号中「保険料額」を「保険料率」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第11条又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする（第5項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第25条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第15条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の6の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ」とあるのは「規定する

出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第11条又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第15条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条又は第15条の2」とあるのは「第15条の6の3又は第15条の6の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の6の5」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第11条又は第15条の2」とあるのは「第15条の8」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の11」と読み替えるものとする。

第25条の3の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に関する届出）

第25条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
  - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
  - (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
  - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第19条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

綾部市印鑑条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 1 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 5 5 号

綾部市印鑑条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

綾部市印鑑条例の一部を改正する条例（令和 5 年綾部市条例第 2 8 号）附則本文の規定に基づき、この規則を定める。

綾部市印鑑条例の一部を改正する条例附則本文に掲げる規定の施行期日は、令和 5 年 1 2 月 2 0 日とする。

# 規 則

綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 1 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 5 6 号

## 綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成 8 年綾部市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 3 条」を「第 4 4 条」に改める。

第 4 3 条の次に次の 1 条を加える。

（出産被保険者の保険料の減額）

第 4 4 条 条例第 2 5 条の 4 に規定する届出は、産前産後期間に係る保険料軽減届出書（様式第 4 2 号）により行うものとする。ただし、同条第 4 項の規定による減額を受ける場合は、この限りでない。

様式第 3 0 号及び様式第 3 1 号中

「

軽 減 額		
割合	均等割額	平等割額

を

」

「

軽 減 額			
割合	所得割額	均等割額	平等割額

に改める。

」

様式第 4 1 号（その 4）の次に次の 1 様式を加える。

様式第 4 2 号 (第 4 4 条関係)

産前産後期間に係る保険料軽減届出書		
綾部市長 様		
綾部市国民健康保険条例第 2 5 条の 4 の規定により、次のとおり届け出ます。		
届出年月日	年 月 日	
A. 世 帯 主	フリガナ	
	①氏 名	
	②生年月日	年 月 日
	③住 所	
	④個人番号	
	⑤電話番号	
B. 出 産 す る 方	<input type="checkbox"/> 世帯主と同じ	
	フリガナ	
	①氏 名	
	②生年月日	年 月 日
	③住 所	
	④個人番号	
C. 出産予定日又は出産日	年 月 日	
D. 単胎妊娠又は多胎妊娠の別	単胎 ・ 多胎	
<p>&lt;注意事項&gt;</p> <p>1. この届出書は、出産予定日の 6 か月前から提出することができます。</p> <p>2. 出産後にこの届出書を提出する場合は、出産予定日の代わりに出産日を記入してください。なお、以前お住まいの市町村に産前産後期間の保険料軽減について届け出ている場合は、その際に届け出た出産予定日又は出産日を記入してください。</p> <p>3. 届出に当たっては、この届出書に次の書類を添えてください。</p> <p>①出産予定日を確認することができる書類（出産後に届出を行う場合は、出産日を確認することができる書類及び出産した方と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類）</p> <p>②単胎妊娠又は多胎妊娠の別を確認することができる書類</p>		

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

## 規 則

綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 1 2 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

### 綾部市規則第 5 7 号

綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の  
一部を改正する規則

綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 3 3 年綾部市規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 及び別表第 3 の 2 を次のように改める。

#### 別表第 3

昇格時号給対応表

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
1 0	1	1	1	2	2	1
1 1	1	1	1	3	3	1
1 2	1	1	1	4	4	1
1 3	1	1	1	5	5	1
1 4	1	1	1	6	6	2
1 5	1	1	1	7	7	3
1 6	1	1	1	8	8	4
1 7	1	1	1	9	9	5
1 8	1	2	2	1 0	1 0	6

規 則

1 9	1	3	3	1 1	1 1	7
2 0	1	4	4	1 2	1 2	8
2 1	1	5	5	1 3	1 3	9
2 2	1	6	6	1 4	1 4	1 0
2 3	1	7	7	1 5	1 5	1 1
2 4	1	8	8	1 6	1 6	1 2
2 5	1	9	9	1 7	1 7	1 3
2 6	1	1 0	1 0	1 8	1 8	1 4
2 7	1	1 1	1 1	1 9	1 9	1 5
2 8	1	1 2	1 2	2 0	2 0	1 6
2 9	1	1 3	1 3	2 1	2 1	1 7
3 0	1	1 4	1 4	2 2	2 2	1 8
3 1	1	1 5	1 5	2 3	2 3	1 9
3 2	1	1 6	1 6	2 4	2 4	2 0
3 3	1	1 7	1 7	2 5	2 5	2 1
3 4	2	1 8	1 8	2 6	2 6	2 1
3 5	3	1 9	1 9	2 7	2 7	2 2
3 6	4	2 0	2 0	2 8	2 8	2 2
3 7	5	2 1	2 1	2 9	2 9	2 3
3 8	6	2 2	2 2	3 0	3 0	2 3
3 9	7	2 3	2 3	3 1	3 1	2 4
4 0	8	2 4	2 4	3 2	3 2	2 4
4 1	9	2 5	2 5	3 3	3 3	2 5
4 2	1 0	2 6	2 6	3 4	3 4	2 5
4 3	1 1	2 7	2 7	3 5	3 5	2 6
4 4	1 2	2 8	2 8	3 6	3 6	2 6
4 5	1 3	2 9	2 9	3 7	3 7	2 7
4 6	1 4	3 0	3 0	3 8	3 8	2 7
4 7	1 5	3 1	3 1	3 9	3 9	2 8
4 8	1 6	3 2	3 2	4 0	4 0	2 8
4 9	1 7	3 3	3 3	4 1	4 1	2 9
5 0	1 8	3 4	3 4	4 2	4 1	2 9
5 1	1 9	3 5	3 5	4 3	4 2	2 9
5 2	2 0	3 6	3 6	4 4	4 2	2 9
5 3	2 1	3 7	3 7	4 5	4 3	3 0
5 4	2 1	3 7	3 8	4 6	4 3	3 0
5 5	2 2	3 8	3 9	4 7	4 4	3 0
5 6	2 2	3 8	4 0	4 8	4 4	3 0

規 則

5 7	2 3	3 9	4 1	4 9	4 5	3 1
5 8	2 3	3 9	4 2	5 0	4 5	3 1
5 9	2 4	4 0	4 3	5 1	4 6	3 1
6 0	2 4	4 0	4 4	5 2	4 6	3 1
6 1	2 5	4 1	4 5	5 3	4 7	3 1
6 2	2 5	4 2	4 5	5 4	4 7	3 1
6 3	2 6	4 3	4 5	5 5	4 8	3 1
6 4	2 6	4 4	4 6	5 6	4 8	3 1
6 5	2 7	4 5	4 6	5 7	4 9	3 1
6 6	2 7	4 5	4 6	5 8	4 9	3 1
6 7	2 8	4 6	4 7	5 9	5 0	3 1
6 8	2 8	4 6	4 7	6 0	5 0	3 1
6 9	2 9	4 7	4 7	6 1	5 0	3 1
7 0	2 9	4 7	4 8	6 2	5 0	3 1
7 1	2 9	4 8	4 8	6 3	5 0	3 1
7 2	3 0	4 8	4 8	6 4	5 0	3 1
7 3	3 0	4 9	4 9	6 5	5 0	3 1
7 4	3 0	4 9	4 9	6 6	5 0	3 1
7 5	3 1	4 9	4 9	6 7	5 0	3 1
7 6	3 1	4 9	5 0	6 8	5 0	3 1
7 7	3 1	4 9	5 0	6 8	5 1	3 1
7 8	3 2	5 0	5 0	6 8	5 1	3 2
7 9	3 2	5 0	5 1	6 8	5 1	3 2
8 0	3 2	5 0	5 1	6 8	5 1	3 2
8 1	3 3	5 0	5 1	6 9	5 1	3 2
8 2	3 3	5 0	5 2	6 9	5 1	3 2
8 3	3 3	5 1	5 2	6 9	5 1	3 2
8 4	3 4	5 1	5 2	6 9	5 1	3 2
8 5	3 4	5 1	5 3	6 9	5 1	3 3
8 6	3 4	5 1	5 3	7 0	5 1	
8 7	3 5	5 1	5 3	7 0	5 1	
8 8	3 5	5 2	5 3	7 0	5 1	
8 9	3 5	5 2	5 4	7 1	5 2	
9 0	3 6	5 2	5 4	7 2	5 2	
9 1	3 6	5 2	5 4	7 3	5 2	
9 2	3 6	5 2	5 4	7 4	5 2	
9 3	3 7	5 3	5 5	7 5	5 3	
9 4		5 3	5 5	7 6		

規 則

9 5		5 3	5 5	7 7		
9 6		5 3	5 5	7 8		
9 7		5 3	5 5	7 9		
9 8		5 4	5 5	8 0		
9 9		5 4	5 5	8 1		
1 0 0		5 4	5 6	8 2		
1 0 1		5 4	5 6	8 3		
1 0 2		5 4	5 6			
1 0 3		5 5	5 6			
1 0 4		5 5	5 6			
1 0 5		5 5	5 6			
1 0 6		5 5	5 6			
1 0 7		5 5	5 7			
1 0 8		5 6	5 7			
1 0 9		5 6	5 7			
1 1 0		5 6	5 7			
1 1 1		5 6	5 7			
1 1 2		5 6	5 7			
1 1 3		5 6	5 7			
1 1 4		5 6				
1 1 5		5 6				
1 1 6		5 6				
1 1 7		5 7				
1 1 8		5 7				
1 1 9		5 7				
1 2 0		5 7				
1 2 1		5 7				
1 2 2		5 7				
1 2 3		5 7				
1 2 4		5 7				
1 2 5		5 7				

イ 教育職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日 に受けていた号給	昇格後の号給	
	2 級	3 級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1

規 則

5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
1 0	2	1
1 1	3	1
1 2	4	1
1 3	5	1
1 4	6	1
1 5	7	1
1 6	8	1
1 7	9	1
1 8	1 0	1
1 9	1 1	1
2 0	1 2	1
2 1	1 3	1
2 2	1 4	1
2 3	1 5	1
2 4	1 6	1
2 5	1 7	1
2 6	1 8	1
2 7	1 9	1
2 8	2 0	1
2 9	2 1	1
3 0	2 2	1
3 1	2 3	1
3 2	2 4	1
3 3	2 5	1
3 4	2 6	1
3 5	2 7	1
3 6	2 8	1
3 7	2 9	1
3 8	3 0	1
3 9	3 1	1
4 0	3 2	1
4 1	3 3	1
4 2	3 4	1

規 則

4 3	3 5	1
4 4	3 6	1
4 5	3 7	1
4 6	3 7	2
4 7	3 8	3
4 8	3 8	4
4 9	3 9	5
5 0	3 9	6
5 1	4 0	7
5 2	4 0	8
5 3	4 1	9
5 4	4 1	1 0
5 5	4 2	1 1
5 6	4 2	1 2
5 7	4 3	1 3
5 8	4 3	1 4
5 9	4 4	1 5
6 0	4 4	1 6
6 1	4 5	1 7
6 2	4 5	1 8
6 3	4 6	1 9
6 4	4 6	2 0
6 5	4 7	2 1
6 6	4 7	2 2
6 7	4 8	2 3
6 8	4 8	2 4
6 9	4 9	2 5
7 0	4 9	2 6
7 1	5 0	2 7
7 2	5 0	2 8
7 3	5 1	2 9
7 4	5 1	3 0
7 5	5 2	3 1
7 6	5 2	3 2
7 7	5 3	3 3
7 8	5 3	3 4
7 9	5 3	3 5

規 則

8 0	5 4	3 6
8 1	5 4	3 7
8 2	5 4	3 8
8 3	5 5	3 9
8 4	5 5	4 0
8 5	5 5	4 1
8 6	5 6	4 2
8 7	5 6	4 3
8 8	5 6	4 4
8 9	5 7	4 5
9 0	5 7	4 6
9 1	5 8	4 7
9 2	5 8	4 8
9 3	5 9	4 9
9 4	5 9	5 0
9 5	6 0	5 1
9 6	6 0	5 2
9 7	6 1	5 3
9 8	6 1	5 4
9 9	6 1	5 5
1 0 0	6 1	5 6
1 0 1	6 2	5 7
1 0 2	6 2	5 8
1 0 3	6 2	5 9
1 0 4	6 2	6 0
1 0 5	6 3	6 1
1 0 6	6 3	6 2
1 0 7	6 3	6 3
1 0 8	6 3	6 4
1 0 9	6 4	6 5
1 1 0	6 4	6 6
1 1 1	6 4	6 7
1 1 2	6 4	6 8
1 1 3	6 5	6 9
1 1 4	6 5	6 9
1 1 5	6 5	7 0
1 1 6	6 5	7 0
1 1 7	6 6	7 1

規 則

1 1 8	6 6	7 1
1 1 9	6 6	7 2
1 2 0	6 6	7 2
1 2 1	6 7	7 3
1 2 2	6 7	7 3
1 2 3	6 7	7 4
1 2 4	6 7	7 4
1 2 5	6 8	7 5
1 2 6		7 5
1 2 7		7 6
1 2 8		7 6
1 2 9		7 7
1 3 0		7 7
1 3 1		7 8
1 3 2		7 8
1 3 3		7 8
1 3 4		7 8
1 3 5		7 9
1 3 6		7 9
1 3 7		7 9
1 3 8		7 9
1 3 9		8 0
1 4 0		8 0
1 4 1		8 0
1 4 2		8 0
1 4 3		8 0
1 4 4		8 0
1 4 5		8 0
1 4 6		8 0
1 4 7		8 0
1 4 8		8 0
1 4 9		8 0
1 5 0		8 0
1 5 1		8 0
1 5 2		8 0
1 5 3		8 0
1 5 4		8 1
1 5 5		8 1

規 則

1 5 6		8 1
1 5 7		8 1

別表第3の2

降格時号給対応表

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給					
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	3 3	1 7	1 7	9	9	1 3
2	3 3	1 8	1 8	1 0	1 0	1 4
3	3 3	1 9	1 9	1 1	1 1	1 5
4	3 4	2 0	2 0	1 2	1 2	1 6
5	3 5	2 1	2 1	1 3	1 3	1 7
6	3 6	2 2	2 2	1 4	1 4	1 8
7	3 8	2 3	2 3	1 5	1 5	1 9
8	3 9	2 4	2 4	1 6	1 6	2 0
9	4 1	2 5	2 5	1 7	1 7	2 1
1 0	4 2	2 6	2 6	1 8	1 8	2 2
1 1	4 3	2 7	2 7	1 9	1 9	2 3
1 2	4 4	2 8	2 8	2 0	2 0	2 4
1 3	4 5	2 9	2 9	2 1	2 1	2 5
1 4	4 6	3 0	3 0	2 2	2 2	2 6
1 5	4 7	3 1	3 1	2 3	2 3	2 7
1 6	4 8	3 2	3 2	2 4	2 4	2 8
1 7	4 9	3 3	3 3	2 5	2 5	2 9
1 8	5 0	3 4	3 4	2 6	2 6	3 0
1 9	5 1	3 5	3 5	2 7	2 7	3 1
2 0	5 2	3 6	3 6	2 8	2 8	3 2
2 1	5 4	3 7	3 7	2 9	2 9	3 4
2 2	5 6	3 8	3 8	3 0	3 0	3 6
2 3	5 8	3 9	3 9	3 1	3 1	3 8
2 4	6 0	4 0	4 0	3 2	3 2	4 0
2 5	6 2	4 1	4 1	3 3	3 3	4 2
2 6	6 4	4 2	4 2	3 4	3 4	4 4
2 7	6 6	4 3	4 3	3 5	3 5	4 6
2 8	6 8	4 4	4 4	3 6	3 6	4 8
2 9	7 1	4 5	4 5	3 7	3 7	5 2
3 0	7 4	4 6	4 6	3 8	3 8	5 6
3 1	7 7	4 7	4 7	3 9	3 9	7 7

規 則

3 2	8 0	4 8	4 8	4 0	4 0	8 4
3 3	8 3	4 9	4 9	4 1	4 1	8 5
3 4	8 6	5 0	5 0	4 2	4 2	8 5
3 5	8 9	5 1	5 1	4 3	4 3	8 5
3 6	9 2	5 2	5 2	4 4	4 4	8 5
3 7	9 3	5 4	5 3	4 5	4 5	8 5
3 8	9 3	5 6	5 4	4 6	4 6	8 5
3 9	9 3	5 8	5 5	4 7	4 7	8 5
4 0	9 3	6 0	5 6	4 8	4 8	8 5
4 1	9 3	6 1	5 7	4 9	5 0	8 5
4 2	9 3	6 2	5 8	5 0	5 2	8 5
4 3	9 3	6 3	5 9	5 1	5 4	8 5
4 4	9 3	6 4	6 0	5 2	5 6	8 5
4 5	9 3	6 6	6 3	5 3	5 8	8 5
4 6	9 3	6 8	6 6	5 4	6 0	8 5
4 7	9 3	7 0	6 9	5 5	6 2	8 5
4 8	9 3	7 2	7 2	5 6	6 4	8 5
4 9	9 3	7 7	7 5	5 7	6 6	8 5
5 0	9 3	8 2	7 8	5 8	7 6	8 5
5 1	9 3	8 7	8 1	5 9	8 8	8 5
5 2	9 3	9 2	8 4	6 0	9 2	8 5
5 3	9 3	9 7	8 8	6 1	9 3	8 5
5 4	9 3	1 0 2	9 2	6 2	9 3	8 5
5 5	9 3	1 0 7	9 9	6 3	9 3	8 5
5 6	9 3	1 1 6	1 0 6	6 4	9 3	8 5
5 7	9 3	1 2 5	1 1 3	6 5	9 3	8 5
5 8	9 3	1 2 5	1 1 3	6 6	9 3	8 5
5 9	9 3	1 2 5	1 1 3	6 7	9 3	8 5
6 0	9 3	1 2 5	1 1 3	6 8	9 3	8 5
6 1	9 3	1 2 5	1 1 3	6 9	9 3	8 5
6 2	9 3	1 2 5	1 1 3	7 0	9 3	
6 3	9 3	1 2 5	1 1 3	7 1	9 3	
6 4	9 3	1 2 5	1 1 3	7 2	9 3	
6 5	9 3	1 2 5	1 1 3	7 3	9 3	
6 6	9 3	1 2 5	1 1 3	7 4	9 3	
6 7	9 3	1 2 5	1 1 3	7 5	9 3	
6 8	9 3	1 2 5	1 1 3	8 0	9 3	
6 9	9 3	1 2 5	1 1 3	8 5	9 3	

規 則

7 0	9 3	1 2 5	1 1 3	8 8	9 3	
7 1	9 3	1 2 5	1 1 3	8 9	9 3	
7 2	9 3	1 2 5	1 1 3	9 0	9 3	
7 3	9 3	1 2 5	1 1 3	9 1	9 3	
7 4	9 3	1 2 5	1 1 3	9 2	9 3	
7 5	9 3	1 2 5	1 1 3	9 3	9 3	
7 6	9 3	1 2 5	1 1 3	9 4	9 3	
7 7	9 3	1 2 5	1 1 3	9 5	9 3	
7 8	9 3	1 2 5	1 1 3	9 6	9 3	
7 9	9 3	1 2 5	1 1 3	9 7	9 3	
8 0	9 3	1 2 5	1 1 3	9 8	9 3	
8 1	9 3	1 2 5	1 1 3	9 9	9 3	
8 2	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 0	9 3	
8 3	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1	9 3	
8 4	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1	9 3	
8 5	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1	9 3	
8 6	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1		
8 7	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1		
8 8	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1		
8 9	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1		
9 0	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1		
9 1	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1		
9 2	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1		
9 3	9 3	1 2 5	1 1 3	1 0 1		
9 4	9 3	1 2 5	1 1 3			
9 5	9 3	1 2 5	1 1 3			
9 6	9 3	1 2 5	1 1 3			
9 7	9 3	1 2 5	1 1 3			
9 8	9 3	1 2 5	1 1 3			
9 9	9 3	1 2 5	1 1 3			
1 0 0	9 3	1 2 5	1 1 3			
1 0 1	9 3	1 2 5	1 1 3			
1 0 2	9 3	1 2 5				
1 0 3	9 3	1 2 5				
1 0 4	9 3	1 2 5				
1 0 5	9 3	1 2 5				
1 0 6	9 3	1 2 5				
1 0 7	9 3	1 2 5				

規 則

1 0 8	9 3	1 2 5				
1 0 9	9 3	1 2 5				
1 1 0	9 3	1 2 5				
1 1 1	9 3	1 2 5				
1 1 2	9 3	1 2 5				
1 1 3	9 3	1 2 5				
1 1 4	9 3					
1 1 5	9 3					
1 1 6	9 3					
1 1 7	9 3					
1 1 8	9 3					
1 1 9	9 3					
1 2 0	9 3					
1 2 1	9 3					
1 2 2	9 3					
1 2 3	9 3					
1 2 4	9 3					
1 2 5	9 3					

イ 教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日 に受けていた号給	降格後の号給	
	1 級	2 級
1	9	4 5
2	1 0	4 6
3	1 0	4 7
4	1 1	4 8
5	1 2	4 9
6	1 3	5 0
7	1 4	5 1
8	1 5	5 2
9	1 6	5 3
1 0	1 7	5 4
1 1	1 8	5 5
1 2	1 9	5 6
1 3	2 0	5 7
1 4	2 2	5 8
1 5	2 3	5 9
1 6	2 4	6 0
1 7	2 5	6 1

規 則

1 8	2 6	6 2
1 9	2 7	6 3
2 0	2 8	6 4
2 1	2 9	6 5
2 2	3 0	6 6
2 3	3 1	6 7
2 4	3 2	6 8
2 5	3 3	6 9
2 6	3 4	7 0
2 7	3 5	7 1
2 8	3 6	7 2
2 9	3 7	7 3
3 0	3 8	7 4
3 1	3 9	7 5
3 2	4 0	7 6
3 3	4 1	7 7
3 4	4 2	7 8
3 5	4 3	7 9
3 6	4 4	8 0
3 7	4 6	8 1
3 8	4 8	8 2
3 9	5 0	8 3
4 0	5 2	8 4
4 1	5 4	8 5
4 2	5 6	8 6
4 3	5 8	8 7
4 4	6 0	8 8
4 5	6 2	8 9
4 6	6 4	9 0
4 7	6 6	9 1
4 8	6 8	9 2
4 9	7 0	9 3
5 0	7 2	9 4
5 1	7 4	9 5
5 2	7 6	9 6
5 3	7 9	9 7
5 4	8 2	9 8
5 5	8 5	9 9

規 則

5 6	8 8	1 0 0
5 7	9 0	1 0 1
5 8	9 2	1 0 2
5 9	9 4	1 0 3
6 0	9 6	1 0 4
6 1	1 0 0	1 0 5
6 2	1 0 4	1 0 6
6 3	1 0 8	1 0 7
6 4	1 1 2	1 0 8
6 5	1 1 6	1 0 9
6 6	1 2 0	1 1 0
6 7	1 2 4	1 1 1
6 8	1 2 5	1 1 2
6 9	1 2 5	1 1 4
7 0	1 2 5	1 1 6
7 1	1 2 5	1 1 8
7 2	1 2 5	1 2 0
7 3	1 2 5	1 2 2
7 4	1 2 5	1 2 4
7 5	1 2 5	1 2 6
7 6	1 2 5	1 2 8
7 7	1 2 5	1 3 0
7 8	1 2 5	1 3 4
7 9	1 2 5	1 3 8
8 0	1 2 5	1 5 3
8 1	1 2 5	1 5 7
8 2	1 2 5	1 5 7
8 3	1 2 5	1 5 7
8 4	1 2 5	1 5 7
8 5	1 2 5	1 5 7
8 6	1 2 5	1 5 7
8 7	1 2 5	1 5 7
8 8	1 2 5	1 5 7
8 9	1 2 5	1 5 7
9 0	1 2 5	1 5 7
9 1	1 2 5	1 5 7
9 2	1 2 5	1 5 7
9 3	1 2 5	1 5 7

規 則

9 4	1 2 5	
9 5	1 2 5	
9 6	1 2 5	
9 7	1 2 5	
9 8	1 2 5	
9 9	1 2 5	
1 0 0	1 2 5	
1 0 1	1 2 5	
1 0 2	1 2 5	
1 0 3	1 2 5	
1 0 4	1 2 5	
1 0 5	1 2 5	
1 0 6	1 2 5	
1 0 7	1 2 5	
1 0 8	1 2 5	
1 0 9	1 2 5	
1 1 0	1 2 5	
1 1 1	1 2 5	
1 1 2	1 2 5	
1 1 3	1 2 5	
1 1 4	1 2 5	
1 1 5	1 2 5	
1 1 6	1 2 5	
1 1 7	1 2 5	
1 1 8	1 2 5	
1 1 9	1 2 5	
1 2 0	1 2 5	
1 2 1	1 2 5	
1 2 2	1 2 5	
1 2 3	1 2 5	
1 2 4	1 2 5	
1 2 5	1 2 5	
1 2 6	1 2 5	
1 2 7	1 2 5	
1 2 8	1 2 5	
1 2 9	1 2 5	
1 3 0	1 2 5	
1 3 1	1 2 5	

## 規 則

1 3 2	1 2 5	
1 3 3	1 2 5	
1 3 4	1 2 5	
1 3 5	1 2 5	
1 3 6	1 2 5	
1 3 7	1 2 5	
1 3 8	1 2 5	
1 3 9	1 2 5	
1 4 0	1 2 5	
1 4 1	1 2 5	
1 4 2	1 2 5	
1 4 3	1 2 5	
1 4 4	1 2 5	
1 4 5	1 2 5	
1 4 6	1 2 5	
1 4 7	1 2 5	
1 4 8	1 2 5	
1 4 9	1 2 5	
1 5 0	1 2 5	
1 5 1	1 2 5	
1 5 2	1 2 5	
1 5 3	1 2 5	
1 5 4	1 2 5	
1 5 5	1 2 5	
1 5 6	1 2 5	
1 5 7	1 2 5	

### 附 則

#### (施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

#### (経過措置)

- 2 令和5年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号級の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前の綾部市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該

異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

- 3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に市長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

綾部市個人情報保護に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月28日

綾部市長 山崎善也

綾部市規則第58号

綾部市個人情報保護に関する文書の様式を定める規則の一部を改正する規則

綾部市個人情報保護に関する文書の様式を定める規則（令和5年綾部市規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）」を「期間：  
」に、「担当者名」を「担当課等」に改め、「e-mail：」を削る。

様式第4号から様式第6号まで、様式第8号、様式第10号から様式第14号まで及び様式第16号から様式第19号までの規定中「担当者名」を「担当課等」に改め、「e-mail：」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

綾部市告示第 2 1 1 号

地縁による団体「鷹栖町奈留組」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 5 年 1 2 月 1 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者氏名を 綾部市鷹栖町奈留 1 8 番地 笹田 富士雄 に変更する

2 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 2 1 2 号

地縁による団体「戸奈瀬町自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 5 年 1 2 月 1 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者を 綾部市戸奈瀬町家ノ後 4 3 林 博文 に変更する

2 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第 2 1 3 号

綾部市指定ごみ袋の取扱販売店業務の委託を解約したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 5 年 1 2 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 令和 5 年度取扱販売店等の名称・所在地

取扱販売店等の名称	所 在 地
三 ツ 丸 ス ト ア 下 八 田 店	綾部市下八田町下沢 1 1 - 3

解約日 令和 5 年 1 0 月 1 0 日

2 令和 5 年度取扱販売店等の名称・所在地

取扱販売店等の名称	所 在 地
フ ェ ミ リ ー マ ー ト 綾 部 駅 前 通 店	綾部市駅前通 3 9 番地の 2

解約日 令和 5 年 1 2 月 1 3 日

綾部市告示第 2 1 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年 1 2 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 5 年 1 2 月 1 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 5 年度綾部市一般会計補正予算（第 7 号）
- 2 令和 5 年度綾部市一般会計補正予算（第 8 号）
- 3 令和 5 年度綾部市市立診療所等特別会計補正予算（第 1 号）
- 4 令和 5 年度綾部市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 5 令和 5 年度綾部市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 6 令和 5 年度綾部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 7 令和 5 年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 8 令和 5 年度綾部市上水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 9 令和 5 年度綾部市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 1 0 令和 5 年度綾部市病院事業会計補正予算（第 1 号）

綾部市告示第 2 1 5 号

綾部市社会福祉施設等電気代高騰対策応援給付金交付要綱（令和 4 年綾部市告示第 2 2 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 1 2 月 1 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 1 号中「令和 5 年 1 月 1 日」を「令和 6 年 1 月 1 日」に改め、同条第 3 号中「令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 1 2 月 3 1 日」を「令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 1 2 月 3 1 日」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 中「令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月」を「令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月」に、「7 5 0 円」を「2, 1 8 0 円」に、「3 7 5 円」を「6 4 0 円」に、「3, 7 5 0 円」を「6, 4 0 0 円」に改める。

別表第 3 中「令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月」を「令和 5 年 4 月から令和 6 年 3 月」に、「1 0 5 円」を「3 3 円」に改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 1 2 月 1 8 日から施行し、改正後の綾部市社会福祉施設等電気代高騰対策応援給付金交付要綱の規定は、同年 4 月 1 日から適用する。

綾部市告示第 2 1 6 号

綾部市農林水産業者緊急特別支援事業補助金交付要綱（令和 4 年綾部市告示第 2 0 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 5 年 1 2 月 1 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

補助対象事業		補助基準
農 業 関 係	宇治茶生産省エネ推進緊急対策事業	補助対象経費の 8 分の 1 以内の額とし、共同工場の場合は 1 6 6 万 6 千円を、個人工場の場合は 6 6 万 6 千円を限度とする。
	省エネ機器転換支援事業	補助対象経費の 8 分の 1 以内の額とし、6 2 万 5 千円を限度とする。
畜 産 業 関 係	輸入飼料価格高騰対策緊急支援事業	補助対象経費の 8 分の 1 以内の額とし、3 3 万 3 千円を限度とする。ただし、京都府事業実施要領に定める飼養頭羽数を超える場合は、8 3 万 3 千円を限度とする。
	省エネ機器転換等支援事業	補助対象経費の 8 分の 1 以内の額とし、1 2 万 5 千円を限度とする。ただし、京都府事業実施要領に定める飼養頭羽数を超える場合は、2 5 万円を限度とする。

附 則

この告示は、令和 5 年 1 2 月 1 8 日から施行し、改正後の綾部市農林水産業者緊急特別支援事業補助金交付要綱の規定は、令和 5 年度分の補助金から適用する。

綾部市告示第219号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和5年12月21日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号・枝番
令和4年 8月17日	綾0409-43001・01
令和5年 3月30日	綾0803-41024・01
令和4年 9月 2日	綾0908-85007・04

綾部市告示第 2 2 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条及び第 1 0 条の規定に基づき、道路を次のように認定する。

なお、その関係図面は下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 5 年 1 2 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 5 年 1 2 月 2 2 日から令和 6 年 1 月 5 日まで  
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
- 4 認定する路線

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
1 4 6 4	南 在 家 3 号 線	延町南在家 6 番 5 延町南在家 7 番 2	
1 4 6 5	井 倉 日 渡 り 線	井倉町日渡り 1 5 番 7 井倉町日渡り 8 番 4	

綾部市告示第 2 2 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 5 年 1 2 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 5 年 1 2 月 2 2 日から令和 6 年 1 月 5 日まで  
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 決定する路線の区域

整理番号	路 線 名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
1 4 6 4	南 在 家 3 号 線	延町南在家 6 番 5 延町南在家 7 番 2	最大 12.00 最小 6.00	62.97
1 4 6 5	井 倉 日 渡 り 線	井倉町日渡り 1 5 番 7 井倉町日渡り 8 番 4	最大 6.50 最小 6.00	90.30

綾部市告示第 2 2 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、令和 5 年 1 2 月 2 2 日から次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、下記のとおり一般の縦覧に供する。

令和 5 年 1 2 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市役所（建設部建設課管理担当）
- 2 縦覧期間 令和 5 年 1 2 月 2 2 日から令和 6 年 1 月 5 日まで  
（閉庁日は除く）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

4 供用開始する路線の区間

整理番号	路 線 名	区 間	
1 4 6 4	南 在 家 3 号 線	延町南在家 6 番 5	延町南在家 7 番 2
1 4 6 5	井 倉 日 渡 り 線	井倉町日渡り 1 5 番 7	井倉町日渡り 8 番 4

綾部市告示第 2 2 4 号

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 4 0 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 9 月末における公営企業会計の業務の状況について、別紙のとおり公表する。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

令和5年度

綾部市病院事業会計上期業務報告書

(令和5年4月1日から令和5年9月30日まで)

1 事業の概要

- (1) 患者数について、入院患者数は25,621人で、前年同期に比べ946人、3.6パーセント減少しました。一日平均患者数は140.0人で、前年同期に比べ5.2人、3.6パーセント減少しました。外来患者数は66,752人で、前年同期に比べ3,227人、4.6パーセント減少しました。一日平均患者数は542.7人で、前年同期に比べ26.2人、4.6パーセント減少しました。
- (2) 収益的収支における予算の執行状況は、収入が、執行額3,095,494千円（予算額6,907,617千円）で執行率44.8パーセント、支出では、執行額3,247,955千円（予算額6,986,818千円）で執行率46.5パーセント、収支差額は、△152,461千円となっています。
- (3) 資本的収支における予算の執行状況は、収入では、執行額14,962千円（予算額226,224千円）で執行率6.6パーセント、支出では、執行額80,290千円（予算額506,928千円）で執行率15.8パーセントとなっています。
- (4) 建設改良工事の発注額は、121,617千円（予算額308,394千円）、発注率は39.4パーセントとなっています。

2 経理の状況

(1) 業務量

(単位：人)

区 分		前年度	予定量	R 5. 9. 3 0現在	比較(%)	備 考
年 間 患 者 数	入院	50,322	56,730	25,621	45.2	
	外来	138,193	137,698	66,752	48.5	
一 日 平 均 患 者 数	入院	137.9	155.0	140.0	90.3	
	外来	568.7	569.0	542.7	95.4	

(2) 収益的収支

(単位：千円、税込)

科 目		前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備 考
収 入	病院事業収益	<b>6,635,202</b>	<b>6,907,617</b>	<b>3,095,494</b>	<b>44.8</b>	
	医業収益	6,076,884	6,379,484	2,933,827	46.0	
	入院収益	2,752,985	3,059,448	1,361,313	44.5	
	外来収益	3,093,558	3,098,205	1,462,331	47.2	
	その他医業収益	230,341	221,831	110,183	49.7	室料差額、医療相談、文書料など
	うち一般会計負担金	37,344	41,619	20,810	50.0	
	医業外収益	499,686	469,579	135,559	28.9	
	受取利息及び配当金	596	596	298	50.0	定期預金利息、有価証券利息
	補助金	312,310	300,149	51,228	17.1	新型コロナ病床確保補助金など
	他会計負担金	107,298	99,324	49,662	50.0	一般会計負担金(企業債利息など)
	長期前受金戻入	63,087	57,282	28,641	50.0	
	その他医業外収益	16,395	12,228	5,730	46.9	宿舍貸与料など
	訪問看護事業収益	55,806	57,554	26,108	45.4	
	訪問看護事業収益	45,860	47,943	20,951	43.7	
	居宅介護支援事業収益	9,946	9,611	5,157	53.7	
	特別利益	2,826	1,000	0	0.0	
	過年度損益修正益	2,826	1,000	0	0.0	
支 出	病院事業費用	<b>6,666,259</b>	<b>6,986,818</b>	<b>3,247,955</b>	<b>46.5</b>	
	医業費用	6,504,628	6,838,813	3,163,725	46.3	
	給与費	17,572	18,945	8,194	43.3	職員給料、手当、法定福利費など
	経費	6,072,139	6,401,385	2,941,284	45.9	
	うち交付金	6,028,993	6,354,999	2,918,091	45.9	公社管理運営、病院診療
	減価償却費	402,251	418,383	209,192	50.0	建物、器械備品など
	資産減耗費	12,666	100	5,055	5,055.0	固定資産除却
	医業外費用	79,535	81,792	38,238	46.8	
	支払利息及び企業債取扱諸費	27,559	31,167	12,478	40.0	企業債利息償還金
	長期前払消費税償却	19,486	32,033	16,017	50.0	
	消費税及び地方消費税	32,490	18,592	9,743	52.4	
	訪問看護事業費用	55,702	64,213	30,289	47.2	
	訪問看護事業等交付金	55,702	64,213	30,289	47.2	公社管理運営、病院診療(訪問看護事業分)
	特別損失	26,394	1,000	15,703	1,570.3	
	過年度損益修正損	12,800	1,000	10,733	1,073.3	過年度収益の減
	その他特別損失	13,594	0	4,970	皆増	公社貸付資金免除(奨学金)
	予備費	0	1,000	0	0.0	
収支差額	<b>△ 31,057</b>	<b>△ 79,201</b>	<b>△ 152,461</b>			

(3) 資本的収支

(単位：千円、税込)

科 目		前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備 考
収 入	資本的収入	<b>411,614</b>	<b>226,224</b>	<b>14,962</b>	<b>6.6</b>	
	企業債	314,200	196,300	0	0.0	病院事業債
	出資金	32,158	29,324	14,662	50.0	一般会計出資金(企業債元金)
	投資償還収入	6,980	600	300	50.0	
	国庫補助金	3,276	0	0	-	
	府補助金	55,000	0	0	-	
支 出	資本的支出	<b>805,157</b>	<b>506,928</b>	<b>80,290</b>	<b>15.8</b>	
	建設改良費	584,243	308,394	17,024	5.5	
	病院建設整備費	271,205	308,394	17,024	5.5	医療機器、無停電電源装置改修工事など
	病院建設整備費(繰越)	313,038	0	0	-	
	企業債償還金	216,540	171,846	62,166	36.2	企業債元金償還金
投資	4,374	26,688	1,100	4.1	公社貸付資金(奨学金)	
収支差額	<b>△ 393,543</b>	<b>△ 280,704</b>	<b>△ 65,328</b>		損益勘定留保資金等で補てん	

3 経営状況

(1) 業務量

区 分		令和4年度	令和5年度	比較	伸率(%)	備考
入院	4~9月(人)	26,567	25,621	△ 946	△ 3.6	
	診療日数(日)	183	183	0	0.0	
	1日当たり(人)	145.2	140.0	△ 5.2	△ 3.6	
外来	4~9月(人)	69,979	66,752	△ 3,227	△ 4.6	
	診療日数(日)	123	123	0	0.0	
	1日当たり(人)	568.9	542.7	△ 26.2	△ 4.6	

(2) 医業収益

(税込)

区 分		令和4年度	令和5年度	比較	伸率(%)	備考
(4月~9月)	入院収益(千円)	1,420,299	1,361,313	△ 58,986	△ 4.2	
	診療単価(円)	53,461	53,133	△ 328	△ 0.6	
	外来収益(千円)	1,575,833	1,462,331	△ 113,502	△ 7.2	
	診療単価(円)	22,519	21,907	△ 612	△ 2.7	
	その他医業収益(千円)	111,864	110,183	△ 1,681	△ 1.5	
	合 計	3,107,996	2,933,827	△ 174,169	△ 5.6	

(3) 医業費用

(単位：千円、税込)

区 分		令和4年度	令和5年度	比較	伸率(%)	備考
(4月~9月)	給与費	7,708	8,194	486	6.3	
	経費	3,066,411	2,941,284	△ 125,127	△ 4.1	
	減価償却費	217,590	209,192	△ 8,398	△ 3.9	
	資産減耗費	5,467	5,055	△ 412	△ 7.5	
	合 計	3,297,176	3,163,725	△ 133,451	△ 4.0	

(4) 建設改良費の状況 (R5.9.30現在)

(単位：千円、税込)

区 分	予算額	発注額	比較	発注率(%)	備考
病院建設整備費	308,394	121,617	△ 186,777	39.4	医療機器、無停電電源装置改修工事など
合 計	308,394	121,617	△ 186,777	39.4	

令和5年度

綾部市上水道事業会計上期業務報告書

(令和5年4月1日から令和5年9月30日まで)

1 事業の概要

- (1) 業務量について、給水戸数は15,321戸で、前年同期に比べ2戸減少しました。総給水量は1,663,958立方メートルで、前年同期に比べ173,327立方メートル、9.4パーセント減少しました。令和5年度の総給水予定量3,979,000立方メートルに対する執行率は、41.8パーセントとなっています。
- (2) 収益的収支における予算の執行状況は、収入が、執行額521,940千円（予算額1,113,350千円）で執行率46.9パーセント、支出では、執行額488,922千円（予算額1,192,785千円）で執行率41.0パーセント、収支差額は、33,018千円となっています。
- (3) 資本的収支における予算の執行状況は、収入では、執行額150,958千円（予算額191,417千円）で執行率78.9パーセント、支出では、執行額282,629千円（予算額1,004,527千円）で執行率28.1パーセントとなっています。
- (4) 建設改良工事の発注額は、275,829千円（予算額561,192千円）、発注率は49.2パーセントとなっています。

2 経理の状況

(1) 業務量

区分	前年度	予定量	R5.9.30現在	比較 (%)	備考
給水戸数 (戸)	15,250	15,358	15,321	99.8	
総給水量 (立方メートル)	3,665,740	3,979,000	1,663,958	41.8	
1日平均給水量 (立方メートル)	10,043	10,872	9,093	83.6	

(2) 収益的収支

(単位：千円、税込)

科目	前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備考
<b>収入</b>					
事業収益	<b>1,095,600</b>	<b>1,113,350</b>	<b>521,940</b>	<b>46.9</b>	
営業収益	857,719	878,373	412,656	47.0	
給水収益	825,476	851,963	398,927	46.8	水道使用料
手数料収益	2,269	2,364	1,700	71.9	設計審査竣工検査手数料など
他会計負担金	29,969	24,046	12,023	50.0	
その他営業収益	5	0	6	皆増	水売却代金
営業外収益	236,320	234,977	109,284	46.5	
受託工事収益	0	16,000	0	0.0	
受取利息	486	602	361	60.0	定期預金利息
他会計補助金	106,078	93,825	46,913	50.0	一般会計補助金 (統合簡水利子)
補助金	5,370	1,483	0	0.0	府補助金
長期前受金戻入	122,486	122,117	61,059	50.0	
雑収益	1,900	950	951	100.1	
特別利益	1,561	0	0	-	
固定資産売却益	1,561	0	0	-	
<b>支出</b>					
事業費用	<b>1,062,912</b>	<b>1,192,785</b>	<b>488,922</b>	<b>41.0</b>	
営業費用	966,699	1,082,284	444,223	41.0	
浄水費	206,829	300,525	90,599	30.1	
浄水費 (繰越)	1,298	0	0	-	
給配水費	175,776	163,050	59,149	36.3	
業務費	30,828	38,315	16,918	44.2	
総係費	67,562	70,236	30,788	43.8	
減価償却費	481,406	497,158	240,269	48.3	
資産減耗費	3,000	13,000	6,500	50.0	固定資産除却費
営業外費用	96,213	107,801	44,699	41.5	
受託工事費	0	16,000	0	0.0	
支払利息及び企業債取扱諸費	65,692	58,472	30,119	51.5	企業債利子償還金
消費税及び地方消費税	27,245	27,629	13,815	50.0	
雑支出	3,276	5,700	765	13.4	
予備費	0	2,700	0	0.0	
収支差額	<b>32,688</b>	<b>△ 79,435</b>	<b>33,018</b>		

(3) 資本的収支

(単位：千円、税込)

科目	前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備考
<b>収入</b>					
資本的収入	<b>179,559</b>	<b>191,417</b>	<b>150,958</b>	<b>78.9</b>	
加入金	19,860	21,849	24,087	110.2	
出資金	117,817	118,327	59,164	50.0	一般会計出資金 (統合簡水元金)
工事負担金	0	1,463	8,835	603.9	
他会計負担金	41,031	49,778	58,872	118.3	
固定資産売却代金	851	0	0	-	
<b>支出</b>					
資本的支出	<b>688,875</b>	<b>1,004,527</b>	<b>282,629</b>	<b>28.1</b>	
建設改良費	313,395	627,184	94,841	15.1	
浄水施設改良費	0	43,721	0	0.0	
浄水施設改良費 (繰越)	0	47,294	0	0.0	
配水施設改良費	110,173	316,912	13,899	4.4	
配水施設改良費 (繰越)	199,325	213,536	80,623	37.8	
固定資産購入費	3,897	5,721	319	5.6	
企業債償還金	375,480	377,343	187,788	49.8	企業債元金償還金
収支差額	<b>△ 509,316</b>	<b>△ 813,110</b>	<b>△ 131,671</b>		損益勘定留保資金等で補てん

3 経営状況

(1) 業務量

区 分	令和4年度	令和5年度	比較	伸率(%)	備考
給水戸数(戸)	15,323	15,321	△ 2	△ 0.0	
総給水量(立方メートル)	1,837,285	1,663,958	△ 173,327	△ 9.4	
1日平均給水量(立方メートル)	10,040	9,093	△ 947	△ 9.4	

(2) 営業収益

(単位：千円、税込)

区 分	令和4年度	令和5年度	比較	伸率(%)	備考	
(4月～9月)	水道使用料	411,173	398,927	△ 12,246	△ 3.0	
	手数料収益	1,325	1,700	375	28.3	設計審査竣工検査手数料など
	他会計負担金	11,274	12,023	749	6.6	
	その他営業収益	2	6	4	200.0	水売却代金
	合計	423,774	412,656	△ 11,118	△ 2.6	

(3) 営業費用

(単位：千円、税込)

区 分	令和4年度	令和5年度	比較	伸率(%)	備考	
(4月～9月)	浄水費	58,256	90,599	32,343	55.5	
	浄水費(繰越)	1,298	0	△ 1,298	皆減	
	給配水費	39,370	59,149	19,779	50.2	
	業務費	15,503	16,918	1,415	9.1	
	総係費	26,861	30,788	3,927	14.6	
	減価償却費	240,703	240,269	△ 434	△ 0.2	
	資産減耗費	1,500	6,500	5,000	333.3	固定資産除却費
	合計	383,491	444,223	60,732	15.8	

(4) 建設改良費の状況 (R5.9.30現在)

(単位：千円、税込)

区 分	予算額	発注額	比較	発注率(%)	備考
浄水施設改良費	43,721	0	△ 43,721	0.0	第二浄水場電気設備更新
浄水施設改良費(繰越)	47,294	40,466	△ 6,828	85.6	第二浄水場電気設備更新
配水施設改良費	257,235	72,806	△ 184,429	28.3	配水管布設替など
配水施設改良費(繰越)	212,942	162,557	△ 50,385	76.3	配水管布設替など
合計	561,192	275,829	△ 285,363	49.2	

※工事請負費のみ

令和5年度

綾部市下水道事業会計上期業務報告書

(令和5年4月1日から令和5年9月30日まで)

## 1 事業の概要

- (1) 業務量について、水洗化戸数は11,450戸で、前年同期に比べ172戸増加しました。総排水量は1,215,015立方メートルで、前年同期に比べ714立方メートル、0.1パーセント増加しました。令和5年度の総排水予定量2,456,000立方メートルに対する執行率は、49.5パーセントとなっています。
- (2) 収益的収支における予算の執行状況は、収入が、執行額1,163,854千円（予算額1,744,693千円）で執行率66.7パーセント、支出では、執行額767,721千円（予算額1,883,810千円）で執行率40.8パーセント、収支差額は、396,133千円となっています。
- (3) 資本的収支における予算の執行状況は、収入では、執行額288,434千円（予算額1,673,000千円）で執行率17.2パーセント、支出では、執行額450,323千円（予算額1,956,811千円）で執行率23.0パーセントとなっています。
- (4) 建設改良工事の発注額は、292,265千円（予算額591,882千円）、発注率は49.4パーセントとなっています。

2 経理の状況

(1) 業務量

区分	前年度	予算量	R5.9.30現在	比較 (%)	備考
水洗化戸数 (戸)	11,600	11,401	11,450	100.4	
年間総排水量 (立方メートル)	2,455,131	2,456,000	1,215,015	49.5	
1日平均排水量 (立方メートル)	6,726	6,710	6,639	98.9	

(2) 収益的収支

(単位：千円、税込)

科目	前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備考
事業収益	1,673,016	1,744,693	1,163,854	66.7	
営業収益	442,388	534,822	243,183	45.5	
使用料収入	440,492	504,440	242,323	48.0	下水道使用料
他会計負担金	0	28,987	0	0.0	
その他営業収益	1,896	1,395	860	61.6	確認申請審査手数料など
営業外収益	1,230,328	1,209,871	920,671	76.1	
受取利息及び配当金	0	3	0	0.0	定期預金利息
他会計補助金	694,766	711,401	660,000	92.8	一般会計補助金
補助金	3,165	3,771	0	0.0	
加入金及び負担金	727	0	12,994	皆増	
消費税及び地方消費税還付金	31,043	1	0	0.0	
長期前受金戻入	497,859	494,634	247,317	50.0	
雑収益	2,768	61	360	590.2	
特別利益	300	0	0	—	
その他特別利益	300	0	0	—	
事業費用	1,777,365	1,883,810	767,721	40.8	
営業費用	1,597,322	1,704,307	695,817	40.8	
管渠費	50,354	59,156	18,316	31.0	
処理場費	370,673	408,331	136,019	33.3	
処理場費 (繰越)	3,476	9,350	9,350	100.0	
浄化槽費	225,809	238,584	59,497	24.9	
雨水事業費	7,753	15,802	1,780	11.3	
総係費	64,849	88,178	28,686	32.5	
減価償却費	874,408	884,339	442,169	50.0	
資産減耗費	0	567	0	0.0	
営業外費用	180,043	176,503	71,904	40.7	
支払利息及び企業債取扱諸費	177,403	174,201	70,891	40.7	
雑支出	2,640	2,302	1,013	44.0	
予備費	0	3,000	0	0.0	
収支差額	△ 104,349	△ 139,117	396,133		

(3) 資本的収支

(単位：千円、税込)

科目	前年度決算額	予算額	上期執行額	執行率 (%)	備考
資本的収入	1,291,893	1,673,000	288,434	17.2	
企業債	457,700	706,700	0	0.0	
企業債 (繰越)	263,300	304,300	0	0.0	
他会計出資金	237,769	296,319	150,000	50.6	
他会計補助金	103,090	107,716	90,000	83.6	
補償金	0	2,373	0	0.0	
国庫補助金	89,554	147,719	0	0.0	
国庫補助金 (繰越)	57,155	40,300	0	0.0	
分担金及び負担金	31,147	26,044	6,915	26.6	
基金繰入金	52,178	41,529	41,519	100.0	
資本的支出	1,559,031	1,956,811	450,323	23.0	
建設改良費	590,838	973,572	77,588	8.0	
下水道施設整備費	255,177	587,307	18,125	3.1	
下水道施設整備費 (繰越)	335,661	367,906	59,463	16.2	
雨水処理費	0	18,359	0	0.0	
企業債償還金	965,134	979,563	372,735	38.1	企業債元金償還金
基金積立金	3,059	3,676	0	0.0	
収支差額	△ 267,138	△ 283,811	△ 161,889		損益勘定留保資金等で補てん

3 経営状況

(1) 業務量

区 分	令和4年度	令和5年度	比較	伸率(%)	備考
水洗化戸数(戸)	11,278	11,450	172	1.5	
年間総排水量(立方メートル)	1,214,301	1,215,015	714	0.1	
1日平均排水量(立方メートル)	6,636	6,639	3	0.0	

(2) 営業収益

(単位：千円、税込)

区 分	令和4年度	令和5年度	比較	伸率(%)	備考
(4月～9月)	使用料収入	216,818	242,323	25,505	11.8
	他会計負担金	10,000	0	△ 10,000	皆減
	その他営業収益	1,043	860	△ 183	△ 17.5
	合計	227,861	243,183	15,322	6.7

(3) 営業費用

(単位：千円、税込)

区 分	令和4年度	令和5年度	比較	伸率(%)	備考
(4月～9月)	管渠費	16,599	18,316	1,717	10.3
	処理場費	141,097	136,019	△ 5,078	△ 3.6
	処理場費(繰越)	0	9,350	9,350	皆増
	浄化槽費	59,089	59,497	408	0.7
	雨水事業費	2,215	1,780	△ 435	△ 19.6
	総係費	27,510	28,686	1,176	4.3
	減価償却費	441,019	442,169	1,150	0.3
	資産減耗費	0	0	0	—
合計	687,529	695,817	8,288	1.2	

(4) 建設改良費の状況 (R5.9.30現在)

(単位：千円、税込)

区 分	予算額	発注額	比較	発注率(%)	備考
下水道施設整備費	347,841	108,810	△ 239,031	31.3	
下水道施設整備費(繰越)	244,041	183,455	△ 60,586	75.2	
合計	591,882	292,265	△ 299,617	49.4	

※工事請負費のみ

綾部市告示第225号

次の指定居宅介護支援事業者から介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第82条第2項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、法第85条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年12月26日

綾部市長 山崎善也

- 1 申請者の名称 医療法人三愛会
- 2 サービスの種類 居宅介護支援
- 3 事業所の名称 ふらむはあとリハマネジメント綾部
- 4 事業所の所在地 京都府綾部市井倉東12-1
- 5 指定事業所番号 2671800304
- 6 廃止の年月日 令和5年12月31日

綾部市訓令甲第 1 3 号

庁 中 一 般

綾部市現業職員給与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 1 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市現業職員給与規程の一部を改正する訓令

綾部市現業職員給与規程（昭和 3 6 年綾部市訓令甲第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第1

## 現業職員給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600
	2	163,200	209,700	242,400	273,200
	3	164,400	211,400	243,800	274,700
	4	165,500	212,900	245,200	276,300
	5	166,600	214,400	246,400	277,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500
	7	168,800	217,900	249,500	281,300
	8	169,900	219,600	250,900	283,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700
	11	173,600	224,100	254,900	288,500
	12	174,900	225,600	256,200	290,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100
	14	177,600	228,200	258,700	293,700
	15	179,100	229,600	259,900	295,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500
	17	181,800	232,400	262,300	298,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000
	19	184,600	235,500	264,900	302,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500
	22	189,600	239,700	269,100	307,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300
	24	194,000	242,600	272,200	311,100
	25	196,200	243,600	273,800	312,800
	26	197,900	245,100	275,500	314,800
	27	199,400	246,400	277,100	316,800
	28	200,900	247,600	278,700	318,700
	29	202,400	248,700	280,300	320,400
	30	203,800	249,700	281,800	322,400
	31	205,200	250,600	283,300	324,400
	32	206,600	251,500	284,800	326,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600
	35	210,600	254,100	289,000	331,500
	36	211,900	254,900	290,500	333,500
	37	213,200	255,600	291,900	335,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300
	39	215,600	257,900	295,100	339,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100

	41	217,800	260,200	298,200	342,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800
	43	219,900	262,500	301,300	346,600
	44	220,900	263,600	302,800	348,400
	45	221,800	264,700	304,400	349,900
	46	222,700	265,800	306,000	351,300
	47	223,600	266,900	307,600	352,700
	48	224,500	267,900	309,100	354,200
	49	225,400	268,900	310,000	355,700
	50	226,300	269,900	311,500	356,500
	51	227,200	270,900	313,000	357,500
	52	228,100	271,800	314,600	358,500
	53	228,900	272,700	316,200	359,400
	54	229,800	273,600	317,800	360,500
	55	230,700	274,500	319,300	361,400
	56	231,500	275,400	320,800	362,400
	57	231,800	276,300	322,200	363,300
	58	232,600	277,200	323,400	364,000
	59	233,300	278,100	324,500	364,700
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	60	233,900	279,000	325,600	365,300
	61	234,500	280,000	326,300	365,700
	62	235,200	281,000	327,200	366,300
	63	235,800	281,900	328,000	367,000
	64	236,300	282,800	328,800	367,700
	65	236,800	283,300	329,600	368,000
	66	237,300	284,000	330,000	368,700
	67	237,800	284,700	330,600	369,400
	68	238,400	285,600	331,300	370,000
	69	238,900	286,600	332,100	370,300
	70	239,400	287,400	332,800	370,900
	71	239,900	288,200	333,500	371,600
	72	240,400	289,000	334,100	372,200
	73	240,900	289,700	334,600	372,500
	74	241,400	290,200	335,200	373,100
	75	241,800	290,600	335,700	373,800
	76	242,300	291,000	336,300	374,400
	77	242,800	291,200	336,600	374,800
	78	243,300	291,500	337,100	375,300
	79	243,800	291,700	337,500	375,900
	80	244,300	292,000	337,900	376,400
	81	244,700	292,200	338,300	376,900
	82	245,200	292,400	338,800	377,500
	83	245,600	292,700	339,300	378,000
	84	246,000	292,900	339,800	378,300

## 訓令甲

85	246,400	293,200	340,100	378,700
86	246,800	293,500	340,500	379,200
87	247,200	293,800	341,000	379,600
88	247,600	294,100	341,400	380,000
89	248,000	294,400	341,700	380,400
90	248,500	294,800	342,100	380,900
91	248,800	295,100	342,600	381,300
92	249,100	295,500	343,000	381,700
93	249,400	295,700	343,200	382,000
94		295,900	343,600	382,300
95		296,200	344,100	382,600
96		296,600	344,500	382,900
97		296,800	344,700	383,200
98		297,100	345,100	383,500
99		297,500	345,500	383,800
100		297,900	345,800	384,100
101		298,100	346,100	384,400
102		298,400	346,500	
103		298,800	346,900	
104		299,100	347,300	
105		299,300	347,800	
106		299,600	348,200	
107		300,000	348,600	
108		300,300	349,000	
109		300,500	349,500	
110		300,900	349,900	
111		301,300	350,200	
112		301,600	350,500	
113		301,800	351,000	
114		302,000		
115		302,300		
116		302,700		
117		302,900		
118		303,100		
119		303,400		
120		303,700		
121		304,100		
122		304,300		
123		304,600		
124		304,900		
125		305,200		
定年 前再 任用 短時	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円

訓令甲

間勤 務職 員		188,700	216,200	256,200	275,600
---------------	--	---------	---------	---------	---------

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年12月18日から施行し、改正後の綾部市現業職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の綾部市現業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 3 前項に定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、綾部市一般職職員の例による。

綾部市公告第 1 4 4 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 5 年 1 2 月 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 1 4 5 号

令和 6 年度飛び立て！中学生海外派遣業務に関する公募型プロポーザルの実施について、次のとおりお知らせしますので、参加希望者は申請してください。

令和 5 年 1 2 月 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

本市の令和 6 年度飛び立て！中学生海外派遣業務について、委託業者の選定にあたり別添「令和 6 年度飛び立て！中学生海外派遣業務に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施します。

令和6年度  
飛び立て！中学生海外派遣業務に関する公  
募型プロポーザル実施要領

令和5年12月

綾部市教育委員会学校教育課

## 1 趣旨・目的

この実施要領（以下「要領」という。）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で海外への渡航が困難になったことにより、『中学生海外派遣事業』の代替事業として綾部市（以下「本市」という。）が発注する『令和6年度飛び立て！中学生海外派遣業務』に関し、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

令和6年度飛び立て！中学生海外派遣業務

### (2) 業務内容

別添1 令和6年度飛び立て！中学生海外派遣業務に係る仕様書のとおり。

### (3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年10月31日まで

### (4) 委託料上限額

11,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)以内

\*この金額は単に本業務に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

### (5) 発注者

綾部市

## 3 各種資料の提出先（問い合わせ先）

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市教育委員会学校教育課学務指導担当 永井

TEL：0773-42-4323

FAX：0773-43-0991

e-mail：gakokyoiku@city.ayabe.lg.jp

## 4 委託予定者の選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式

## 5 応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとする。

- (1) 過去3年以内（令和2年12月1日以降）に本件と同様の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むものとし、また、本社、支店又は営業所

等を問わず、事業者全体としての実績を含むものとする。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表に掲げる措置要件のいずれかに該当しないこと。
- (5) 国税及び本市市税を滞納していないこと。
- (6) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触しないこと。

## 6 スケジュール（予定）

期 日	項 目	備 考
令和5年12月6日（水）	募 集 開 始	ホームページ及び公告
令和5年12月12日（火）	質 問 書 提 出 期 限	電子メール
令和5年12月15日（金）	質 問 書 回 答 期 限	電子メール
令和5年12月22日（金）	参 加 申 請 書 類 提 出 期 限	持参又は郵送
令和5年12月25日（月）	一 次 審 査 結 果 通 知	応募者が <u>6者以上</u> あった場合のみ
令和5年12月25日（月）	二 次 審 査 詳 細 案 内	一次審査通過者にのみ通知
令和6年1月16日（火）	二 次 審 査 プ レ ゼ ン テ ー シ ョ ン 及 び ヒ ア リ ン グ	未定
令和6年1月22日（月）	二 次 審 査 結 果 通 知	郵送
令和6年1月下旬	受託者決定・委託契約締結	

※上記のスケジュールは、状況により変更する場合があります。

## 7 応募方法

- (1) 提出書類、様式、提出部数等

別添2 令和6年度飛び立て！中学生海外派遣業務に関する公募型プロポーザルに係る提出書類等一覧のとおり

- (2) 提出方法等

- ① 提出期限：令和5年12月22日（金）午後5時15分【必着】
- ② 提出方法：持参又は郵送による

※持参による場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとす

る。

※郵送による場合は、書留郵便により、提出期限までに必着のこと。なお、郵送により提出する旨を提出期限までに電話により連絡すること。

- ③ 提出先：上記3に定めるところとする

## 8 要領等の配付

- (1) 要領、提出書類様式及び仕様書の配付方法

- ① 本市ホームページよりダウンロード  
② 事務局での直接配付

- (2) 配付期間

令和5年12月6日（水）から令和5年12月22日（金）まで

ただし、直接配付は平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

## 9 一次審査及び二次審査の概要

### 一次審査

- (1) 選定方法

応募者が6者以上あった場合、本業務に関する公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において、提出書類をもとに書類審査し、上位5者以内を選定する。

- (2) 審査基準

- ① 審査項目・配点

項 目	配 点
① 会社概要	10点
② 業務実績・業務遂行能力	10点
③ 業務を行うものの資格、経歴及び実績	10点
④ 業務の全体フロー、スケジュールの適格性	10点
合 計	40点

- ② 審査項目ごとの採点基準

配 点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
10点	10	8	6	4	2

- (3) 審査結果の通知

審査結果は、各応募者に対して文書で通知する。

\* 通知予定日：令和5年12月25日（月）

二次審査

(1) 選定方法

一次審査通過者（応募者が6者未満の場合は応募者）の中から、提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、委員会において審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定する。

(2) 応募者が1者となった場合でも業者選定を実施するものとする。

(3) 審査日

令和6年1月16日（火）

通知予定日：令和5年12月25日（月）

(4) 時間配分

参加者ごとに約30分間

①企画提案書等の説明・プレゼンテーション（20分）

②質疑応答・ヒアリング（10分）

(5) 出席者

参加者ごとに3人以内とし、総括管理者が出席することが望ましい。

(6) その他

提案説明の際、プロジェクタの使用は可能。プロジェクタ及びスクリーンは本市で用意する。パソコンは各参加者で準備すること。

(7) 審査基準

①審査項目・配点

項 目		配 点
業務実施体制 (20点)	①会社概要、業務実績、業務遂行能力	10点
	②業務を行う者の資格、経歴及び実績並びに業務実施能力	5点
	③プレゼンテーションにおける取組姿勢、コミュニケーション能力	5点
企画提案内容 (80点)	①総合的な支援体制・支援内容	15点
	②安全管理体制	15点
	③添乗業務、移動手段など	5点
	④事前説明会、事前・事後研修会など	5点
	⑤研修期間中の研修内容など	15点
	⑥仕様書に示された業務内容に対する代替案、独自提案など	10点
	⑦見積金額	15点
合 計		100点

② 審査項目ごとの採点基準

(8) 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に対して文書で通知する。

\* 通知予定日：令和6年1月22日（月）

**10 契約の締結**

(1) 9により選定された優先交渉権者と契約締結の交渉を行う。

(2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務内容は必ずしも企画提案内容に沿って実施するものではない。契約締結時において、優先交渉権者と本市との協議により改めて業務の詳細を定めた仕様書を作成するものとする。

配 点	特に優れている	優れている	普通	やや劣る	劣る
15点	15	12	9	6	3
10点	10	8	6	4	2
5点	5	4	3	2	1

\*この場合

において、契約交渉が不調となった場合は、審査結果による得点順位の上位の者から順に、契約締結の交渉を行う。

**11 企画提案書等の無効**

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。この場合において、9により選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げる。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 2の(4)の委託料上限額を超えた場合
- (6) 応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (7) その他委員会が不適切と認めた場合

**12 質問等の受付及び回答**

本業務の概要や要領、基本仕様書の内容等について、質問等がある場合は、以下のとおり質問書を提出し、本市から回答する。

- (1) 提出書類：質問書【様式4】
- (2) 提出期限：令和5年12月12日（火）午後5時15分【必着】

(3) 提出方法：電子メールによる

※質問を受け付けたらその旨を電子メールで返信しますので、返信がない場合は電話等で確認してください。

(4) 提出先：上記3の定めるところまで

(5) 回答方法：電子メールアドレス宛での返信メールによる

(6) 回答期限：令和5年12月15日（金）

※質問等の内容について電話で確認することがある。

※必要に応じ、質問等の内容を本市ホームページで公開することがある。

### 13 その他

(1) 提出書類の作成、プレゼンテーション及びヒアリング等、本業務のプロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、審査に必要な範囲において、無償で複製することができるものとし、応募者に返却しない。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行うが、提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、公表することがある。

(4) 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めない。

(5) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。

(6) 参加申請後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届（様式任意）を必ず提出すること。

(7) 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負わない。

(8) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

綾部市公告第 1 4 6 号

綾部農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和 4 4 年政令第 2 5 4 号）第 1 0 条の規定に該当する軽微な変更をしたので、同法（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 4 項で準用する同法第 1 2 条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

令和 5 年 1 2 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧期間

令和 5 年 1 2 月 7 日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

綾部市役所 農林商工部農政課

綾部市公告第 1 4 7 号

下水道整備事業の公共下水道管渠築造（5－1）工事と水量水質安定的対策事業の公共下水道関連配水管布設替（5－1）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和 5 年 1 2 月 1 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- (1) 工事番号 第 5 0 5 9 8 号
- (2) 工 事 名 公共下水道管渠築造（5－1）工事  
公共下水道関連配水管布設替（5－1）工事
- (3) 工事場所 綾部市味方町（別添位置図参照）
- (4) 工事内容 本工事は、下水道整備事業に伴う下水管渠と水量水質安定的対策事業に伴う配水管布設替を開削工法により整備するものです。工事区間は幹線道路及び生活道路となっているため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。
- (5) 工事概要 (管渠築造)
- 管渠工 V U 2 0 0 L = 2 4 8 m  
管渠工 V U 1 5 0 L = 1 3 1 m  
マンホール設置工 N = 1 8 基  
汚水柵及び取付管工 N = 1 4 箇所
- (配水管布設替)
- 配水管布設工 D C I P ( G X ) φ 1 5 0 L = 1 0 8 m  
配水管布設工 D C I P ( G X ) φ 7 5 L = 2 3 2 m  
配水管布設工 P P φ 5 0 L = 1 5 4 m  
給水戸数 N = 1 1 戸  
仮設配水管工 一式
- (6) 予定工期 令和 6 年 1 月 1 6 日から  
令和 6 年 3 月 3 1 日まで（7 6 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和 5 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事の A 1 等級

で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。

- (3) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 令和5年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が850点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額1,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 土木工事に係る技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

### 3 提出書類

#### (1) 公募型指名競争入札参加申請書

- ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式一1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式一2）2部を監理課へ持参により提出すること。

#### (2) 技術資料及び資格者証等の写し

- ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。  
紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式一3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
- ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要とします。）
- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2(7)に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。

- ・ 2 ( 8 ) を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

#### 4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

##### ( 1 ) 設計図書の閲覧

- ①期間 令和 5 年 1 2 月 1 1 日 ( 月 ) 午前 9 時から
- ②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。  
([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))  
ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当 ( 本庁東 3 階 ) とし、代金は 5 , 5 0 0 円です。

##### ( 2 ) 入札参加申請書の受付

- ①期間 令和 5 年 1 2 月 1 4 日 ( 木 ) 午前 9 時から午後 6 時まで  
令和 5 年 1 2 月 1 5 日 ( 金 ) 午前 9 時から正午まで  
ただし、紙入札希望業者の提出で 1 2 月 1 4 日については午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

#### 5 入札参加者への通知

- ( 1 ) 入札通知書及び非指名通知書については、令和 5 年 1 2 月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。
- ( 2 ) 非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して 5 日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

#### 6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

- ①期間 令和 5 年 1 2 月 2 1 日 ( 木 ) から  
令和 5 年 1 2 月 2 2 日 ( 金 ) 正午まで
- ②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前 9 時から正午までと午後 1 時から午後 5 時 ( 最終日は正午 ) までとします。
- ③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 令和 5 年 1 2 月 2 5 日 ( 月 ) 午後 5 時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後 5 時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

#### 7 入札期間及び開札の日時

##### ( 1 ) 入札期間

①期間 令和6年1月5日（金）午前9時から午後6時まで  
令和6年1月9日（火）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は1月5日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月9日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Acceptor/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和6年1月10日（水）午後1時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。

- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (7) 本案件は、下水管渠工事と配水管布設替工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。

### 13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

## 紙入札方式参加承諾願

- 1 工事番号 .....  
2 工 事 名 .....  
3 場 所 .....  
4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

## 公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

⑩

電 話 番 号  
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、  
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓  
約します。

### 記

工事番号  
工 事 名  
工事場所  
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

樣式－3

技 術 資 料

住 所

名 稱

1 同種工事又は類似工事の施工実績

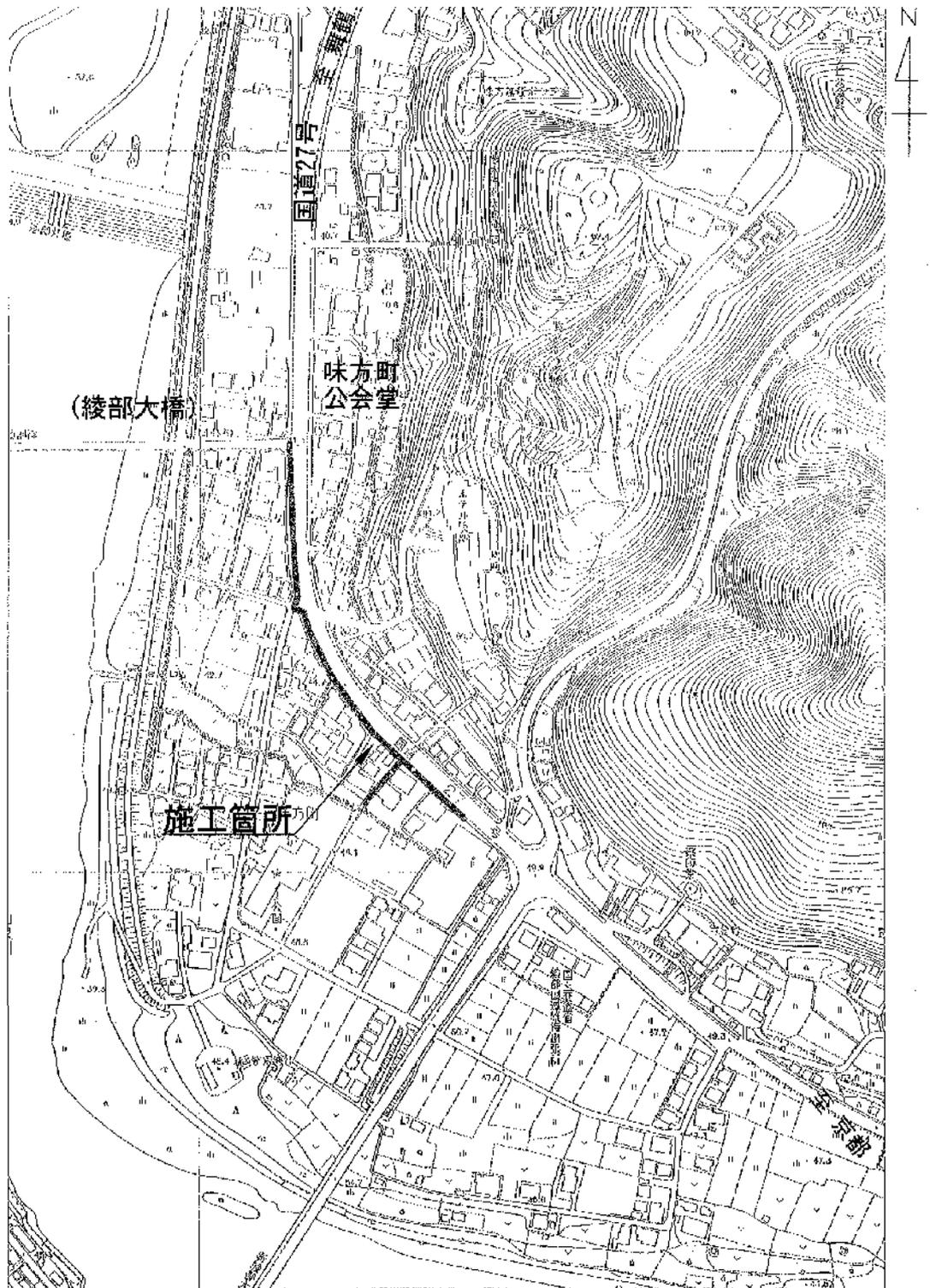
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

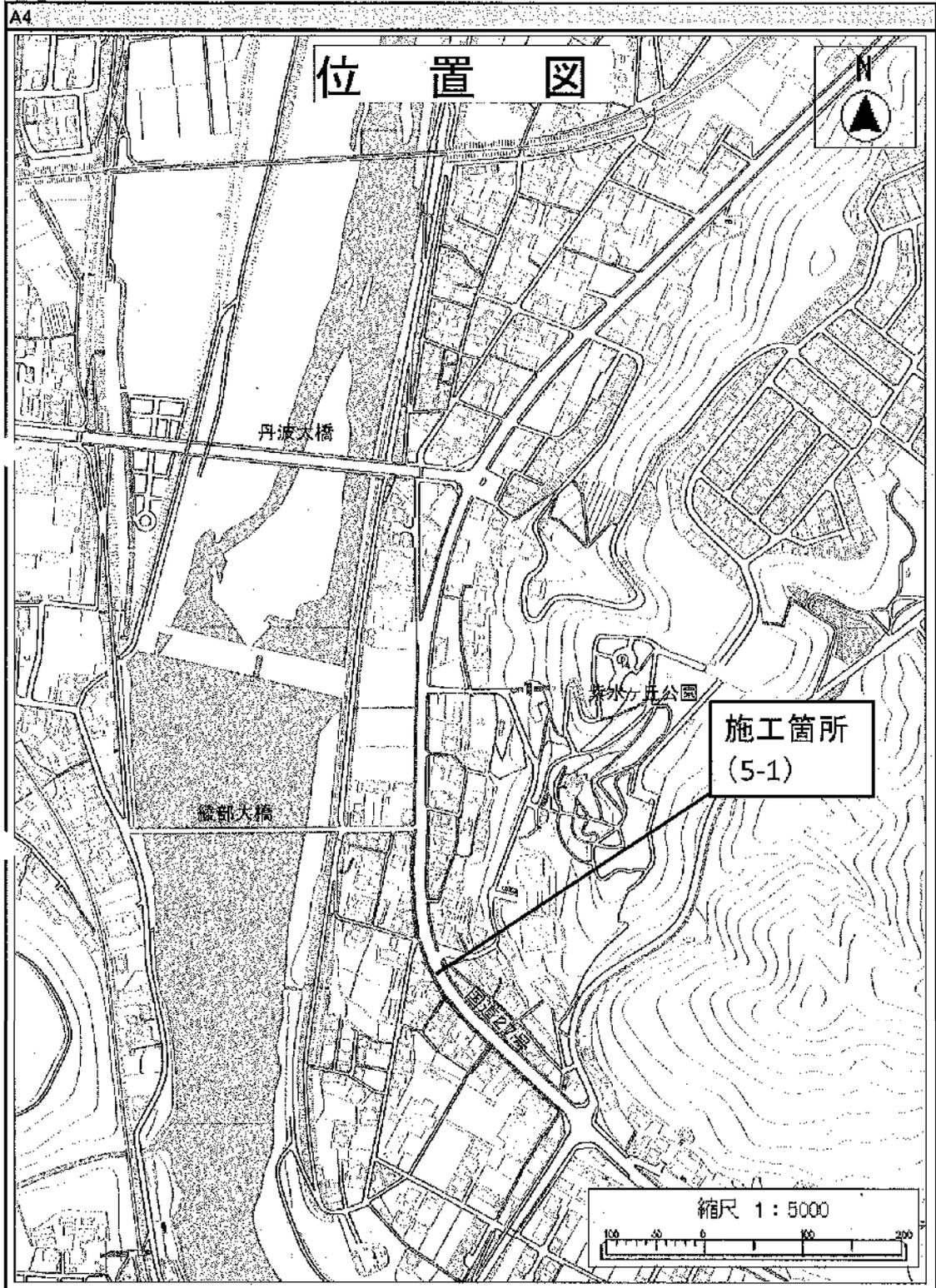
区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)		.....	.....
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置	.....	.....

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)		.....	.....
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置	.....	.....

# 位置図



公共下水道管渠築造(5-1)工事



綾部市公告第148号

下水道整備事業、公共下水道舗装復旧（5－5）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り抜け方式）とします。

令和5年12月11日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第505 99号                                   |
| (2) 工 事 名 | 公共下水道舗装復旧（5－5）工事                           |
| (3) 工事場所  | 綾部市田野町（別添位置図参照）                            |
| (4) 工事概要  | L＝219.1m W＝4.7～12.2m<br>アスファルト舗装工 A＝1,120㎡ |
| (5) 予定工期  | 令和6年1月16日から<br>令和6年3月31日まで（76日間）           |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のB等級又はC等級で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式－1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式－2）2部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和5年12月11日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は270円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和5年12月14日(木)午前9時から午後6時まで

令和5年12月15日(金)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で12月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和5年12月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和5年12月21日(木)から

令和5年12月22日(金)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和5年12月25日(月)午後5時までに京都府入札情報公開シス

テムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時まで  
にファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等  
は行いません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和6年1月5日(金) 午前9時から午後6時まで  
令和6年1月9日(火) 午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は1月5日の午前9時から正午までと午後1  
時から午後5時までと、1月9日の午前9時から正午までと午後1時  
から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容  
量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によ  
ること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法  
については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項  
によること。

### (2) 開札の日時

令和6年1月10日(水) 午後1時50分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77  
条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最  
低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札し  
た者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとし  
ます。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら  
れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第505 99号 公共下水道舗装復旧(5-5)工事	1	本案件
第505 100号 公共下水道舗装復旧(5-4)工事	2	

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

綾 部 市 長 様

様式－2

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式-3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者																																							
1	(氏 名)	(氏 名)																																							
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">手</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">持</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">工</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	持	工	事	(工 事 名)					(請負金額)					(役 職 名)					(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">手</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">持</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">工</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	持	工	事	(工 事 名)					(請負金額)					(役 職 名)				
手	持	工	事	(工 事 名)																																					
				(請負金額)																																					
				(役 職 名)																																					
				(完了予定)																																					
手	持	工	事	(工 事 名)																																					
				(請負金額)																																					
				(役 職 名)																																					
				(完了予定)																																					
2	(氏 名)	(氏 名)																																							
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">手</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">持</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">工</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	持	工	事	(工 事 名)					(請負金額)					(役 職 名)					(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">手</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">持</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">工</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	持	工	事	(工 事 名)					(請負金額)					(役 職 名)				
手	持	工	事	(工 事 名)																																					
				(請負金額)																																					
				(役 職 名)																																					
				(完了予定)																																					
手	持	工	事	(工 事 名)																																					
				(請負金額)																																					
				(役 職 名)																																					
				(完了予定)																																					
3	(氏 名)	(氏 名)																																							
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">手</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">持</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">工</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	持	工	事	(工 事 名)					(請負金額)					(役 職 名)					(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">手</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">持</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">工</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	持	工	事	(工 事 名)					(請負金額)					(役 職 名)				
手	持	工	事	(工 事 名)																																					
				(請負金額)																																					
				(役 職 名)																																					
				(完了予定)																																					
手	持	工	事	(工 事 名)																																					
				(請負金額)																																					
				(役 職 名)																																					
				(完了予定)																																					
4	(氏 名)	(氏 名)																																							
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">手</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">持</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">工</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	持	工	事	(工 事 名)					(請負金額)					(役 職 名)					(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">手</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">持</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">工</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	持	工	事	(工 事 名)					(請負金額)					(役 職 名)				
手	持	工	事	(工 事 名)																																					
				(請負金額)																																					
				(役 職 名)																																					
				(完了予定)																																					
手	持	工	事	(工 事 名)																																					
				(請負金額)																																					
				(役 職 名)																																					
				(完了予定)																																					
5	(氏 名)	(氏 名)																																							
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">手</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">持</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">工</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	持	工	事	(工 事 名)					(請負金額)					(役 職 名)					(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">手</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">持</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">工</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">事</td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="border-left: 1px dashed black; padding-left: 5px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	持	工	事	(工 事 名)					(請負金額)					(役 職 名)				
手	持	工	事	(工 事 名)																																					
				(請負金額)																																					
				(役 職 名)																																					
				(完了予定)																																					
手	持	工	事	(工 事 名)																																					
				(請負金額)																																					
				(役 職 名)																																					
				(完了予定)																																					

## 【記載上の注意事項】

### 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

### 2) 主任技術者

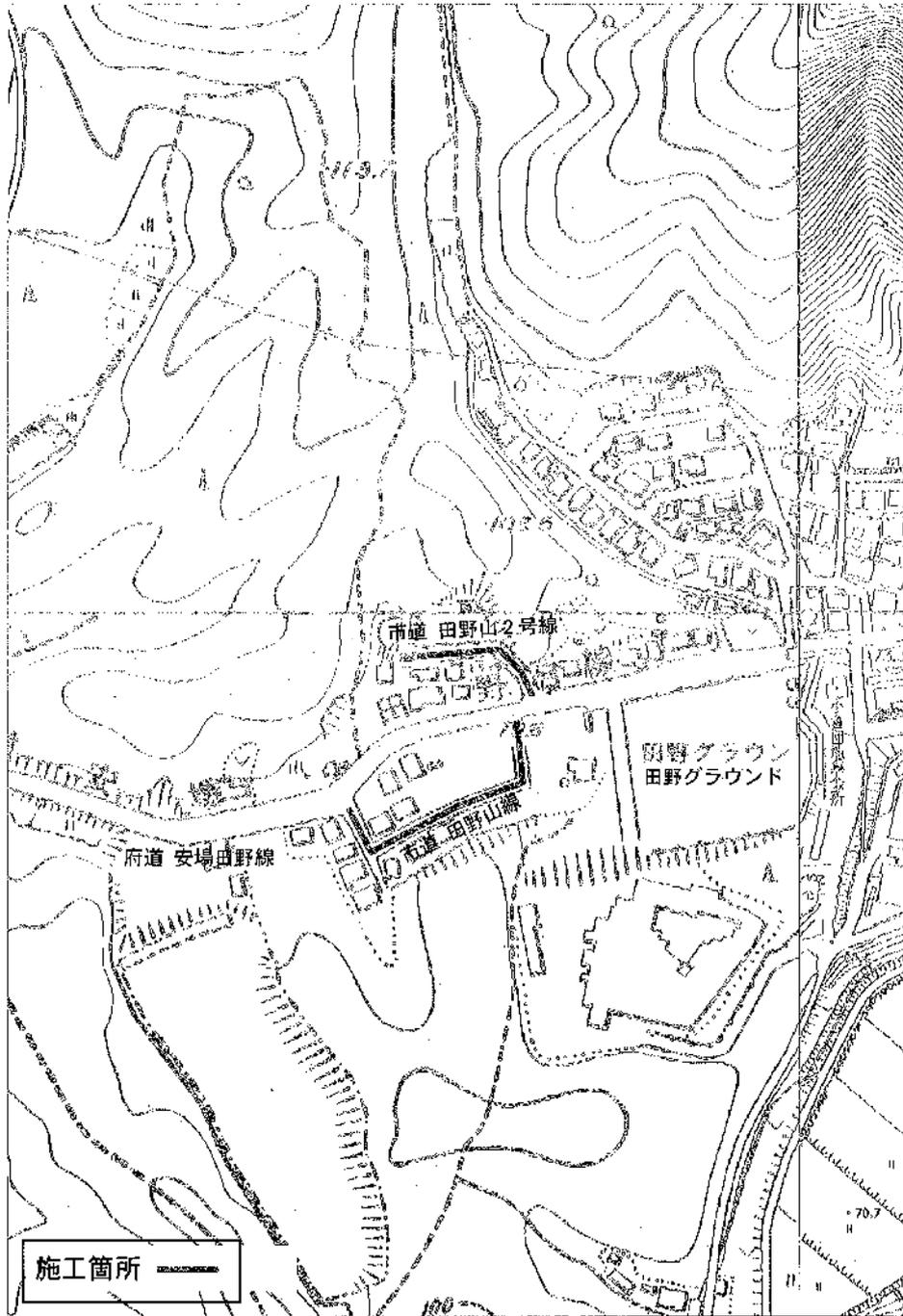
- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

# 位 置 図



公共下水道舗装復旧（5-5）工事

綾部市公告第149号

下水道整備事業、公共下水道舗装復旧（5-4）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札（取り分け方式）とします。

令和5年12月11日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 工事番号  | 第505 100号   |
| (2) 工 事 名 | 公共下水道舗装復旧（5-4）工事  |
| (3) 工事場所  | 綾部市田野町（別添位置図参照）   |
| (4) 工事概要  | L = 277.5 m W = 1.9 ~ 11.4 m<br>アスファルト舗装工 A = 911 m <sup>2</sup><br>区画線工 L = 35 m |
| (5) 予定工期  | 令和6年1月16日から<br>令和6年3月31日まで（76日間）  |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和5年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で舗装工事のB等級又はC等級で登録されており、令和5年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 舗装工事に係る綾部市発注工事で、令和4年1月1日から令和4年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書  
電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式-1）とともに「一

一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和5年12月11日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は400円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和5年12月14日(木) 午前9時から午後6時まで

令和5年12月15日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で12月14日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和5年12月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和5年12月21日(木) から

令和5年12月22日(金) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 令和5年12月25日(月)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等を行いません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

- ①日時 令和6年1月5日(金)午前9時から午後6時まで  
令和6年1月9日(火)午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出は1月5日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月9日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。  
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)  
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。  
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和6年1月10日(水)午後2時10分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (6) 本工事は、次のとおり綾部市建設工事の競争入札における「取り抜け方式」の対象工事とします。

(取り抜け方式の適用工事)

対象工事番号及び工事名	落札決定順位	備 考
第505 99号 公共下水道舗装復旧(5-5)工事	1	
第505 100号 公共下水道舗装復旧(5-4)工事	2	本案件

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工 事 名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者															
1	(氏 名)	(氏 名)															
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事	(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
2	(氏 名)	(氏 名)															
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事	(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
3	(氏 名)	(氏 名)															
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事	(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
4	(氏 名)	(氏 名)															
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事	(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
5	(氏 名)	(氏 名)															
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事	(完了予定)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; border-right: 1px dashed black; text-align: center;">手</td> <td style="padding: 2px;">(工 事 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">持</td> <td style="padding: 2px;">(請負金額)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">工</td> <td style="padding: 2px;">(役 職 名)</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px dashed black; text-align: center;">事</td> <td style="padding: 2px;">(完了予定)</td> </tr> </table>	手	(工 事 名)	持	(請負金額)	工	(役 職 名)	事
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																
手	(工 事 名)																
持	(請負金額)																
工	(役 職 名)																
事	(完了予定)																

## 【記載上の注意事項】

### 1) 配置予定者 共通

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

### 2) 主任技術者

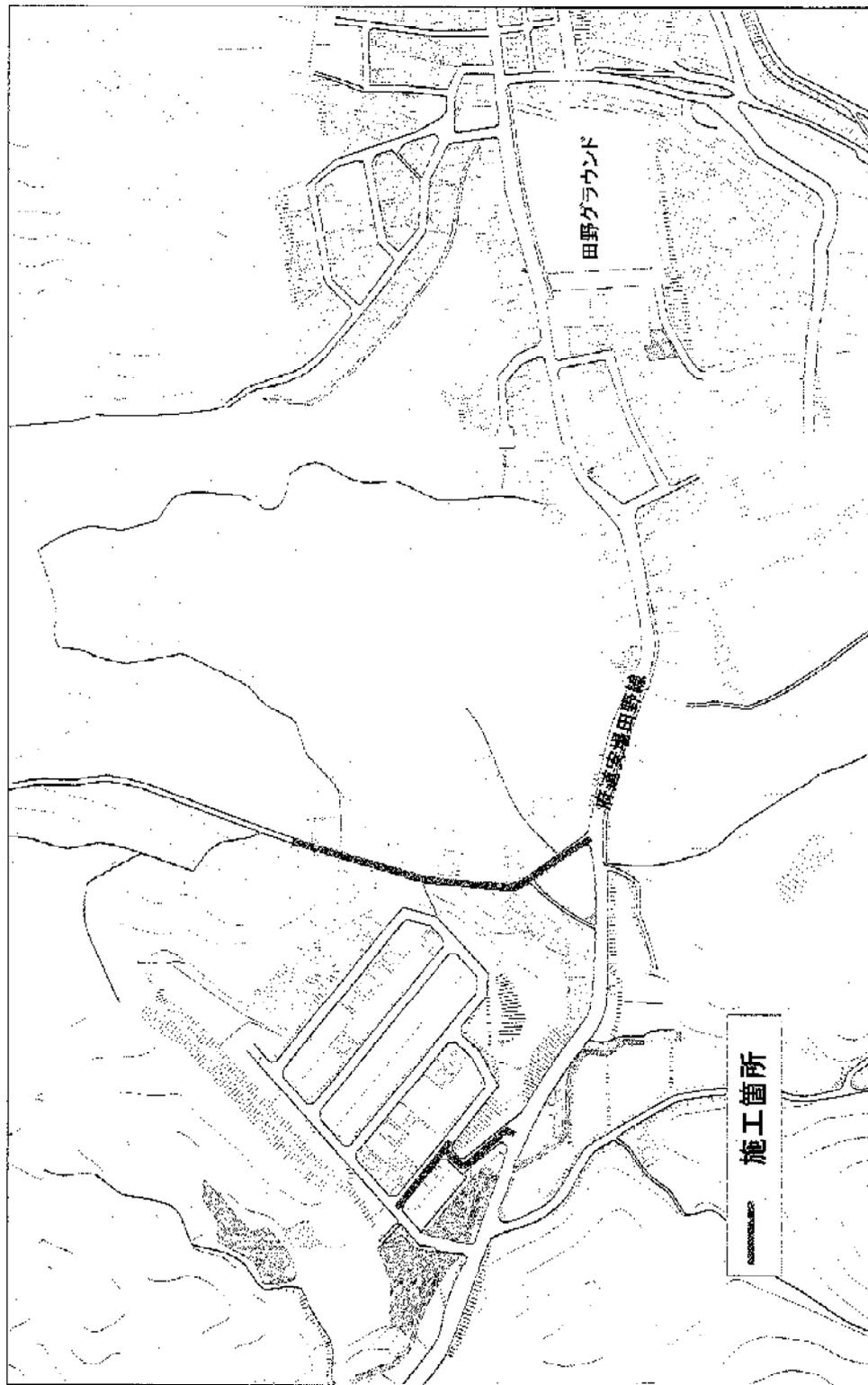
- 1 舗装工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

### 3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。

- (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)
- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

綾部市田野町 位置図



公共下水道舗装復旧(5-4)工事

綾部市公告第 1 5 0 号

綾部市職員採用試験を次により実施します。

令和 5 年 1 2 月 1 4 日

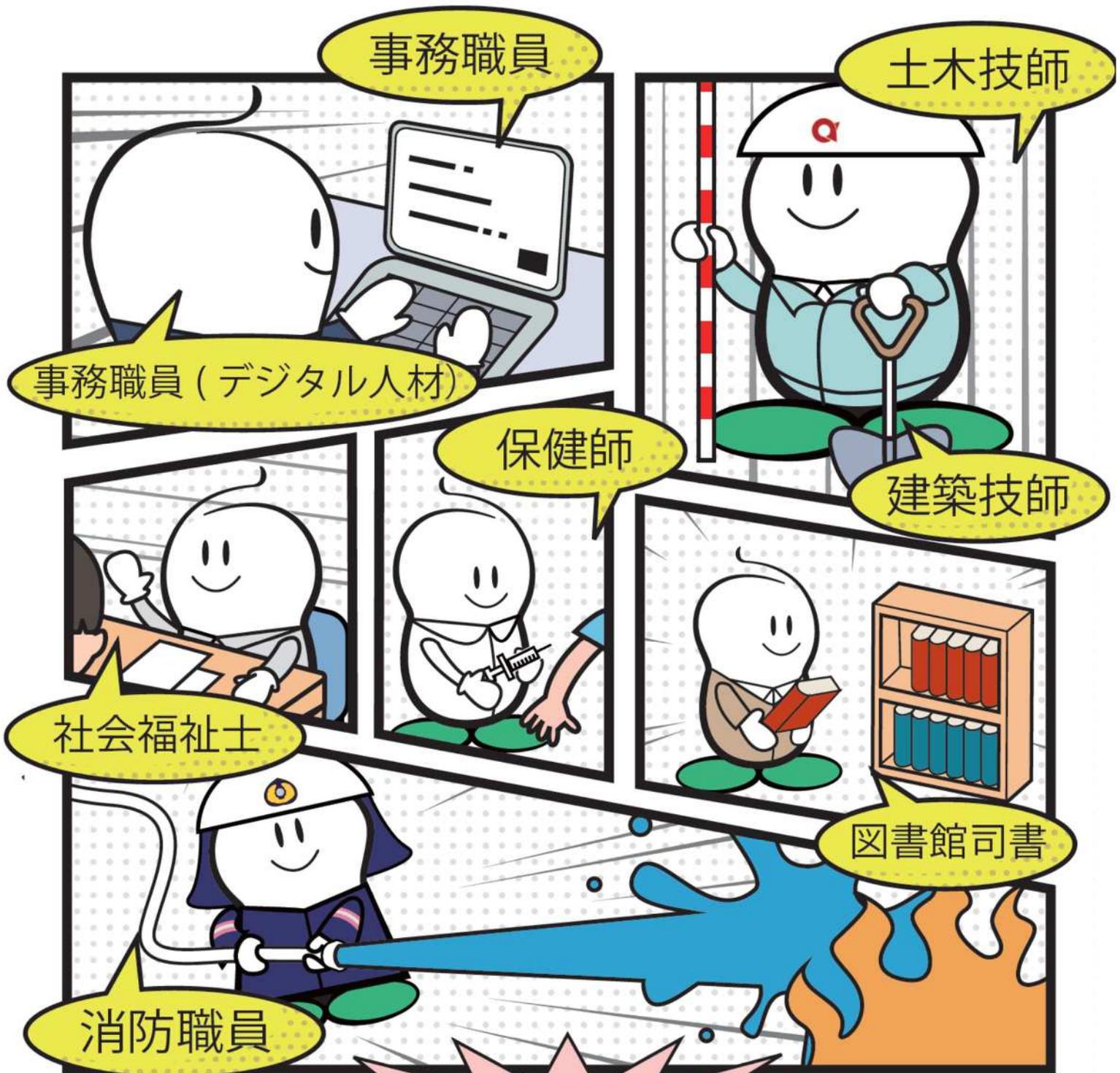
綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 5 年度綾部市職員採用試験を、別紙要項のとおり実施します。
- 2 本試験の合格者は、「令和 6 年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載し、第 3 次試験合格発表以後必要に応じ採用します。



# 令和5年度第3回

# 綾部市職員採用試験



あなたのその『力』  
綾部市民のために活かしてください!

## 1 試験区分、採用予定人員、受験資格及び職務内容

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員	若干名	平成7年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和6年3月までに卒業見込みの方	一般事務に従事
事務職員 (デジタル人材)	若干名	平成7年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校又は高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和6年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(IT系)を修得した方又は修得見込みの方	情報系システム関係業務に従事
社会福祉士	若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士の免許を有する方、又は採用までに資格取得見込みの方 なお、資格取得見込みでこの採用試験に合格した方が、採用までに資格取得ができなかった場合は、採用されません。	支援業務に従事
保健師	若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方、又は採用までに免許取得見込みの方 なお、免許取得見込みでこの試験に合格した方が、令和6年に実施される国家試験に不合格になった場合は、採用されません	保健関係業務に従事
土木技師	若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和6年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(土木)を修得した方又は修得見込みの方	土木関係業務に従事
建築技師	若干名	(1)昭和63年4月2日以降に生まれた方で、建築士(1級又は2級)の免許を有する方 (2)昭和63年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和6年3月までに卒業見込みの方で、専門課程(建築)を修得した方又は修得見込みの方	建築関係業務に従事
消防職員	若干名	平成7年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和6年3月までに卒業見込みの方	消防・救急業務に従事
図書館司書	若干名	昭和63年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校又は高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業若しくは令和6年3月までに卒業見込みの方で、図書館司書の資格を有する方	図書館業務に従事

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条(抄) ～

- (1)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2)当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

“一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち・・・綾部”を目指し、綾部市職員として基本的な心構えと、常に市民の目線に立って熱意を持って職務に取り組める人材を求めています。

- (1) 人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2) 市民から信頼される職員
- (3) 組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4) 時代の変化に対応できる職員

## 2 試験の日時及び場所

	日 時	場 所
第1次試験	令和6年1月21日(日) 午前9時30分 (受付:午前9時から)	綾部市役所 (綾部市若竹町)
第2次試験	令和6年2月3日(土) ※合格者の受験番号とともに時間等をお知らせします。ホームページでご確認ください。	
第3次試験	令和6年2月21日(水) ※合格者の受験番号とともに時間等をお知らせします。ホームページでご確認ください。	

※ 自然災害の影響等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、綾部市ホームページ(<http://www.city.ayabe.lg.jp/>)でお知らせします。

## 3 試験の内容

試 験 内 容		
第1次試験	一般教養試験 (全職種共通)	公務員として必要な一般知識及び教養についての筆記試験(社会、人文に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能)択一式。出題数40題。試験時間120分。試験問題は学歴別。
	適性検査 (全職種共通)	職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる筆記試験。出題数100題。試験時間10分。
	専門試験 (土木技師) (建築技師)	専門的知識についての筆記試験。択一式。出題数30題。試験時間90分～120分。試験問題は学歴別。

第2次試験	作文試験 (全職種共通)	文章表現力、課題に対する理解力、文章構成力等についての試験
	面接試験 (全職種共通)	人物評価
	体力測定 (消防職員)	体力診断テスト(握力、長座体前屈、反復横とび等) 運動適正テスト(立ち幅とび、上体起こし、20mシャトルラン等)
第3次試験	面接試験 (全職種共通)	人物評価

#### 4 受験申込手続及び申込受付期間

申込書類 入手方法	<p>綾部市ホームページ(<a href="http://www.city.ayabe.lg.jp/">http://www.city.ayabe.lg.jp/</a>)からエントリーシート及び面接カードをダウンロードしてください。</p> <p>*プリントアウトする場合は、必ずA4版サイズの白紙に黒色インクで両面印刷してください。</p> <p>*ダウンロードできない場合は市役所職員課までご連絡ください。</p>
申込方法	<p>採用試験申込書及び面接カードに必要事項を記入し、申込書には本人署名の上、最近6か月以内に撮影した本人の写真(上半身、無帽、正面向き)を貼り、下記申込先へ<u>直接持参又は郵送</u>してください。郵送で申し込まれる場合は、<u>必ず簡易書留郵便とし、表に「採用試験申込書在中」と朱書</u>してください。</p> <p>※インターネット(電子メール)での申込受付は行っておりません。</p> <p>※申込受付期間終了後受験票を発送します。受験票が令和6年1月19日(金)までに到着しないときは、下記の申込先までご連絡ください。</p>
申込先	<p>〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市 市長公室職員課 職員・人事担当 TEL 0773-42-4228</p>
受付期間	<p><b>令和5年12月15日(金)～令和6年1月10日(水)</b> <b>午前8時30分～午後5時15分</b></p> <p>ただし、土曜日・日曜日・休日を除きます。</p> <p>郵送・持参ともに、締切日の午後5時15分までに市役所職員課へ到着したものに限り受け付けます。</p> <p>※受付期間終了後は、どのような理由があっても受付できません。</p>
その他	<p>*身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。</p> <p>*試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。</p>

## 5 合格発表

- (1)第1次合格発表 令和6年1月26日(金)午前10時  
 (2)第2次合格発表 令和6年2月13日(火)午前10時  
 (3)最終合格発表 令和6年2月27日(火)午前10時

\*今回の試験では、合格者あての文書での通知は行いません。各試験の合格者の受験番号や、第2次試験及び第3次試験の案内等は、綾部市ホームページに掲載しますので、必ず内容を確認してください。

○綾部市ホームページ「採用情報」

<http://www.city.ayabe.lg.jp/> ※電話等による合否の問い合わせには応じられません。

## 6 合格から採用まで

- (1)この試験の最終合格者は、「令和6年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として令和6年4月1日に採用されます。なお、令和6年度綾部市職員採用候補者名簿は、令和7年3月31日まで有効です。
- (2)社会福祉士、保健師、図書館司書合格者で、免許及び資格取得見込みの方がこの採用試験に合格された際、令和6年3月末日までに資格が取得できなかった場合は、採用される資格を失います。
- (3)最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人(補欠合格者)を含みます。
- (4)最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されていますが、補欠合格者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。

消防職員として採用されると、消防学校で約半年間の研修を受けます。府内の他の消防本部の仲間とともに、寝食をともにしながら、消防士に必要な知識と教養を学び、災害現場で対応できる気力と体力を身に付けるための訓練等を行います。

また、消防学校卒業後は緊急時に対応するため、原則として綾部市内に居住することが必要となります。



## 7 給与、福利厚生等

区 分	大学の新卒者	短期大学の新卒者	高校の新卒者
初任給 (月額)	185,200円	167,100円	154,600円

上記金額は令和5年4月採用者の実績です。

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。  
 ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。  
 ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。  
 ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。  
 ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

## 8 試験結果の開示

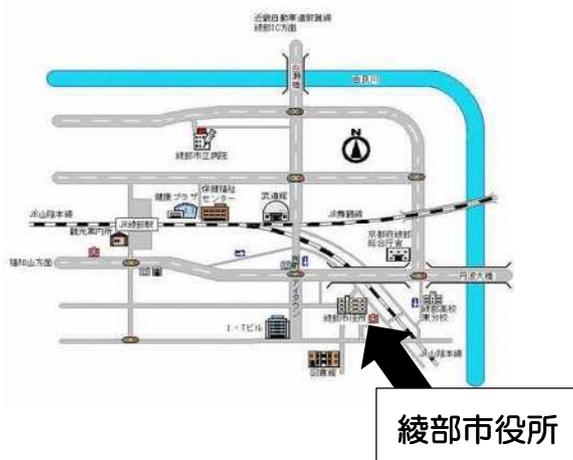
この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票、運転免許証、学生証等)を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求できる者	不合格者		
開示内容	第1次試験の順位及び総合得点	第2次試験の順位及び総合得点	第3次試験の順位及び総合得点
開示期間	令和6年1月26日(金)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)	令和6年2月13日(火)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)	令和6年2月27日(火)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階 職員課 午前8時30分(開示期間の初日は午前10時)から午後5時15分まで		

### 試験会場(綾部市役所) 案内図

\* 試験会場は駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。



#### 【徒歩の場合】

JR綾部駅より約15分

#### 【あやバスの場合】

JR綾部駅よりあやバス

志賀南北線「市役所前」下車すぐ。

または、あやバス上林線、

志賀南北線、東西線、西坂線、

篠田桜が丘線、黒谷線、西八田線、

紫水ヶ丘公園線

「西町二丁目」下車、徒歩約4分

\* 綾部市職員採用試験は、皆様の申込みによって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込みをされた方は必ず受験いただきますようお願いいたします。



#### ■問い合わせ先■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

TEL 0773-42-4228





令和5年度

# 綾部市職員採用試験

## < 社会人経験枠 >

事務職員

事務職員（デジタル人材）

社会福祉士

保健師

土木技師

建築技師

消防職員

図書館司書



あなたのその『力』  
綾部市民のために活かしてください!

## 1 試験区分、採用予定人員、受験資格

試験区分	採用予定人員	受験資格	職務内容
事務職員	若干名	昭和53年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校及び高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、民間企業等に通算して3年以上勤務した経験を有する方	一般事務に従事
事務職員 (デジタル人材)	若干名	昭和53年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校及び高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、情報系システム関係の保守業務に通算して3年以上の職務経験を有する方	情報系システム業務に従事
社会福祉士	若干名	昭和53年4月2日以降に生まれた方で、社会福祉士の資格を有する方のうち、通算して3年以上社会福祉士の職務経験を有する方	支援業務に従事
保健師	若干名	昭和53年4月2日以降に生まれた方で、保健師の免許を有する方のうち通算して3年以上保健師業務の職務経験を有する方	保健関係業務に従事
土木技師	若干名	昭和53年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方(学歴は問わない。)のうち通算して3年以上土木関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	土木関係業務に従事
建築技師	若干名	(1)昭和53年4月2日以降に生まれた方で、建築士(1級又は2級)の免許を有する方のうち民間企業等に通算して3年以上勤務した経験のある方 (2)昭和53年4月2日以降に生まれた方で、学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する方(学歴は問わない。)のうち通算して3年以上建築関係の設計業務、施工管理等の職務経験を有する方	建築関係業務に従事
消防職員	若干名	平成5年4月2日以降に生まれた方で、最終学歴が学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校及び高等学校(同程度と認めるものを含む。)を卒業した後、民間企業等に通算して3年以上勤務した経験を有する方	消防・救急業務に従事
図書館司書	若干名	昭和53年4月2日以降に生まれた方で、図書館司書の資格を有する方のうち、通算して3年以上図書館での職務経験を有する方	図書館業務に従事

<職務経験について(全職種共通)>

民間企業等における職務経験には、民間企業の従業員、公務員、自営業者等として就業していた期間が該当します。ただし、以下の点に注意してください。

- ①「通算3年以上の職務経験」とは、令和5年3月31日までに、週30時間以上の勤務実績が通算で3年以上であることを要します。なお、休業等(1ヶ月以上の病気休暇、育児休業)の期間は、勤務実績として通算できません。
- ②職務経験が複数期間の場合は、通算できます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合はいずれか一の職歴に限ります。
- ③設計又は施工管理の経験とは、土木又は建築構造物の築造・改修工事についての設計や、監理技術者、現場代理人等としての施工管理経験が該当します。

※すべての職種において地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方は受験できません。

～ 地方公務員法第16条(抄) ～

- (1)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2)当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

～ 綾部市の求める人物像 ～

“一人ひとりの幸せをみんなで紡いで実現できるまち・・・綾部”を目指し、綾部市職員として基本的な心構えと、常に市民の目線に立って熱意を持って職務に取り組める人材を求めています。

- (1) 人権意識の高い人間性豊かな職員
- (2) 市民から信頼される職員
- (3) 組織を活性化し、積極的に自己啓発に取り組む職員
- (4) 時代の変化に対応できる職員

## 2 試験の日時及び場所

	日 時	場 所
第1次試験	エントリーシート審査	綾部市役所 (綾部市若竹町)
第2次試験	令和6年2月3日(土) ※合格者の受験番号とともに時間等をお知らせします。ホームページでご確認ください。	
第3次試験	令和6年2月21日(水) ※合格者の受験番号とともに時間等をお知らせします。ホームページでご確認ください。	

※ 自然災害の影響等により、やむを得ず試験の日程・開始時刻を変更することがあります。その場合は、綾部市ホームページ(<http://www.city.ayabe.lg.jp/>)でお知らせします。

### 3 試験の内容

区 分	試 験 内 容
第1次試験	書類選考試験:エントリーシートを審査し、合格基準点に達する者を選考
第2次試験	作文試験:文章表現力、課題理解力、文章構成力を評価 面接試験:人物評価 *消防職員受験者は上記のほか、体力診断テスト及び運動適正テストを実施します。
第3次試験	理事者面接試験:人物評価



### 4 受験申込手続及び申込受付期間

申込書類 入手方法	<p>綾部市ホームページ(<a href="http://www.city.ayabe.lg.jp/">http://www.city.ayabe.lg.jp/</a>)からエントリーシート及び面接カードをダウンロードしてください。</p> <p>*プリントアウトする場合は、必ずA4版サイズの白紙に黒色インクで両面印刷してください。</p> <p>*ダウンロードできない場合は市役所職員課までご連絡ください。</p>
申込方法	<p>エントリーシート及び面接カードに必要事項を記入し、エントリーシートには本人署名の上、最近6か月以内に撮影した本人の写真(上半身、無帽、正面向き)を貼り、下記申込先へ<u>直接持参又は郵送</u>してください。</p> <p>郵送で申し込まれる場合は、<b>必ず簡易書留郵便とし、表に「採用試験エントリーシート在中」と朱書してください。</b></p> <p>※インターネット(電子メール)での申込受付は行っておりません。</p>
申 込 先	<p>〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1 綾部市 市長公室職員課 職員・人事担当 Tel 0773-42-4228</p>
受付期間	<p><b>令和5年12月15日(金)～令和6年1月19日(金)</b> <b>午前8時30分～午後5時15分</b></p> <p>ただし、土曜日・日曜日・休日を除きます。</p> <p>郵送・持参ともに、締切日の午後5時15分までに市役所職員課へ到着したものに限り受け付けます。</p> <p>※受付期間終了後は、どのような理由があっても受付できません。</p>
そ の 他	<p>*身体に障害があり、試験に際して配慮を要する場合は、あらかじめご連絡ください。</p> <p>*試験申込みにより取得した個人情報については、採用試験の目的以外には利用しません。</p>

## 5 合格発表

- (1)第1次合格発表 令和6年1月26日(金)午前10時
- (2)第2次合格発表 令和6年2月13日(火)午前10時
- (3)最終合格発表 令和6年2月27日(火)午前10時

\* 今回の試験では、合格者あての文書での通知は行いません。各試験の合格者の受験番号や、第2次試験及び第3次試験の案内等は、綾部市ホームページに掲載しますので、必ず内容を確認してください。

○綾部市ホームページ「採用情報」

<http://www.city.ayabe.lg.jp/> ※電話等による可否の問い合わせには応じられません。

## 6 合格から採用まで

- (1)この試験の最終合格者は、「令和6年度綾部市職員採用候補者名簿」に登載され、原則として令和6年4月1日に採用されます。なお、令和6年度綾部市職員採用候補者名簿は、令和7年3月31日まで有効です。
- (2)最終合格者は、採用予定人数に辞退者を見込んだ人数に加えて、欠員等の状況に応じて採用される人(補欠合格者)を含みます。
- (3)最近では、最終合格者は本人の帰責による場合等を除いて全員採用されていますが、補欠合格者は、欠員等の状況に応じて採用を決定するため、必ずしも採用されるとは限りません。

消防職員として採用されると、消防学校で約半年間の研修を受けます。府内の他の消防本部の仲間とともに、寝食をともにしながら、消防士に必要な知識と教養を学び、災害現場で対応できる気力と体力を身に付けるための訓練等を行います。

また、消防学校卒業後は緊急時に対応するため、原則として綾部市内に居住することが必要となります。



## 7 給与、福利厚生等

区 分	大学の新卒者	大卒 32歳 職務経験10年
初任給 (月額)	185,200円	274,600円

上記金額は令和5年4月採用者の実績です。

- ※1 給与は、職員の給与に関する条例等に基づき支給されます。
- ※2 その他期末、勤勉、通勤手当等が支給されます。
- ※3 採用されるまでに条例等の改定が行われた場合は、その定めるところによります。
- ※4 既卒者については、規則で定められた基準に基づいて算出した額が初任給となります。
- ※5 採用された日から共済組合の組合員資格を取得し、医療保険や年金制度、健康管理等の福利厚生サービスを受けることができます。

## 8 試験結果の開示

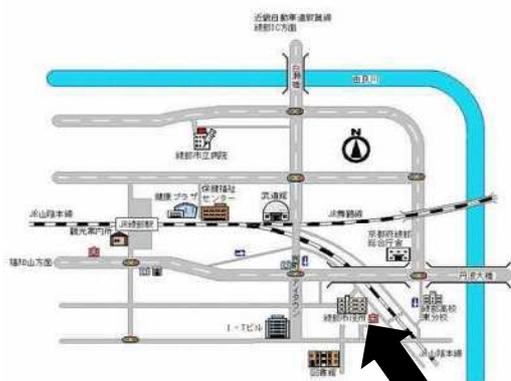
この試験結果については、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票、運転免許証、学生証等)を持参の上、直接お越しください。

試験	第1次試験	第2次試験	第3次試験
開示請求できる者	不合格者		
開示内容	第1次試験の順位及び総合得点	第2次試験の順位及び総合得点	第3次試験の順位及び総合得点
開示期間	令和6年1月26日(金)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)	令和6年2月13日(火)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)	令和6年2月27日(火)から1か月間(ただし、土、日曜日及び休日を除く。)
開示場所等	綾部市役所本庁舎2階 職員課 午前8時30分(開示期間の初日は午前10時)から午後5時15分まで		

### 試験会場(綾部市役所) 案内図

\* 試験会場は駐車場に限りがあります。できるだけ公共交通機関をご利用ください。



綾部市役所

#### 【徒歩の場合】

JR綾部駅より約15分

#### 【あやバスの場合】

JR綾部駅よりあやバス

志賀南北線「市役所前」下車すぐ。

または、あやバス上林線、

志賀南北線、東西線、西坂線、

篠田桜が丘線、黒谷線、西八田線、

紫水ヶ丘公園線

「西町二丁目」下車、徒歩約4分

\* 綾部市職員採用試験は、皆様の申込みによって試験の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、試験の申込みをされた方は必ず受験いただきますようお願いします。



#### ■ 問い合わせ先 ■

〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市 市長公室 職員課 職員・人事担当

TEL 0773-42-4228



綾部市公告第151号

旧あやべ山の家及び旧ふるさと味あやべ工場の売却に関する公募型プロポーザルを別添「旧あやべ山の家及び旧ふるさと味あやべ工場の売却に関する公募型プロポーザル実施要領」に基づき実施する。

令和5年12月15日

綾部市長 山崎善也

旧あやべ山の家及び旧ふるさと味あやべ工房  
の売却に関する公募型プロポーザル実施要領

令和5年12月

綾部市定住交流部観光交流課  
農林商工部農政課

## I 趣旨・目的

この実施要領は、旧あやべ山の家及び旧ふるさと味あやべ工房の売却に関する公募型プロポーザル方式による売却先の選定に関し、必要な事項を定めるものです。

旧あやべ山の家（以下「山の家」という。）は、京都府の青少年山の家として昭和54年7月に供用開始された施設であり、青少年の健全育成を目的として、野外学習の場として利用されてきましたが、平成25年の綾部市（以下「本市」という。）への譲渡を機に、子どもだけでなく幅広い層へも開放し、宿泊や研修の場として活用してきました。

また、旧ふるさと味あやべ工房（以下「工房」という。）は、本市が農産加工技術の研修施設として整備し、平成2年4月の供用開始以後、特産品開発や加工、交流の場として活用してきました。

この2つの施設については、それぞれ設立趣旨が異なるものの近接しており、給水施設を共有するなど一体的な管理運営が望ましい施設となっています。

こうしたことから長年、本市の第三セクターである株式会社緑土が、指定管理者として施設の管理運営を担ってきましたが、社会情勢の変化やコロナ禍の影響もあり利用客は激減し、令和4年12月末で2つの施設を同時に閉鎖しました。

本市では、市有財産の有効活用を図る目的から、今後の効果的な活用の方針を検討し、民間事業者等へ売却することとしました。

山の家・工房の売却にあたっては、事業者の創意工夫による意欲的な提案を受け、売却後に行われる事業が公共性の高いもの、もしくは地域の活性化に貢献するものであるかどうかを総合的に判断して売却先を選定するために、公募型プロポーザルを行います。

## II 売却物件の概要等

### 1 概要（詳細は、別紙1「物件の概要」でご確認ください）

#### ① 山の家

所在地 綾部市睦寄町今竹10番地の1

〔土地〕 2976.25 m<sup>2</sup>（実測面積）

〔建物〕 本館、研修館、ポンプ小屋ほか

※ 地番については合筆等、土地の整理を行う見込みです。

#### ② 工房

所在地 綾部市睦寄町鼠塚4番地の2、4番地の3

〔土地〕 2623.18 m<sup>2</sup>（実測面積）

〔建物〕 本館

※ いずれの施設も現状有姿（内部の備品含む）による売却であり、本件土地には第三者の建物及び構築物等が設置されています。

※ いずれの施設も建築確認書類はありません。

## 2 資料の閲覧

売却物件に係る図面等の資料を閲覧に供します。

### (1) 実施方法

閲覧期間 令和5年12月15日(金)～12月27日(水)

午前8時30分～午後5時(市の閉庁日を除く)

閲覧場所 綾部市観光交流課(西庁舎2階)

### (2) 注意事項

資料は売買物件の購入を検討するための資料であり、現状と相違している場合は現状を優先します。資料の貸与や複写はできません。

## 3 現地見学

### (1) 実施方法

見学日時：令和5年12月20日(水)午後1時～午後5時

見学方法：12月19日(火)までに観光交流課に連絡し、時間等調整を行ってください。

### (2) 注意事項

① 見学は原則として1応募者60分以内、1回限り。

② 指定された日時以外の建物内への立ち入りはしないでください。

③ 現地での説明は行いません。

## 4 質問等の受付及び回答

本実施要領の内容等について質問等がある場合は、以下のとおり質問書を提出してください。

(1) 提出書類 質問書【様式第5号】

(2) 提出期限 令和5年12月27日(水)午後5時【必着】

(3) 提出方法 電子メールで次のアドレスに送信してください。

e-mail: kankokoryu@city.ayabe.lg.jp

※ 質問を受け付けましたらその旨を電子メールで返信しますので、返信がない場合は電話等で確認してください。

(4) 回答方法 本市から電子メールで返信します。

※ 必要に応じて質問等の内容を本市ホームページで公開することがあります。

(5) 回答期限 令和6年1月5日(金)

(6) その他

ア 評価基準・評価体制に関する質問、掌握事項に関する質問及びインフラ配管図等、本来は提案予定者が調べるべき事項または個々の企画提案により変わる施設の建築指導や開発指導に関する質問の回答は行いません。

イ 電子メールの通信事故等について、本市はいかなる責任も負いません。

### Ⅲ プロポーザルに関する事項

#### 1 基本的な考え方

##### (1) 施設活用方針

- ア 山の家及び工場の建物及び敷地等（以下「対象施設」という。）において、地域の賑わいの創出及び地域コミュニティの充実、地域住民の生活利便性の向上や観光振興等地域貢献につながる事業計画を提案してください。
- イ 地域資源の活用、自然環境との調和やその対象施設周辺の強みを生かして展開し、事業運営と地域活性化の相乗効果を図る事業であること。
- ウ 対象施設のみならず、周辺地域における安全や環境に対する配慮・対策等が十分確保された事業であること。
- エ 雇用の創出その他経済効果のある事業であること。
- オ 施設の適正な管理と円滑な事業運営を図ること。
- カ 着工前に地域への周知を行い、近隣住民等の同意を得ることができる事業であること。

##### (2) 売却予定最低価格

15,393,056円

(土地14,219,881円、建物1,173,175円)

※ 建物には消費税及び地方消費税相当（税率合計10%）が加算されます。

##### (3) 用途に関する条件

- ア 施設活用計画の提案に当たっては、次の用途とします。
  - (ア) 上記「(1) 施設活用方針」に合致する提案であること。
  - (イ) 公共性の高い事業や地域の活性化につながる事業であること。
- イ 施設活用計画の提案に当たっては、次の用途とすることは禁止します。
  - (ア) 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供すること。
  - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団またはその他の反社会的団体およびそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用すること。
  - (ウ) 政治的・宗教的用途に使用すること。
  - (エ) 地域住民等の生活を脅かすような活動の用に供すること。
  - (オ) 悪臭・騒音・粉塵・振動・土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途に使用すること。

##### (4) 建築計画に関する条件

- ア 日影、風害、騒音、電波障害の防止や交通安全の対策等周辺環境への影響に十分配慮すること。
- イ 建築基準法、都市計画法等の関連法規を遵守すること。

## 2 その他契約条件

### (1) 主な制限事項

- ア 基本協定書等で合意した時期までに企画提案書に基づく用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません。
- イ 対象施設の売買契約締結の日から起算して10年間(以下「指定期間」という。)は、提案事業の用途を変更してはなりません。ただし、やむを得ず変更が生じる場合はあらかじめ市と協議するものとします。
- ウ 事業の実施に著しい支障が生じた場合は、市へ書面により申し出て協議するものとします。
- エ 山の家は、本市の指定緊急避難場所及び指定避難所として指定しており、売却後においても継続的に避難場所及び避難所として市と防災に関する協定を締結するものとします。
- オ 敷地内には他団体の構築物等が設置されているため、引き続き使用させるものとして当事者間で協議すること。(別紙2「第三者の建物及び構築物一覧と条件」のとおり。)なお、令和5年度3月に所有権移転を行った場合は、売却相手方は当該年度の占用料は請求できないものとします。
- カ 工事等に伴う騒音、振動、埃、交通安全対策等及び建築物を建設したこと起因する日影、風害、騒音、電波障害への対応等については、売却相手方が周辺住民等と調整し、自らの責任で解決するとともに、その整備に係る費用についても負担すること。
- キ 山の家の一部が土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に、工房は洪水浸水想定区域に指定されていることから、安全に配慮し施設運営に当たること。
- ク 本施設への給水は上林川に給水設備を設置しており、この給水設備及び配管も含め譲渡するものとします。譲渡後は河川・府道・市道・民地の占用を受けること。ただし、購入者が敷地内に井戸等を掘削し水の確保を図る場合は給水管等を譲渡対象設備から除外します。

### (2) 賃貸等の禁止

- ア 売却相手方は、指定期間内に対象施設を第三者に賃貸し、または対象施設に賃借権その他使用収益を目的とする権利および土地に地上権を設定してはなりません。ただし、売却時に既に土地の占用を市が許可しているものや指定期間内にやむを得ない事由により市の書面による承認を得たときはこの限りではありません。
- イ 売却相手方は、指定期間内に市の承認に基づいて第三者に賃貸し、または対象施設に地上権、賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定する場合は、実施要領に定める条件を当該第三者に対し書面により承継し、遵守させなければなりません。

### (3) 所有権移転の禁止

売却相手方は、指定期間内に対象施設の所有権を第三者に移転してはなりません。

(4) 既存建物に関する不適合責任

ア 本売買契約は現状有姿での売却を前提としており、市及び優先交渉権者で土地及び建物の状況等を確認し、売買契約を締結するものとします。

イ 売買契約後に不具合や、売買物件の面積の不足、品質上の問題（土壌汚染、地中埋設物及び産業廃棄物、アスベストおよびPCBを含むが、これらに限られない。）が発覚した場合、市はその責を負いません。

ウ 対象施設（内部の備品等を含む）は、現状有姿のまま引き渡しを行うものとします。

エ 対象施設の売買契約締結後、対象施設に数量の不足、品質上の問題または隠れた瑕疵が発見された場合でも、市は一切の責任を負わないものとし、売却相手方は、追完、代金減額、解除ならびに損害賠償を請求することまたは本契約の取消しを主張することができないものとします。

オ 売却相手方が契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めて催告のうえ契約を解除することができます。

### 3 応募資格

応募者は、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

なお、資格要件の確認基準日は、本業務の募集開始日とし、契約締結までの期間に資格要件を欠くような事態が生じた場合は、契約締結は行わないものとします。

(1) 本実施要領の趣旨を十分に踏まえ、原則として、本市又は近隣市に本店・支店等を有する事業者等であること。

(2) 過去5年以内（平成30年12月1日以降）に地域資源の利活用による地域振興の業務を実施し、かつ、その実績を確認及び証明できる契約を有すること。なお、実績については、現在業務実施中のものも含むこととし、また、本社、支店又は営業所等を問わず、事業者全体としての実績を含むこととする。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定によるものとする。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）または会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、若しくは破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(5) 綾部市暴力団等排除措置要綱（平成23年綾部市告示第10号）別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

(6) 国税及び本市市税を滞納していないこと。

### 4 応募手順

(1) 実施要領、提出書類様式の配布方法

- ① 本市ホームページよりダウンロード
- ② 観光交流課窓口での配付
- (2) 配布期間  
令和5年12月15日(金)から令和5年12月27日(水)まで。  
ただし、窓口での直接配布は午前8時30分から午後5時15分まで(市の閉庁日を除く)とします。
- (3) 提出方法等
  - ① 応募書類等  
本プロポーザルの趣旨・目的を踏まえ、次のとおり企画提案書を提出してください。
    - (1) 参加表明に関する書類
      - ア 応募申込書兼誓約書(様式第1号)
      - イ 会社概要書(様式第2号)
      - ウ 施設購入申出価格調書(様式第3号)
      - エ 財務諸表
      - オ 登記簿謄本
      - カ 納税証明書
    - ※ 法人税、消費税、本市市税について未納がないことを証明するもの。  
(本市市税については、本市に納税義務がある場合のみ)
    - (2) 企画提案に関する書類
      - ア 企画提案書(様式第4-1号)
      - イ 施設活用計画図(様式第4-2号)
    - (3) 提出部数  
正本1部、副本9部(副本については複写可とします)
    - (4) 提出された企画提案書等の取り扱い
      - ア 提出された書類等は、審査に必要な範囲において、無償で複製することが出来るものとし、応募者に返却しません。
      - イ 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがあります。
      - ウ 提出書類の受理後の差し替え、追加、削除等は原則として認めません。
      - エ 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。
    - (5) 企画提案書の提出後、やむを得ず参加を取りやめる場合については、参加辞退届(様式第6号)を必ず提出してください。
  - ② 提出期限 令和6年1月11日(木)午後5時15分【必着】
  - ③ 提出方法 持参又は郵送による
    - ※ 持参による場合は、午前8時30分から午後5時15分までの受け付け(市の閉庁日を除く)とします。
    - ※ 郵送による場合は、書留郵便により提出期限までに必着のこと。なお、

郵送により提出する旨をあらかじめ電話で連絡してください。

- ④ 提出先 〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1  
綾部市定住交流部観光交流課観光振興担当

## 5 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とします。この場合において、Ⅳにより選定された優先交渉権者が無効となった場合は、審査結果による得点順位を順次繰り上げます。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 同一の者が2つ以上の提出書類を提出した場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 価格調書の金額がⅢの1の(2)に規定する売却予定最低価格を下回る場合
- (6) 応募資格の要件を満たさなくなった場合
- (7) その他選定委員会が不適切と認めた場合

## Ⅳ 選定の概要

### 1 評価基準

別表1「評価基準」のとおり

### 2 プレゼンテーション・ヒアリング

#### (1) 評価方法

提出書類に記載された内容に加え、プレゼンテーション及びヒアリングにより、選定委員会において審査し、最高得点を得たものを優先交渉権者として選定します。

#### (2) 選定方法

ア 応募資格のある者で失格者を除く者のうち、前号の総合点が最も高い者を優先交渉権者とし、契約の相手方として選定します。

イ 優先交渉権者に選定した者の次に総合点が高い者を次順位交渉権者とします。

ウ 最高点の者が複数の場合は、価格提案の金額が最も高価な者を優先交渉権者として選定します。なお、金額も同額の場合については、当該者は価格調書を再作成し、再提出された金額が最も高価な者を優先交渉権者として選定します。

エ 上記ア、イ、ウ、に関わらず、総合点が60点未満の場合は、優先交渉権者として選定しません。

オ 応募者が1者となった場合でも実施するものとします。

#### (3) 実施日

ア 実施日 令和6年1月24日(水)

※ 時間及び場所については別途通知します。

イ 時間配分 応募者ごとに30分間

① 企画提案書等の説明・プレゼンテーション（20分）

② 質疑応答・ヒアリング（10分）

(4) その他

ア 提案説明の際、プロジェクターの使用は可能です。スクリーンは本市で用意します。パソコン等は各応募者で準備してください。

イ 応募者ごとに出席者は3人以内とし、総括管理者は出席することが望ましい。

ウ 提出書類の作成、プレゼンテーションのプロポーザルに要する費用は、応募者の負担とします。

3 選定結果の通知

(1) 選定結果は、各応募者に対して文書で通知します。

通知予定日：令和6年1月29日（月）

(2) 選定結果に対する異議申し立てや選定の経緯の質問は受け付けません。

## V 契約の締結に係る事項

1 基本協定締結の手続き及び売却相手方の決定

(1) 基本協定書の締結

ア 優先交渉権者は、決定通知後に市と企画提案内容に基づく協議を行い、事業実施に向けた基本事項を定めた基本協定書を締結します。

協議予定日：令和6年1月31日（水）

イ 優先交渉権者との協議が整わなかった場合または優先交渉権者が失格条件に該当した場合には、優先交渉権者との協議を打ち切り、次順位交渉権者と交渉できるものとし、優先交渉権者と同様に扱うこととします。

(2) 基本協定書の内容

基本協定書は、次の各項を中心とした内容とします。

ア 売買契約の締結条件、売買代金の額及び納付時期、所有権移転条件、着工・事業開始時期

イ 企画提案内容に基づく基本計画の確認（基本計画として作成し基本協定書に添付）

ウ その他合意すべき事項

(3) 売却相手方の決定

基本協定の締結をもって、優先交渉権者を売却相手方として決定します。

2 売買契約（仮契約）の手続き

(1) 売買契約の締結

ア 売却相手方は、基本協定書の締結後ただちに市と売買契約を締結します。

イ 売買契約は、まず仮契約を締結し、地方自治法第96条第1項第6号の

規定及び同項第8号の規定により、綾部市議会の議決を得たときは「仮契約」が「本契約」に読み替えることになるため、議決を受けられなかった場合は、本物件を売却できません。

ウ 売買契約の締結に至らなかった場合、基本協定書は無効とします。

(2) 契約書に貼付する収入印紙及び契約の締結に関して必要な費用は売却相手方の負担とします。

### 3 契約保証金及び売買代金等の納付

(1) 契約保証金として売買代金の100分の10に相当する額（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）以上の額を仮契約の日から本契約日までに納付すること。

(2) 売買代金及び所有権移転登記に関する事務費等については、令和6年4月30日（火）までに一括納付すること。

(3) 契約保証金は、売買代金の一部に充当することができる。

(4) 契約保証金に利子は付けない。

(5) 売買代金の支払いが納付期限までに行われず契約が解除された場合は、締結した基本協定書は無効とし、契約保証金は返還しない。

## VI 所有権移転登記

### 1 所有権の移転の時期

(1) 売買代金が完納されたときに所有権を移転し、物件を引き渡したものとします。

(2) 所有権移転登記は物件の引き渡し後に本市において行います。

### 2 所有権移転登記の費用

(1) 所有権移転登記に関する事務費や法務局に納付する登録免許税等の契約履行に関して要する一切の費用は、売却相手方の負担とします。

(2) 所有権移転登記の際に法務局へ納付する登録免許税は、本市が指定する方法により納付すること。

## VII 売却後の注意事項

### 1 各種届出について

本市や監督官庁への申請・届出、その他対象施設の運営に関して必要な一切の手続きは、売却相手方の責任において行ってください。

### 2 住民への周知について

(1) 事業の実施にあたっては、近隣住民への周知、説明に努め、誠意をもって対応すること。

(2) 紛争等が生じた場合は、売却相手方の責任と負担において、迅速かつ丁寧な対応に努め、その解決に当たること。

(3) 売却相手方は、旧施設の周辺住民や地元自治会と良好な関係の保持に努

めること。

3 既設の構築物等について

- (1) 第三者が所有している構築物については、敷地利用の継続に協力するとともに、物件引き渡し後、必要な一切の手続きを売却相手方の責任において行うこと。(詳細は別紙2でご確認ください)
- (2) 電気、ガス、浄化槽、通信等の必要なインフラ設備については、インフラ設備事業管理者と調整し、売却相手方の負担で整備すること。

**Ⅷ 問い合わせ先及び応募書類等の提出先**

〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1  
綾部市定住交流部観光交流課観光振興担当  
TEL : 0773-42-4272  
e-mail : kankokoryu@city.ayabe.lg.jp

# 公 告

【別表1】評価基準

評価項目		評価内容	再配点
全体の評価	動機・意欲	明確かつ適切な応募動機があるか、また可能性、発展性が期待できる意欲的なものか。	5
	利活用の概要	企画提案のコンセプトが明確で、起案者の魅力を十分に発揮できる提案であるか。	5
	施設の有効活用	公共性の高いもの、もしくは地域の活性化に貢献し、施設を効率的・効果的に生かす提案であるか。	5
	地域資源や環境との相乗効果	地域資源の活用、自然環境との調和やその対象施設周辺の強みを生かして展開し、相乗効果を図る提案であるか。	5
			20
提案内容に関する評価	事業内容の的確性	地域の賑わいの創出及び地域コミュニティの充実、地域住民の生活利便性の向上につながる事業計画となっているか。	5
		観光振興等、地域貢献につながる事業計画となっているか。	5
	事業内容の実現性	事業内容及び目的に関する経験・知識が十分にあるか。	5
		事業計画、収支計画及びスケジュールは具体的かつ実現可能なものか。事業開始後の継続性が期待できるか。	5
	地域との協調	コミュニティの充実など地域との交流や連携が提案されているか。	5
		地域防災及び防犯へ協力的な提案となっているか。	5
	地域への配慮	着工前に地域への周知を行い、近隣住民等の同意を得ることができ、近隣住民の快適な住環境の維持及び周辺景観等に配慮した提案となっているか。	5
		対象施設のみならず、周辺地域における交通安全対策及び環境保全対策が十分確保された事業となっているか。	5
地域経済への効果	雇用の確保方法や地域の雇用機会の創出、移住定住が期待できるものになっているか。	5	
			45
業務実施に関する評価	財務の健全性	応募者の財政状況は健全か。	5
	資金調達の確実性	業務実施に必要な資金計画・調達の方法は、確実性がある適正な内容であるか。	5
	運営形態	事業に対して必要な人員配置と業務実施体制が適切に構築され、信頼性・安全性が確保されているか。	5
	施設の適切な管理	老朽化した設備についての対応が適切に行われ、施設を効率的・効果的に維持管理できるか。	5
			20
買受価格に関する評価	(買受希望価格/提案した者の最も高い買受希望価格) × 15点 ※小数点以下切り捨て		15
			15
			100

優れている	5
標準	3
劣っている	1

※買受価格に関する評価については、評価内容に記載の計算方法により算出する

【別表2】事業全体スケジュール（予定）

募集から事業開始までのスケジュールは、以下のとおり。

項 目	期 日
事業者募集要領の配布、資料閲覧	令和5年12月15日（金）～ 令和5年12月27日（水）
現地見学会の開催（申し込み：12月19日まで）	令和5年12月20日（水）
質問書提出期限 ※質問等に対する回答は1月5日（金）までに行う。	令和5年12月27日（水）
企画提案書等の提出期限	令和6年1月11日（木）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和6年1月24日（水）
優先交渉権者の決定	令和6年1月29日（月）
優先交渉権者との協議・調整	令和6年1月31日（水）
基本協定書・仮契約締結	令和6年2月2日（金）
綾部市議会への提案	令和6年3月
本契約日	令和6年3月定例会議決日
売買代金等の納付	令和6年3月定例会議決日以降 （納期限：令和6年4月末）
所有権移転登記	売買代金の納付後ただちに
住民説明会の開催及び既設構築物等所有者との調整	本契約締結・売買代金の納付後 ～ 令和6年6月末まで
事業開始	住民説明会の開催以降

※上記スケジュールは、あくまで現時点における予定であり、状況等に応じて変更の可能性があります。

(別紙1) 物件の概要

名称	旧あやべ山の家
所在地	京都府綾部市睦寄町今竹10番地の1
既存建物等	(1) 本館 : 木造平家建 466.60㎡ 昭和54年築 (2) 研修館 : 木造平家建 158.72㎡ 昭和57年築 ※上記のほか、井戸水取水ポンプ、東屋、掲揚柱、看板等がある。
敷地面積	全体面積: 2976.25㎡ (実測面積)
上下水道等	上水: 無し (井戸水) 下水: 無し (合併浄化槽) ガス: プロパン
土砂災害警戒区域等	本館の一部が土砂災害特別警戒区域 (イエローゾーン) に指定 研修館の全てが土砂災害警戒区域 (イエローゾーン) に指定
アクセス	京都縦貫自動車道 綾部安国寺ICから車で約30分 (約30km) 舞鶴若狭自動車道 綾部ICから車で約30分 (約30km) JR綾部駅からあやバス「二王公園前」まで約40分
土壌汚染	調査は行っていない
埋蔵文化財包蔵地	埋蔵文化財包蔵地外
登記	建物及び一部土地 (水路・里道) は未登記 (今後、登記予定) 今後、登記地目・地積の変更及び合筆を予定している。
土地境界	確定済
避難所	あやべ山の家は市指定緊急避難場所、指定避難所に指定
耐震基準	本館については満たしている
アスベスト	調査は行っていない
第3者による土地占有 構築物	電柱及び電線、電信柱及び架線、屋外倉庫、看板など
特記事項	本施設への給水は上林川に給水設備を設置しており、この給水設備及び配管も含め譲渡する。譲渡後は河川・府道・市道・民地の占用を受けること。ただし、購入者が敷地内に井戸等を掘削し水の確保を図る場合は給水管等は譲渡対象設備から除外する。
	既存建物等については、いずれも新築後一定の期間を経過していることや、使用を中止していたこともあり、施設運営開始後に不具合が生じる可能性がある。

公 告

名称	旧ふるさと味あやべ工房
所在地	京都府綾部市睦寄町鼠塚4番地2、4番地3
既存建物等	木造スレート葺き平家建 179,49㎡ 平成2年築
敷地面積	全体面積：2623.18㎡（実測面積） ※敷地の一部が里道で分かれています。
上下水道等	上水：無し（井戸水） 下水：無し（汲み取り） ガス：プロパン
土砂災害警戒区域等	洪水浸水想定区域（0.5～3m未満）に指定
アクセス	京都縦貫自動車道 綾部安国寺ICから車で約30分（約30km） 舞鶴若狭自動車道 綾部ICから車で約30分（約30km） JR綾部駅からあやバス「二王公園前」まで約40分
土壌汚染	調査は行っていない
埋蔵文化財包蔵地	埋蔵文化財包蔵地外
登記	建物は未登記（今後、登記予定） 地積更正等は原則行わない。
土地境界	確定は行っていないが隣接者と相互で確認済み
避難所	指定なし
耐震基準	満たしている
アスベスト	調査は行っていない
第3者による土地占有 構築物	ソフトバンク株式会社の基地局（60㎡）、関西電力送配電株式会社の 電柱1本
特記事項	既存建物等については、いずれも新築後一定の期間を経過して いることや、使用を中止していたこともあり、施設運営 開始後に不具合が生じる可能性がある。

**位 置**

旧あやべ山の家及び旧ふるさと味あやべ工房は、綾部市の北東部に位置し、市街地から約 20 キロメートル、京都市から約 90 キロメートルとなっています。京都市からは自動車ですら1時間 40 分程度です。

また、由良川の支流である上林川が貫流し、この上林川沿いに、農地や集落がひらけています。



**アクセス**

**公共交通機関** あやべ市民バス(愛称=あやバス) あやべ温泉前・於見行(1. 上林線)

JR綾部駅→(32分)→大町バスターミナル→(11分)→山の家前

**自家用車** 舞鶴若狭自動車道綾部. C……………車で約30分

京都縦貫道綾部安国寺. C……………車で約30分

**配置図**



あやべ山の家 配置図



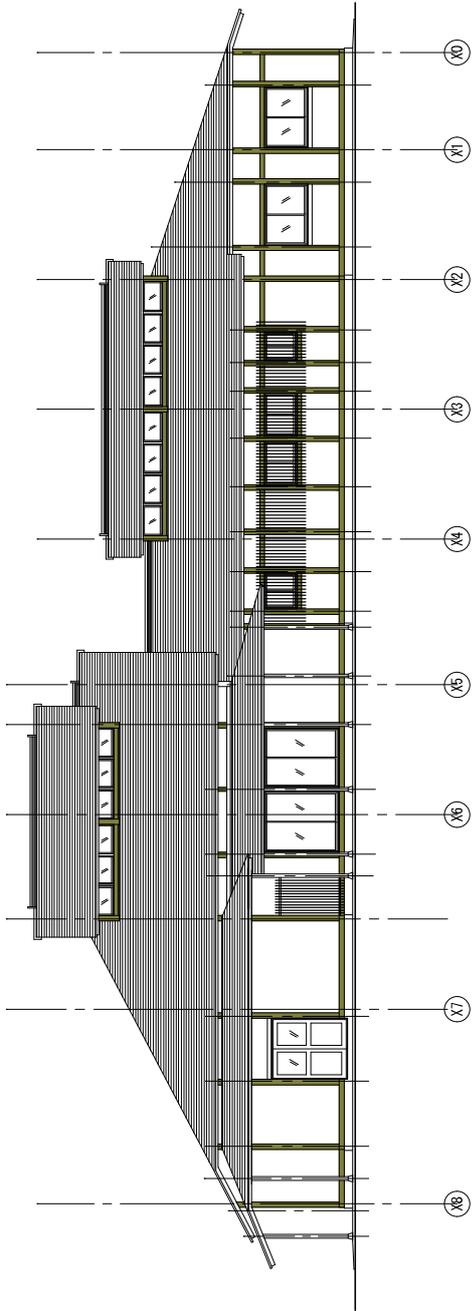
ふるさと味あやべ工房 配置図



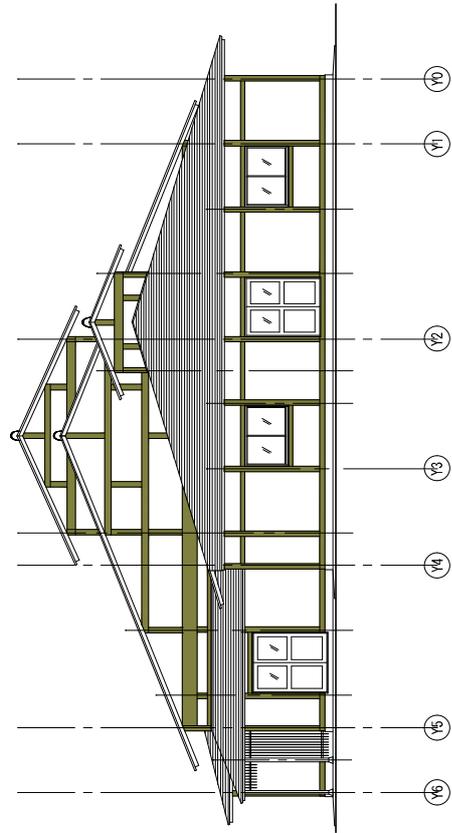
**〔旧あやべ山の家〕 本 館**

<p><b>概要</b></p>	<p>○開設 : 昭和54年7月          ○構造等 : 木造、平家建て          ○延床面積 : 466.60㎡          ○主な設備 : 客室7室(65畳)、宴会広間(25畳)、談話室1室(15畳) 食堂、自炊設備、浴室など</p>		
<p><b>外観写真</b></p>			
<p><b>内観写真</b></p>	<p>客室</p> 	<p>宴会広間</p> 	
	<p>談話室</p> 	<p>食堂</p> 	
<p><b>図面</b></p>	<p>平面図… 原図サイズA3          立面図… 原図サイズA2</p>		





北立面図



西立面図



横 部 市

横部市番町8番地の1  
TEL 0775-42-3280  
FAX 0775-42-4406

担 当

概 図

工 事 名 称

SCALE

1/100

あやべ山の家本館

図面種類

立面図

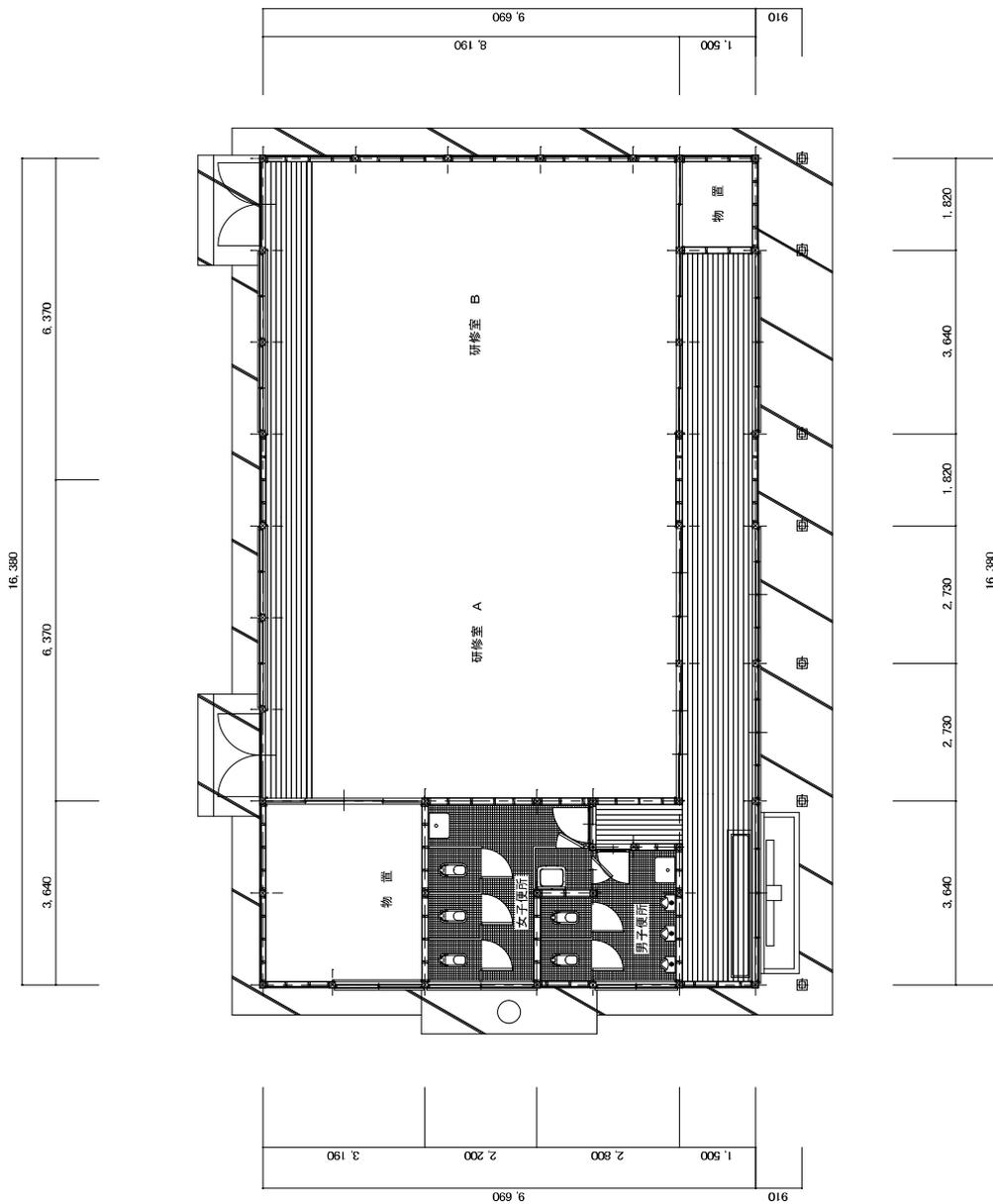
DATE

No.

年 月

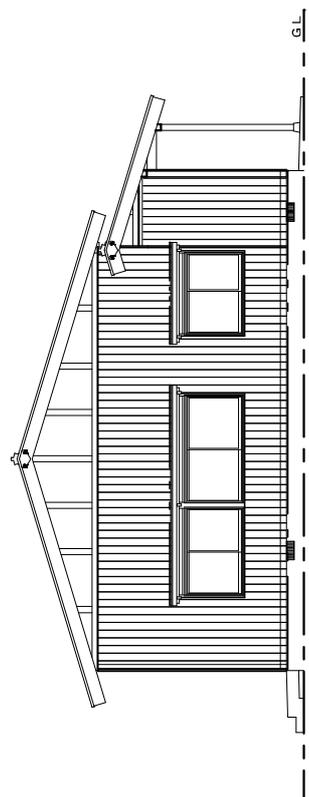
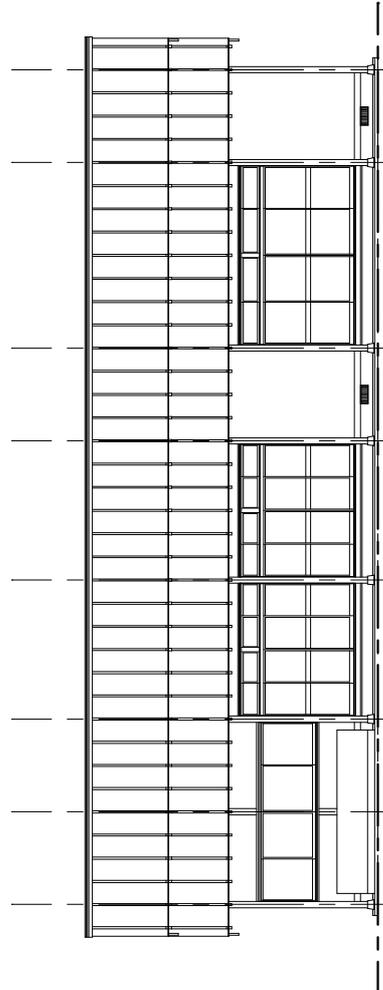
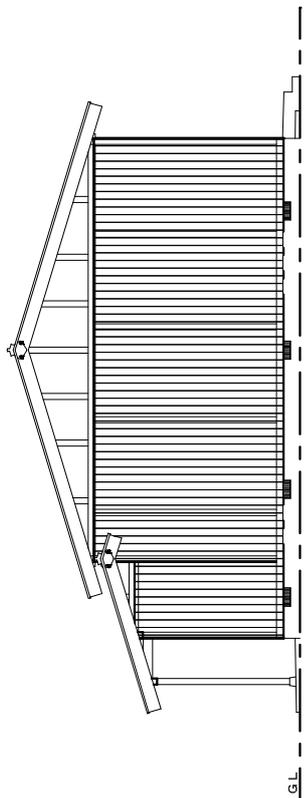
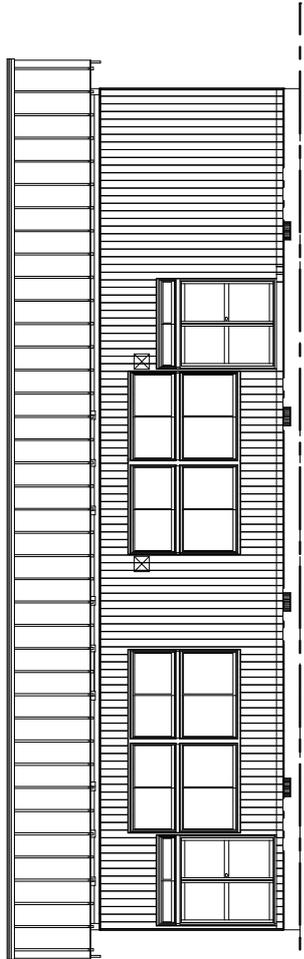
**〔旧あやべ山の家〕 研 修 館**

<p><b>概要</b></p>	<p>○開設 : 昭和57年7月          ○構造等 : 木造、平家建て          ○延床面積 : 158.72㎡          ○収容規模 : 50人          ○主な設備 : 研修室 (アコーデオンカーテンで分割可能) ・約102㎡</p>
<p><b>外観写真</b></p>	
<p><b>図面</b></p>	<p>平面図… 原図サイズA3          立面図… 原図サイズA3</p>



DATE		年	月
工事名称	あやべ山の家研修館		
SCALE	1/100	図面種類	平面図
検	担	当	
綾部市若竹町 8 番地の 1 TEL 0773-42-3280 FAX 0773-42-4406			





綾部市

綾部市若竹町8番地の1  
TEL 0773-42-3280  
FAX 0773-42-4406

担  
当

検  
図

工  
事  
名  
称

あやべ山の家研修館

No.

立面図

図面種類

1/100

SCALE

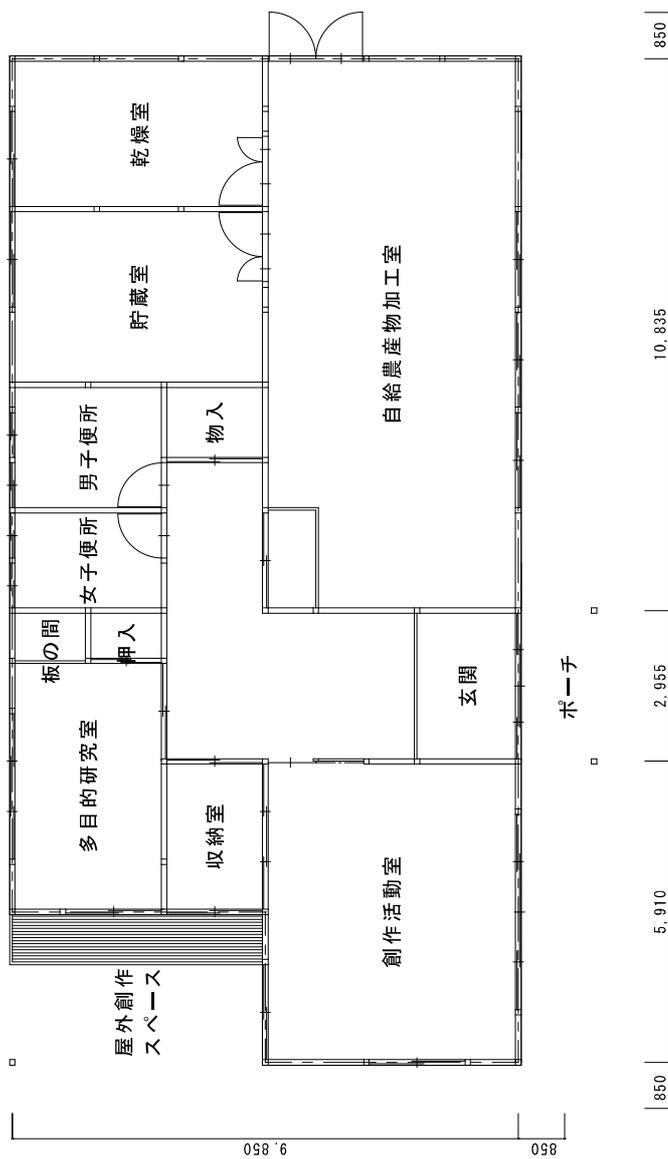
DATE

年

月

## 旧ふるさと味あやべ工房

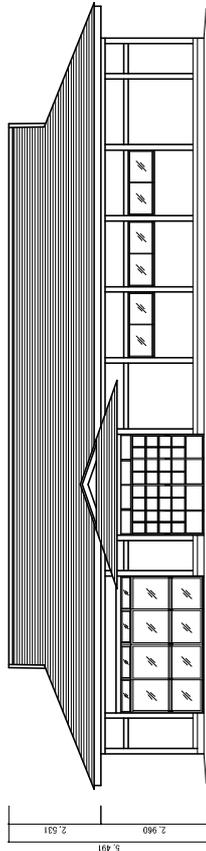
<p><b>概要</b></p>	<p>○開設 : 平成2年4月          ○構造等 : 木造スレート葺平家建          ○延床面積 : 179.49㎡</p>
<p><b>外観写真</b></p>	<p style="text-align: center;">全景</p>  <p style="text-align: center;">正面                      ソフトバンク株式会社の基地局</p>  
<p><b>図面</b></p>	<p>平面図… 原図サイズA3          立面図… 原図サイズA2</p>



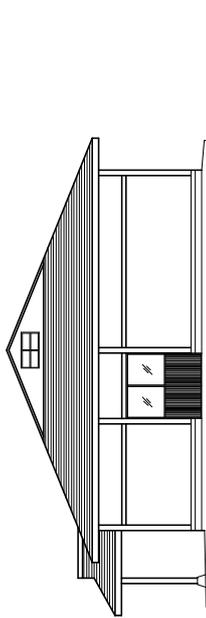
平面図 1/100

綾部市若竹町8番地の1 TEL 0773-42-3280 FAX 0773-42-4406	担 当	検 図	工 事 名 称 ふるさと味あやべ工房	図 面 種 類 平面図	DATE	年	月
					No.		

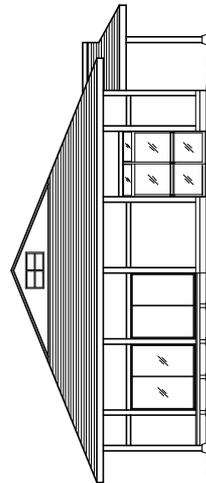




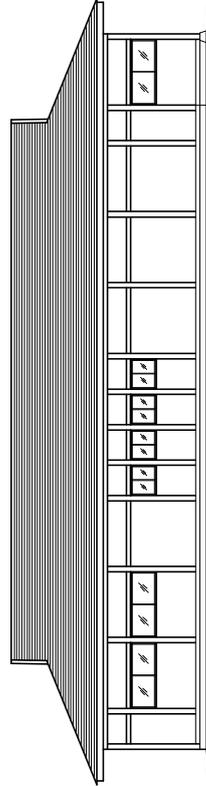
南面立面图 1/100



東面立面图 1/100



西面立面图 1/100



北面立面图 1/100



縁部市若竹町8番地の1  
TEL 0773-42-3280  
FAX 0773-42-4406

担 当

検 図

工 事 名 称

SCALE 1/100

ふるさと味あやべ工房

立面图

№

DATE

年

月

(別紙2) 第三者の建物及び構築物一覧と条件

番号	場所	種類	構築物等	所有者	条件	占用料
1	山の家	構築物	倉庫2棟	(株)緑土	現状のままの無償譲渡となります。	無
2	山の家	構築物	指定緊急避難場所看板	綾部市防災・危機管理課	売却後は占用許可をしてください。 対象施設は、売却後においても継続的に避難場所として市と防災に関する協定を締結してください。	無
3	山の家	構築物	電柱	関西電力送配電(株)京都支社	占用許可構築物です。占用の承継をお願いします。	有
4	山の家	構築物	光ファイバ用共架柱	(株)オプテージ	占用許可構築物です。占用の承継をお願いします。	有
5	山の家	構築物	難視聴対策事業用ケーブル用共架柱	陸寄テレビ共同受信施設組合	占用許可構築物です。占用の承継をお願いします。	無
6	工房	構築物	通信用鉄塔及び通信機器設備	ソフトバンク株式会社	土地賃貸借契約を締結しています。売却後は構築物所有者と協議の上、契約の承継をお願いします。	有
7	工房	構築物	電柱	関西電力送配電(株)京都支社	占用許可構築物です。占用の承継をお願いします。	有
8	工房	その他	土地	近隣住民	近隣住民の建物犬走と本市の水路が互いに十数センチ越境している箇所があります。互いが撤去を求めないことについて承諾をお願いします。	無

(様式第1号)

応募申込書兼誓約書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住所

商号又は名称

代表者

印

旧あやべ山の家及び旧ふるさと味あやべ工場の売却に関する公募型プロポーザル選定について、企画提案書等を提出します。

なお、当該業務に係る応募資格の要件に該当するものであること及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

	提出書類	提出部数
①	応募申込書兼誓約書（様式第1号）	正本1
②	会社概要書（様式第2号）	正本1・副本9
③	施設購入申出価格調書（様式第3号）	正本1・副本9
④	財務諸表	正本1
⑤	登記簿謄本	正本1
⑥	納税証明書	正本1
⑦	企画提案書（様式第4-1号）	正本1・副本9
⑧	施設活用計画図（様式第4-2号）	正本1・副本9

《本プロポーザルに係る担当者の連絡先》

部 署 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E - m a i l	

※書類送付・質問回答等の連絡先となります。

(様式第2号)

## 会社概要書

令和5年12月1日現在

商号又は名称			
代表者氏名			
所在地			
電話番号		F A X 番号	
設立年月日			
貸借対照表総資本額			
損益計算書税引前当期利益			
常勤職員の数	役員 社員 その他	人 人(うち常勤 うち技術者 人 合計	人 人 人
主たる業務内容			
過去5年以内に実施した地域資源の利活用による地域振興業務内容			
本業務に係る部署名			
代表者氏名			
所在地			
電話番号		F A X 番号	
その他特記すべき事項			

※会社概要が分かるパンフレット、資料等があれば適宜添付のこと。

※貸借対照表総資本額、損益計算書税引前当期利益は、直前営業年度の数値を記載すること。

(様式第3号)

## 施設購入申出価格調書

(件名：旧あやべ山の家及び旧ふるさと味あやべ工房の売却)

### 購入申出価格（税抜）

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一

(内訳)

土 地 円

建 物 円

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

所 在 地	
応募法人名	
代 表 者 役職・氏名	⑩

※優先交渉権者となった場合には、上記購入申出価格をもって綾部市と普通財産売買契約を締結します。

(注1) 数字は算用数字を用いてください。

(注2) 金額の初めの数字の前に¥マークを記入してください。

(注3) 金額の訂正は無効となります。

(注4) インクまたはボールペンにより記入してください。

(注5) 宛名（綾部市長あて）、件名及び応募者名を記載した封筒に入れ、密封して提出してください。

(注6) 購入申出価格は、売却予定最低価格を下回らないこと。

(注7) 購入申出価格は税抜の金額を記入ください。実際の売買契約では、建物部分相当額に対して消費税及び地方消費税を別途ご負担いただきます。



## 5 活用事業計画

### (1) 基本理念及び方針等

事業の実施に関する基本的な考え方や理念について記載ください。

### (2) 事業スケジュール

運営開始までのスケジュールについて記載ください。

※施設整備を伴う場合は工事等のスケジュールも含め記載をお願いします。

### (3) 施設の管理及び運営体制

施設の管理及び運営体制について、具体的な考え方を記載ください。

(4) 施設や周辺地域に対する配慮や対策等

施設利用の際の工夫と、周辺地域への安全や環境に関する配慮・対策等について記載ください。

(5) 緊急・事故発生時及び非常災害時の対応

緊急時・事故発生時・非常災害時の対応方法について記載ください。

(6) 安定的な施設運営

収支の面から安定した運営を行うために、事業に要する経費や調達方法など、その見通しや具体的な方法を記載ください。

(様式第4-2号)

施設（土地・建物）活用計画図

記載事項

【施設（土地・建物）活用計画図・施設配置図】イラスト、文章等で表現  
・縮尺 1/500 程度

※枚数指定なし。A3サイズで作成してください。

(様式第5号)

令和 年 月 日

住所  
 商号又は名称  
 担当者所属・氏名  
 電話番号  
 E-mail

質問書

旧あやべ山の家及び旧ふるさと味あやべ工房の売却に関する公募型プロポーザルについて、以下のとおり質問します。

質 問 事 項	質 問 内 容

※質問内容が容易に理解できるよう、できるだけ具体的に記載してください。

※質問書の提出は、原則として各応募者1回とします。

※質問書は、令和5年12月27日（水）午後5時（必着）までに提出してください。

※提出方法は、電子メールによります。

※原則として、電話及び口頭による質問は受け付けません。

(様式第6号)

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

(提出者) 住 所 :

法人名 :

代表者

役職・氏名 :

㊞

## 参 加 辞 退 届

旧あやべ山の家及び旧ふるさと味あやべ工場の売却に係る公募型プロポーザルに参加表明をしましたが、都合により辞退します。

### 1 辞退の理由

.....

.....

.....

#### 【注意事項】

- ①辞退の理由は、必ず具体的な内容を記載してください。
- ②この届出書の提出により、今後の指名等について不利益な取り扱いを受けることはありません。
- ③この届出書は、担当者に直接お渡しください。

綾部市公告第 1 5 2 号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和 5 年 1 2 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市農業委員会事務局
- 2 縦覧期間 令和 5 年 1 2 月 1 5 日から令和 5 年 1 2 月 3 1 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

綾部市公告第153号

綾部農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案に当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、次により縦覧に供する。

綾部市の住民は、令和6年1月16日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の変更案について、綾部市に意見書を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和6年1月16日の翌日から起算して15日以内に綾部市にこれを申し出ることができる。

令和5年12月18日

綾部市長 山崎善也

1 縦覧期間

自 令和5年12月18日  
至 令和6年1月16日

2 縦覧場所

綾部市役所 農林商工部農政課

3 意見書の提出先、提出方法、提出に当たっての注意事項

提出先 綾部市役所 農林商工部農政課

提出方法 書面によるものとする。

注意事項 (1) 個人の場合にあつては住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては、法人名、代表者名、事務所の所在地を記載する。

(2) 意見書の内容を公表する場合もある。ただし、特定の個人が識別しうる場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場合がある。

(3) 意見書に対する個別の回答は行わず、市整備計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告する。

4 異議の申出先、申出方法、申出に当たっての注意事項

申出先 綾部市役所 農林商工部農政課

申出方法 書面によるものとする。

注意事項 異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印し

て行うこと。

- (1) 異議申出人の氏名及び年齢又は名称及び住所
- (2) 異議申出人に係る農用地利用計画の案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所
- (3) 異議申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った年月日
- (4) 異議申出の趣旨及び理由
- (5) 市の異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容
- (6) 異議申出の年月日

綾部市公告第154号

次の書類は、地方税法第20条の2の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和5年12月20日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 1 5 5 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 1 5 6 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 5 年 1 2 月 2 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 1 5 7 号

水量水質安定的対策事業、市志加圧ポンプ室機械・電気設備更新工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

令和 5 年 1 2 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 工事番号  | 第 5 0 5 1 0 9 号                                  |
| (2) 工 事 名 | 市志加圧ポンプ室機械・電気設備更新工事                              |
| (3) 工事場所  | 綾部市五泉町（別添位置図参照）                                  |
| (4) 工事概要  | 市志加圧ポンプ室<br>機械・電気設備<br>加圧給水ポンプ設備更新 一式            |
| (5) 予定工期  | 令和 6 年 1 月 3 1 日から<br>令和 6 年 3 月 3 1 日まで（6 1 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 令和 5 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で機械器具設置工事の A 等級、B 等級、C 等級のいずれかで登録されており、令和 5 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 機械器具設置工事に係る綾部市発注工事で、令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2 部を監理課へ持参により提

出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 令和5年12月25日(月)午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

([https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI\\_P/](https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/))

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は410円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 令和6年1月5日(金)午前9時から午後6時まで

令和6年1月9日(火)午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で1月5日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、令和6年1月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 令和6年1月15日(月)から

令和6年1月16日(火)正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和6年1月18日(木)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにフ

アクセスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

①日時 令和6年1月23日（火）午前9時から午後6時まで  
令和6年1月24日（水）午前9時から午後2時まで  
ただし、紙入札者の提出1月23日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、1月24日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

### (2) 開札の日時

令和6年1月25日（木）午後1時30分

## 8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

## 9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

## 10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

## 11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1  
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

## 紙入札方式参加承諾願

1 工事番号 .....

2 工事名 .....

3 場 所 .....

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....  
.....  
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名 ㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、  
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

## 配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
2	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
3	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
4	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)
5	(氏 名)	手 持 工 事	(氏 名)
	(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)		(工事名) (請負金額) (役職名) (完了予定)

**【記載上の注意事項】****1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

**2) 主任技術者**

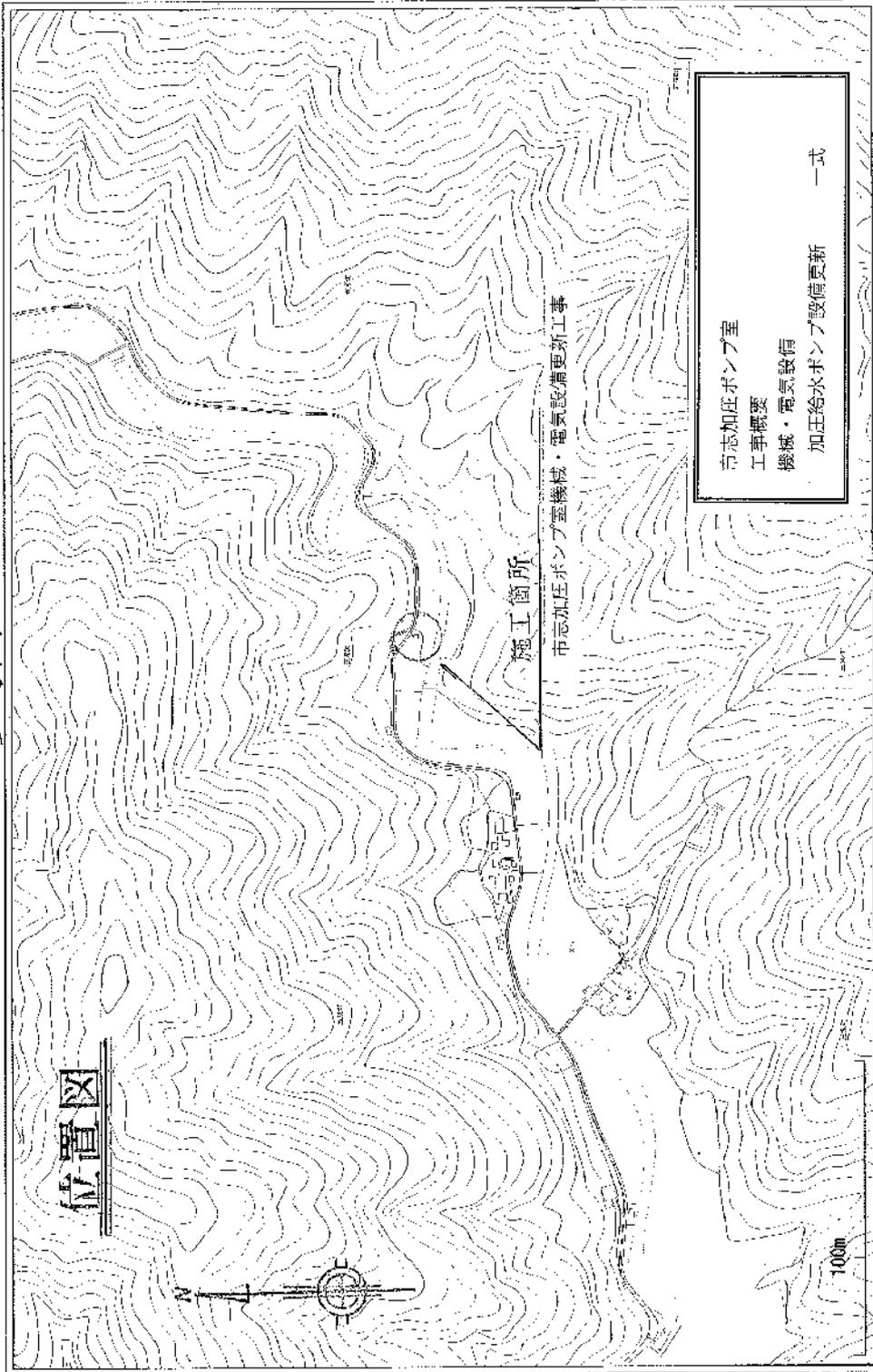
- 1 機械器具設置工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が4,000万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が4,000万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が4,000万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

**3) 現場代理人**

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
  - (1) 3)の1に規定する期間。
  - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
  - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
  - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。  
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
  - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
  - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
  - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
  - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が4,000万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。

参考図



(C)2020 ZENRIN CO.,LTD.(Z23JH第571号)

1:5000

綾部市公告第 1 5 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 3 8 第 1 項の規定により、次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について公告を求める旨の申請があったことについて、当該申請を相当と認めましたので、同条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者です。

令和 5 年 1 2 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

石橋自治会

(2) 区域

綾部市八津合町城下 2 8 番地から 5 8 - 1 番地まで、八津合町石橋 9 番地から 4 0 番地まで、八津合町入江 9 番地から 1 5 番地まで、八津合町耽ケ 1 2 番から 1 番地までの区域

(3) 主たる事務所の所在地

綾部市八津合町城下 2 0 番地

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

番号	地目	面積	所在地
①	宅地	2 0 8 . 2 6 平方メートル	綾部市八津合町城下 2 0 番
②	宅地	1 3 8 . 8 4 平方メートル	綾部市八津合町城下 2 1 番
③	畑	1 7 1 平方メートル	綾部市八津合町城下 2 2 番 3
④	畑	1 5 8 平方メートル	綾部市八津合町城下 2 3 番 3
⑤	宅地	1 7 1 . 9 平方メートル	綾部市八津合町城下 2 5 番
⑥	山林	3 9 7 0 9 平方メートル	綾部市睦合町通谷 1 番 1
⑦	山林	2 0 0 4 9 平方メートル	綾部市睦合町通谷 1 番 2

⑧	山林	9 9 1 7 平方メートル	綾部市睦合町通谷 1 番 6
⑨	山林	9 4 2 1 4 平方メートル	綾部市睦合町通谷北側 1 番 5
⑩	山林	2 7 9 3 平方メートル	綾部市睦合町岩ノ元 4 3 番乙
⑪	山林	3 3 平方メートル	綾部市睦合町岩ノ元 4 3 番丁
⑫	山林	4 0 6 平方メートル	綾部市睦合町岩ノ元 4 4 番乙
⑬	山林	6 9 4 平方メートル	綾部市八津合町野尻 4 番 3
⑭	山林	2 3 3 3 平方メートル	綾部市八津合町足谷 7 番
⑮	山林	9 9 平方メートル	綾部市八津合町足谷 1 2 番 2
⑯	山林	1 1 5 7 平方メートル	綾部市八津合町足谷 1 8 番
⑰	山林	2 8 1 4 4 平方メートル	綾部市八津合町足谷 1 9 番
⑱	山林	1 5 4 3 1 平方メートル	綾部市八津合町古城山 1 番 1
⑲	山林	1 7 8 平方メートル	綾部市八津合町坂尻 1 1 番
⑳	山林	1 9 5 1 0 平方メートル	綾部市八津合町古城山 1 番 2
㉑	山林	1 6 1 3 5 平方メートル	綾部市八津合町古城山 1 番 3
㉒	山林	1 7 5 平方メートル	綾部市八津合町城下 8 2 番
㉓	山林	3 2 0 平方メートル	綾部市八津合町城下 8 2 番 1
㉔	山林	6 3 1 平方メートル	綾部市八津合町城下 8 3 番
㉕	山林	1 0 4 4 平方メートル	綾部市八津合町城下 8 4 番
㉖	原野	1 1 5 平方メートル	綾部市八津合町池ノ尻 2 4 番
㉗	原野	5 7 5 平方メートル	綾部市八津合町平山 2 0 番
㉘	原野	9 1 2 平方メートル	綾部市八津合町平山 2 2 番
㉙	原野	2 9 0 平方メートル	綾部市八津合町平山 2 3 番
㉚	雑種地	1 6 1 平方メートル	綾部市八津合町筆ヶ森 1 番 1
㉛	原野	6 1 8 平方メートル	綾部市八津合町筆ヶ森 1 番乙

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名及び住所

①綾部市八津合町城下 2 0 番

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 6 0 番地  
 氏名 古和田 貞藏

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 2 7 番地  
 氏名 井上 新助

②綾部市八津合町城下 2 1 番

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 6 0 番地  
氏名 古和田 貞藏

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 2 7 番地  
氏名 井上 新助

③綾部市八津合町城下 2 2 番 3

住所 京都府綾部市八津合町石橋 2 7 番地  
氏名 井上 甚太郎

住所 京都府綾部市八津合町石橋 3 6 番地  
氏名 四方 利夫

④綾部市八津合町城下 2 3 番 3

住所 京都府綾部市八津合町石橋 2 7 番地  
氏名 井上 甚太郎

住所 京都府綾部市八津合町石橋 3 6 番地  
氏名 四方 利夫

⑤綾部市八津合町城下 2 5 番

住所 奈良県生駒市西旭ヶ丘 1 8 番 4 7 号  
氏名 古和田 明

⑥綾部市睦合町通谷 1 番 1

住所 京都府綾部市八津合町入江 9 番地  
氏名 北川 透

住所 京都府綾部市八津合町入江 8 番地  
氏名 今井 重和

住所 京都府綾部市八津合町石橋 3 0 番地の 1  
氏名 古和田 憲之亮

住所 京都府綾部市八津合町耽ヶ 3 番地  
氏名 福井 康一

住所 京都府綾部市八津合町耽ケ 1 番地  
氏名 古和田 功

住所 京都府綾部市八津合町石橋 3 6 番地  
氏名 四方 利夫

住所 京都府綾部市八津合町石橋 9 番地  
氏名 井上 清二

住所 京都府綾部市八津合町城下 3 5 番地  
氏名 福井 修二

住所 京都府綾部市八津合町城下 5 8 番地の 1  
氏名 古和田 勲

住所 京都府北桑田郡美山町大字和泉小字波多志谷尻 4 9 番地  
氏名 赤井 健次

住所 京都府綾部市八津合町石橋 2 7 番地  
氏名 井上 恵美子

住所 京都府綾部市八津合町石橋 4 0 番地  
氏名 井上 清子

⑦綾部市睦合町通谷 1 番 2

住所 京都府綾部市八津合町入江 9 番地  
氏名 北川 透

住所 京都府綾部市八津合町入江 8 番地  
氏名 今井 重和

住所 京都府綾部市八津合町石橋 3 0 番地の 1  
氏名 古和田 憲之亮

住所 京都府綾部市八津合町耽ケ 3 番地  
氏名 福井 康一

住所 京都府綾部市八津合町耽ケ 1 番地  
氏名 古和田 功

住所 京都府綾部市八津合町石橋 3 6 番地  
氏名 四方 利夫

住所 京都府綾部市八津合町石橋 9 番地  
氏名 井上 清二

住所 京都府綾部市八津合町城下 3 5 番地  
氏名 福井 修二

住所 京都府綾部市八津合町城下 5 8 番地の 1  
氏名 古和田 勲

住所 京都府北桑田郡美山町大字和泉小字波多志谷尻 4 9 番地  
氏名 赤井 健次

住所 京都府綾部市八津合町石橋 2 7 番地  
氏名 井上 恵美子

住所 京都府綾部市八津合町石橋 4 0 番地  
氏名 井上 清子

⑧綾部市睦合町通谷 1 番 6

住所 京都府綾部市八津合町城下 5 8 番地の 1  
氏名 古和田 勲

住所 京都府綾部市八津合町耽ヶ 1 番地  
氏名 古和田 功

住所 京都府綾部市八津合町城下 6 0 番地  
氏名 古和田 須美枝

⑨綾部市睦合町通谷北側 1 番 5

住所 京都府綾部市八津合町入江 9 番地  
氏名 北川 透

住所 京都府綾部市八津合町入江 8 番地  
氏名 今井 重和

住所 京都府綾部市八津合町石橋 3 0 番地の 1  
氏名 古和田 憲之亮

住所 京都府綾部市八津合町耽ヶ 3 番地  
氏名 福井 康一

住所 京都府綾部市八津合町耽ヶ 1 番地  
氏名 古和田 功

住所 京都府綾部市八津合町石橋 3 6 番地  
氏名 四方 利夫

住所 京都府綾部市八津合町石橋 9 番地  
氏名 井上 清二

住所 京都府綾部市八津合町城下 3 5 番地  
氏名 福井 修二

住所 京都府綾部市八津合町城下 5 8 番地の 1  
氏名 古和田 勲

住所 京都府北桑田郡美山町大字和泉小字波多志谷尻 4 9 番地  
氏名 赤井 健次

住所 京都府綾部市八津合町石橋 2 7 番地  
氏名 井上 恵美子

住所 京都府綾部市八津合町石橋 4 0 番地  
氏名 井上 清子

⑩綾部市睦合町岩ノ元 4 3 番乙

住所 京都府綾部市八津合町城下 3 3 番地  
氏名 古和田 勤

住所 京都府綾部市八津合町耽ヶ 3 番地  
氏名 福井 康一

住所 京都府綾部市八津合町石橋 9 番地  
氏名 井上 清一

住所 京都府綾部市八津合町石橋 4 0 番地  
氏名 井上 清子

⑪綾部市睦合町岩ノ元 4 3 番丁

住所 京都府綾部市八津合町石橋 4 0 番地  
氏名 井上 武夫

住所 京都府綾部市八津合町城下 3 3 番地  
氏名 古和田 勤

住所 京都府綾部市八津合町耽ヶ 3 番地  
氏名 福井 康一

住所 京都府綾部市八津合町城下 6 0 番地  
氏名 古和田 博二

⑫綾部市睦合町岩ノ元 4 4 番乙

住所 京都府綾部市八津合町城下 3 3 番地  
氏名 古和田 勤

住所 京都府綾部市八津合町耽ヶ 3 番地  
氏名 福井 康一

住所 京都府綾部市八津合町城下 6 0 番地  
氏名 古和田 博二

住所 京都府綾部市八津合町石橋 4 0 番地  
氏名 井上 清子

## ⑬綾部市八津合町野尻 4 番 3

住所 京都府綾部市八津合町 1 4 7 番戸

氏名 今井 重兵衛

住所 京都府綾部市八津合町 1 4 5 番戸

氏名 井上 勝藏

住所 京都府綾部市八津合町 1 3 8 番戸

氏名 井上 山三郎

住所 京都府綾部市八津合町 1 3 2 番戸

氏名 今井 捨吉

住所 京都府綾部市八津合町 1 3 1 番戸

氏名 井上 太郎左衛門

住所 京都府綾部市八津合町 1 4 0 番戸

氏名 古和田 平助

住所 京都府綾部市八津合町 1 1 0 番戸

氏名 岩崎 弥右衛門

住所 京都府綾部市八津合町 1 3 5 番戸

氏名 今井 愛造

住所 京都府綾部市八津合町入江 9 番地

氏名 北川 榮藏

住所 京都府綾部市八津合町石橋 3 7 番地

氏名 川北 米吉

住所 京都府綾部市八津合町石橋 3 6 番地

氏名 古和田 重一

住所 京都府綾部市八津合町城下 3 3 番地

氏名 古和田 勤

住所 京都府綾部市栗町沢 1 7 6 番地  
氏名 佐々木 小満喜

住所 奈良県生駒市西旭ヶ丘 1 8 番 4 7 号  
氏名 古和田 明

⑭綾部市八津合町足谷 7 番

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 5 4 番戸  
氏名 石井 齡治

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 1 番戸  
氏名 井上 太郎左衛門

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 7 番地  
氏名 川北 米吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 0 番戸  
氏名 古和田 久左衛門

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 6 番地  
氏名 古和田 重一

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 5 番戸  
氏名 今井 新兵衛

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 0 番戸  
氏名 古和田 平助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字耽ヶ 4 番地  
氏名 赤井 茂助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 5 番戸  
氏名 井上 勝藏

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 8 番戸  
氏名 赤井 伊之助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 8 番地  
氏名 今井 亀吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字入江 9 番地  
氏名 北川 栄藏

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 5 番戸  
氏名 今井 寅吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 1 0 番戸  
氏名 岩崎 弥右衛門

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 7 番戸  
氏名 今井 重兵衛

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 8 番戸  
氏名 古和田 廣吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 5 番地  
氏名 福井 駒吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 1 2 番戸  
氏名 古和田 寅吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 2 番戸  
氏名 今井 捨吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 7 番戸  
氏名 四方 安治郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 1 番地  
氏名 井上 歌吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字耽ヶ 3 番地  
氏名 福井 増吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 2 3 番地の 3  
氏名 古和田 めい

- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字耽ケ 1 2 番地  
氏名 四方 柳吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 6 番地の 1  
氏名 古和田 宗吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 8 番戸  
氏名 井上 山三郎
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 5 番戸  
氏名 今井 愛造
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 0 番地ノ 1  
氏名 古和田 歌吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 4 0 番地ノ 2  
氏名 佐々木 松之助
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 4 番ノ 1 ・ 3 4 番ノ 2 合地  
氏名 弘
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 1 番地  
氏名 井上 熊吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 6 番地  
氏名 佐々木 誠之助
- 住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字城下 1 8 番地  
氏名 古和田 順治
- 住所 京都府綾部市八津合町城下 3 3 番地  
氏名 古和田 勤
- 住所 京都府綾部市八津合町城下 3 4 番 1 ・ 3 4 番 2 合地  
氏名 伴 雅治
- 住所 奈良県生駒市西旭ヶ丘 1 8 番 4 7 号  
氏名 古和田 明

⑮綾部市八津合町足谷 1 2 番 2

住所 京都府綾部市八津合町城下 3 4 番の 1 ・ 3 4 番の 2 合地  
氏名 伴 弘

住所 京都府綾部市八津合町城下 5 8 番地の 1  
氏名 古和田 勲

住所 奈良県生駒市西旭ヶ丘 1 8 番 4 7 号  
氏名 古和田 明

⑯綾部市八津合町足谷 1 8 番

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 8 番戸  
氏名 赤井 伊之助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 7 番戸  
氏名 今井 重兵衛

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 5 番戸  
氏名 井上 勝藏

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 8 番戸  
氏名 井上 山三郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 5 番戸  
氏名 今井 寅吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 2 番戸  
氏名 今井 捨吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 1 番戸  
氏名 井上 太郎左衛門

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 0 番戸  
氏名 古和田 平助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 0 番戸  
氏名 古和田 久左衛門

- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 7 番戸  
氏名 四方 安治郎
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 1 0 番戸  
氏名 岩崎 弥右衛門
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 5 番戸  
氏名 今井 新兵衛
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 5 4 番戸  
氏名 石井 齡治
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 5 番地  
氏名 福井 駒吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 1 2 番戸  
氏名 古和田 寅吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 8 番戸  
氏名 古和田 廣吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字入江 9 番地  
氏名 北川 栄藏
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字耽ヶ 1 2 番地  
氏名 四方 柳吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 6 番地  
氏名 古和田 重一
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 2 3 番地の 3  
氏名 古和田 鶴吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 6 番地の 1  
氏名 古和田 宗吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 1 番地  
氏名 井上 歌吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 8 番地  
 氏名 今井 亀吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字耽ヶ 4 番地  
 氏名 赤井 茂助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字耽ヶ 3 番地  
 氏名 福井 増吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 7 番地  
 氏名 川北 米吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 5 番戸  
 氏名 今井 愛造

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 0 番地ノ 1  
 氏名 古和田 歌吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 4 0 番地ノ 2  
 氏名 佐々木 松之助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 4 番ノ 1 ・ 3 4 番ノ 2 合地  
 氏名 弘

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 1 番地  
 氏名 井上 熊吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 6 番地  
 氏名 佐々木 誠之助

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字城下 1 8 番地  
 氏名 古和田 順治

住所 京都府綾部市八津合町城下 3 3 番地  
 氏名 古和田 勤

住所 京都府綾部市八津合町城下 3 4 番 1 ・ 3 4 番 2 合地  
 氏名 伴 雅治

住所 奈良県生駒市西旭ヶ丘 1 8 番 4 7 号  
 氏名 古和田 明

⑰綾部市八津合町足谷 1 9 番

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 8 番戸  
 氏名 赤井 伊之助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 7 番戸  
 氏名 今井 重兵衛

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 5 番戸  
 氏名 井上 勝藏

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 8 番戸  
 氏名 井上 山三郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 5 番戸  
 氏名 今井 寅吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 2 番戸  
 氏名 今井 捨吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 1 番戸  
 氏名 井上 太郎左衛門

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 0 番戸  
 氏名 古和田 平助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 0 番戸  
 氏名 古和田 久左衛門

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 7 番戸  
 氏名 四方 安治郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 1 0 番戸  
 氏名 岩崎 弥右衛門

- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 5 番戸  
氏名 今井 新兵衛
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 5 4 番戸  
氏名 石井 齡治
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 5 番地  
氏名 福井 駒吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 1 2 番戸  
氏名 古和田 寅吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 8 番戸  
氏名 古和田 廣吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字入江 9 番地  
氏名 北川 栄藏
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字耽ヶ 1 2 番地  
氏名 四方 柳吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 6 番地  
氏名 古和田 重一
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 2 3 番地の 3  
氏名 古和田 鶴吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 6 番地の 1  
氏名 古和田 宗吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 1 番地  
氏名 井上 歌吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 8 番地  
氏名 今井 亀吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字耽ヶ 4 番地  
氏名 赤井 茂助

- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字耽ケ 3 番地  
氏名 福井 増吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 7 番地  
氏名 川北 米吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 5 番戸  
氏名 今井 愛造
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 0 番地ノ 1  
氏名 古和田 歌吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 4 0 番地ノ 2  
氏名 佐々木 松之助
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 4 番ノ 1 ・ 3 4 番ノ 2 合地  
氏名 弘
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 1 番地  
氏名 井上 熊吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 6 番地  
氏名 佐々木 誠之助
- 住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字城下 1 8 番地  
氏名 古和田 順治
- 住所 京都府綾部市八津合町城下 3 3 番地  
氏名 古和田 勤
- 住所 京都府綾部市八津合町城下 3 4 番 1 ・ 3 4 番 2 合地  
氏名 伴 雅治
- 住所 奈良県生駒市西旭ヶ丘 1 8 番 4 7 号  
氏名 古和田 明

⑱綾部市八津合町古城山 1 番 1

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 5 4 番戸

氏名 石井 齡治

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 1 番戸

氏名 井上 太郎左衛門

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 1 番地

氏名 川北 米吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 0 番戸

氏名 古和田 久左衛門

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 6 番地

氏名 古和田 重一

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 5 番戸

氏名 今井 新兵衛

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 0 番戸

氏名 古和田 平助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字耽ヶ 4 番地

氏名 赤井 茂助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 5 番戸

氏名 井上 勝藏

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 8 番戸

氏名 赤井 伊之助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 8 番地

氏名 今井 龜吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字入江 9 番地

氏名 北川 栄藏

- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 5 番戸  
氏名 今井 寅吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 1 0 番戸  
氏名 岩崎 弥右衛門
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 7 番戸  
氏名 今井 重兵衛
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 8 番戸  
氏名 古和田 廣吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 5 番地  
氏名 福井 駒吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 1 2 番戸  
氏名 古和田 寅吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 2 番戸  
氏名 今井 捨吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 7 番戸  
氏名 四方 安治郎
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 1 番地  
氏名 井上 歌吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字耽ヶ 3 番地  
氏名 福井 増吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 2 3 番地ノ 3  
氏名 古和田 むい
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字耽ヶ 1 2 番地  
氏名 四方 柳吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 6 番地  
氏名 古和田 宗吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 8 番戸  
氏名 井上 山三郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 5 番戸  
氏名 今井 愛造

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 0 番地ノ 1  
氏名 古和田 歌吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 4 0 番地ノ 2  
氏名 佐々木 松之助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 4 番ノ 1 ・ 3 4 番ノ 2 合地  
氏名 弘

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 1 番地  
氏名 井上 熊吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 6 番地  
氏名 佐々木 誠之助

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字城下 1 8 番地  
氏名 古和田 順治

住所 京都府綾部市八津合町城下 3 3 番地  
氏名 古和田 勤

住所 京都府綾部市八津合町城下 3 4 番 1 ・ 3 4 番 2 合地  
氏名 伴 雅治

住所 奈良県生駒市西旭ヶ丘 1 8 番 4 7 号  
氏名 古和田 明

⑱綾部市八津合町坂尻 1 1 番

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 1 番戸  
氏名 井上 太郎左衛門

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 7 番地  
氏名 川北 米吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 8 番戸  
氏名 井上 山三郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 6 番地  
氏名 古和田 重一

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 2 3 番地の 3  
氏名 古和田 めい

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 0 番戸  
氏名 古和田 平吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 5 番戸  
氏名 今井 寅吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 2 番戸  
氏名 今井 馬之助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 5 番戸  
氏名 今井 愛造

⑳綾部市八津合町古城山 1 番 2

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 5 4 番戸  
氏名 石井 齡治

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 1 番戸  
氏名 井上 太郎左衛門

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 1 番地  
氏名 川北 米吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 0 番戸  
氏名 古和田 久左衛門

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 6 番地  
 氏名 古和田 重一

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 5 番戸  
 氏名 今井 新兵衛

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 0 番戸  
 氏名 古和田 平助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字耽ヶ 4 番地  
 氏名 赤井 茂助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 5 番戸  
 氏名 井上 勝藏

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 8 番戸  
 氏名 赤井 伊之助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 8 番地  
 氏名 今井 亀吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字入江 9 番地  
 氏名 北川 栄藏

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 5 番戸  
 氏名 今井 寅吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 1 0 番戸  
 氏名 岩崎 弥右衛門

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 7 番戸  
 氏名 今井 重兵衛

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 8 番戸  
 氏名 古和田 廣吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 5 番地  
 氏名 福井 駒吉

- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 1 2 番戸  
氏名 古和田 寅吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 2 番戸  
氏名 今井 捨吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 7 番戸  
氏名 四方 安治郎
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 1 番地  
氏名 井上 歌吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字耽ヶ 3 番地  
氏名 福井 増吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 2 3 番地ノ 3  
氏名 古和田 めい
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字耽ヶ 1 2 番地  
氏名 四方 柳吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 6 番地  
氏名 古和田 宗吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 8 番戸  
氏名 井上 山三郎
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 5 番戸  
氏名 今井 愛造
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 0 番地ノ 1  
氏名 古和田 歌吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 4 0 番地ノ 2  
氏名 佐々木 松之助
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 4 番ノ 1 ・ 3 4 番ノ 2 合地  
氏名 弘

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 1 番地  
氏名 井上 熊吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 6 番地  
氏名 佐々木 誠之助

住所 京都府何鹿郡中上林村大字八津合小字城下 1 8 番地  
氏名 古和田 順治

住所 京都府綾部市八津合町城下 3 3 番地  
氏名 古和田 勤

住所 京都府綾部市字八津合町城下 3 4 番 1 ・ 3 4 番 2 合地  
氏名 伴 雅治

住所 奈良県生駒市西旭ヶ丘 1 8 番 4 7 号  
氏名 古和田 明

②綾部市八津合町古城山 1 番 3

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 5 4 番戸  
氏名 石井 齡治

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 1 番戸  
氏名 井上 太郎左衛門

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 1 番地  
氏名 川北 米吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 0 番戸  
氏名 古和田 久左衛門

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 6 番地  
氏名 古和田 重一

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 5 番戸  
氏名 今井 新兵衛

- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 0 番戸  
氏名 古和田 平助
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字耽ケ 4 番地  
氏名 赤井 茂助
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 5 番戸  
氏名 井上 勝藏
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 8 番戸  
氏名 赤井 伊之助
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 8 番地  
氏名 今井 亀吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字入江 9 番地  
氏名 北川 栄藏
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 5 番戸  
氏名 今井 寅吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 1 0 番戸  
氏名 岩崎 弥右衛門
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 7 番戸  
氏名 今井 重兵衛
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 8 番戸  
氏名 古和田 廣吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 5 番地  
氏名 福井 駒吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 1 2 番戸  
氏名 古和田 寅吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 2 番戸  
氏名 今井 捨吉

- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 7 番戸  
氏名 四方 安治郎
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 1 番地  
氏名 井上 歌吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字耽ケ 3 番地  
氏名 福井 増吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 2 3 番地の 3  
氏名 古和田 めい
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字耽ケ 1 2 番地  
氏名 四方 柳吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 6 番地  
氏名 古和田 宗吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 8 番戸  
氏名 井上 山三郎
- 住所 京都市右京区花園猪ノ毛町 3 番地  
氏名 古和田 周助
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 5 番戸  
氏名 今井 愛造
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 0 番地ノ 1  
氏名 古和田 歌吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 4 0 番地ノ 2  
氏名 佐々木 松之助
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 4 番ノ 1 ・ 3 4 番ノ 2 合地  
氏名 弘
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 1 番地  
氏名 井上 熊吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 6 番地  
氏名 佐々木 誠之助

住所 京都府綾部市八津合町城下 3 3 番地  
氏名 古和田 勤

住所 京都府綾部市字八津合町城下 3 4 番 1 ・ 3 4 番 2 合地  
氏名 伴 雅治

住所 奈良県生駒市西旭ヶ丘 1 8 番 4 7 号  
氏名 古和田 明

②綾部市八津合町城下 8 2 番

住所 京都府綾部市八津合町城下 3 4 番の 1 ・ 3 4 番の 2 合地  
氏名 伴 弘

住所 京都府綾部市八津合町城下 5 8 番地の 1  
氏名 古和田 勲

住所 奈良県生駒市西旭ヶ丘 1 8 番 4 7 号  
氏名 古和田 明

③綾部市八津合町古城下 8 2 番 1

住所 京都府綾部市八津合町城下 3 4 番ノ 1 ・ 3 4 番の 2 合地  
氏名 伴 弘

住所 京都府綾部市八津合町城下 5 8 番地の 1  
氏名 古和田 勲

住所 奈良県生駒市西旭ヶ丘 1 8 番 4 7 号  
氏名 古和田 明

④綾部市八津合町古城下 8 3 番

住所 京都府綾部市八津合町城下 3 4 番ノ 1 ・ 3 4 番の 2 合地  
氏名 伴 弘

住所 京都府綾部市八津合町城下58番地の1  
氏名 古和田 勲

住所 奈良県生駒市西旭ヶ丘18番47号  
氏名 古和田 明

㊸綾部市八津合町城下84番

住所 京都府綾部市八津合町城下34番の1・34番の2合地  
氏名 伴 弘

住所 京都府綾部市八津合町城下58番地の1  
氏名 古和田 勲

住所 奈良県生駒市西旭ヶ丘18番47号  
氏名 古和田 明

㊹綾部市八津合町池ノ尻24番

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合148番戸  
氏名 赤井 伊之助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合147番戸  
氏名 今井 重兵衛

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合145番戸  
氏名 井上 勝藏

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合138番戸  
氏名 井上 山三郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合135番戸  
氏名 今井 寅吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合132番戸  
氏名 今井 捨吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合131番戸  
氏名 井上 太郎左衛門

- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 0 番戸  
氏名 古和田 平助
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 0 番戸  
氏名 古和田 久左衛門
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 7 番戸  
氏名 四方 安治郎
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 1 0 番戸  
氏名 岩崎 弥右衛門
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 5 番戸  
氏名 今井 新兵衛
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 5 4 番戸  
氏名 石井 齡治
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 5 番地  
氏名 福井 駒吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 1 2 番戸  
氏名 古和田 寅吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 8 番戸  
氏名 古和田 廣吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字入江 9 番地  
氏名 北川 栄藏
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字耽ヶ 1 2 番地  
氏名 四方 柳吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 7 番地  
氏名 川北 米吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 6 番地  
氏名 古和田 重一

- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 2 3 番地の 3  
 氏名 古和田 鶴吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 6 番地の 1  
 氏名 古和田 宗吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 1 番地  
 氏名 井上 歌吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 8 番地  
 氏名 今井 亀吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字耽ケ 4 番地  
 氏名 赤井 茂助
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字耽ケ 3 番地  
 氏名 福井 増吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 5 番戸  
 氏名 今井 愛造
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 0 番地ノ 1  
 氏名 古和田 歌吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 4 0 番地ノ 2  
 氏名 佐々木 松之助
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 1 8 番地  
 氏名 古和田 慶助
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 4 番ノ 1 ・ 3 4 番ノ 2 合地  
 氏名 伴 弘
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 1 番地  
 氏名 井上 熊吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 6 番地  
 氏名 佐々木 誠之助

住所 京都府綾部市八津合町城下33番地  
氏名 古和田 勤

住所 京都府綾部市八津合町城下34番1・34番2合地  
氏名 伴 雅治

住所 奈良県生駒市西旭ヶ丘18番47号  
氏名 古和田 明

㉗綾部市八津合町平山20番

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合148番戸  
氏名 赤井 伊之助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合147番戸  
氏名 今井 重兵衛

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合145番戸  
氏名 井上 勝藏

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合138番戸  
氏名 井上 山三郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合135番戸  
氏名 今井 寅吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合132番戸  
氏名 今井 捨吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合131番戸  
氏名 井上 太郎左衛門

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合140番戸  
氏名 古和田 平助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合123番戸  
氏名 古和田 久左衛門

- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 7 番戸  
氏名 四方 安治郎
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 1 0 番戸  
氏名 岩崎 弥右衛門
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 5 番戸  
氏名 今井 新兵衛
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 5 4 番戸  
氏名 石井 齡治
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 5 番地  
氏名 福井 駒吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 1 2 番戸  
氏名 古和田 寅吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 8 番戸  
氏名 古和田 廣吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字入江 9 番地  
氏名 北川 栄藏
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字耽ヶ 1 2 番地  
氏名 四方 柳吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 7 番地  
氏名 川北 米吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 6 番地  
氏名 古和田 重一
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 2 3 番地の 3  
氏名 古和田 鶴吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 6 番地の 1  
氏名 古和田 宗吉

- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 1 番地  
氏名 井上 歌吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 8 番地  
氏名 今井 亀吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字耽ケ 4 番地  
氏名 赤井 茂助
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字耽ケ 3 番地  
氏名 福井 増吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 5 番戸  
氏名 今井 愛造
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 0 番地ノ 1  
氏名 古和田 歌吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 4 0 番地ノ 2  
氏名 佐々木 松之助
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 1 8 番地  
氏名 古和田 慶助
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 4 番ノ 1 ・ 3 4 番ノ 2 合地  
氏名 伴 弘
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 1 番地  
氏名 井上 熊吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 6 番地  
氏名 佐々木 誠之助
- 住所 京都府綾部市八津合町城下 3 3 番地  
氏名 古和田 勤
- 住所 京都府綾部市八津合町城下 3 4 番 1 ・ 3 4 番 2 合地  
氏名 伴 雅治

住所 奈良県生駒市西旭ヶ丘 1 8 番 4 7 号  
氏名 古和田 明

㊸綾部市八津合町平山 2 2 番

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 7 番戸  
氏名 四方 安治郎

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 5 番戸  
氏名 今井 新兵衛

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 1 7 番地  
氏名 古和田 庄之助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 1 0 番戸  
氏名 岩崎 弥右衛門

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 1 番地  
氏名 井上 歌吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 0 番戸  
氏名 古和田 久左衛門

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 6 番地  
氏名 古和田 宗吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 1 8 番地  
氏名 古和田 周助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 6 番地  
氏名 佐々木 誠之助

㊹綾部市八津合町平山 2 3 番

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 8 番戸  
氏名 赤井 伊之助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 7 番戸  
氏名 今井 重兵衛

- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 5 番戸  
氏名 井上 勝藏
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 8 番戸  
氏名 井上 山三郎
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 5 番戸  
氏名 今井 寅吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 2 番戸  
氏名 今井 捨吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 1 番戸  
氏名 井上 太郎左衛門
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 4 0 番戸  
氏名 古和田 平助
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 3 番戸  
氏名 古和田 久左衛門
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 7 番戸  
氏名 四方 安治郎
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 1 0 番戸  
氏名 岩崎 弥右衛門
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 5 番戸  
氏名 今井 新兵衛
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 5 4 番戸  
氏名 石井 齡治
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 5 番地  
氏名 福井 駒吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 1 2 番戸  
氏名 古和田 寅吉

- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 2 8 番戸  
氏名 古和田 廣吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字入江 9 番地  
氏名 北川 栄藏
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字耽ケ 1 2 番地  
氏名 四方 柳吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 7 番地  
氏名 川北 米吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 6 番地  
氏名 古和田 重一
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 2 3 番地の 3  
氏名 古和田 鶴吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 6 番地の 1  
氏名 古和田 宗吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 1 番地  
氏名 井上 歌吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下 3 8 番地  
氏名 今井 亀吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字耽ケ 4 番地  
氏名 赤井 茂助
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字耽ケ 3 番地  
氏名 福井 増吉
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合 1 3 5 番戸  
氏名 今井 愛造
- 住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋 3 0 番地ノ 1  
氏名 古和田 歌吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下40番地ノ2  
氏名 佐々木 松之助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下18番地  
氏名 古和田 慶助

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字城下34番ノ1・34番ノ2合地  
氏名 伴 弘

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋31番地  
氏名 井上 熊吉

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合小字石橋6番地  
氏名 佐々木 誠之助

住所 京都府綾部市八津合町城下33番地  
氏名 古和田 勤

住所 京都府綾部市八津合町城下34番1・34番2合地  
氏名 伴 雅治

住所 奈良県生駒市西旭ヶ丘18番47号  
氏名 古和田 明

⑩綾部市八津合町筆ヶ森1番1

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合140番戸  
氏名 古和田 平助

⑪綾部市八津合町筆ヶ森1番乙

住所 京都府何鹿郡中上林村字八津合140番戸  
氏名 古和田 平助

3 公告期間

令和5年12月27日から令和6年3月27日まで

4 異議を述べる方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて、綾部市市民環境部市民協働課に提出してください。

綾部市公告第159号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第20条の2の規定により公告する。

令和5年12月28日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市上下水道事業管理規程第3号

綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年12月18日

綾部市長 山崎善也

綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程

綾部市企業職員給与規程（昭和44年綾部市水道課管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1

企業職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400

	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000			
94		295,900	343,600	382,300				
95		296,200	344,100	382,600				
96		296,600	344,500	382,900				
97		296,800	344,700	383,200				
98		297,100	345,100	383,500				
99		297,500	345,500	383,800				
100		297,900	345,800	384,100				

上下水道事業管理規程

	101		298,100	346,100	384,400			
	102		298,400	346,500				
	103		298,800	346,900				
	104		299,100	347,300				
	105		299,300	347,800				
	106		299,600	348,200				
	107		300,000	348,600				
	108		300,300	349,000				
	109		300,500	349,500				
	110		300,900	349,900				
	111		301,300	350,200				
	112		301,600	350,500				
	113		301,800	351,000				
	114		302,000					
	115		302,300					
	116		302,700					
	117		302,900					
	118		303,100					
	119		303,400					
	120		303,700					
	121		304,100					
	122		304,300					
	123		304,600					
	124		304,900					
	125		305,200					
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年12月18日から施行し、改正後の綾部市企業職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の綾部市企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

綾部市教育委員会告示第18号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和5年度第10回（12月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和5年12月20日

綾部市教育委員会

教育長 村上元良

- 1 日 時 令和5年12月26日（火）13時から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
  - ・議第28号 綾部市学校評議員設置要綱の廃止について
  - ・議第29号 綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部改正について

綾部市教育委員会告示第19号

綾部市学校評議員設置要綱（平成13年綾部市教育委員会告示第13号）は、廃止する。

令和5年12月26日

綾部市教育委員会  
教育長 村上元良

綾部市教育委員会教育長訓令甲第2号

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年12月28日

綾部市教育委員会  
教育長 村上元良

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の  
服務に関する規程の一部を改正する訓令

綾部市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年綾部市教育委員会教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

別表の2の表（14）の項中「（配偶者のない職員等にあつては、120分）以内」を「（配偶者のない職員その他京都府人事委員会が別に定める職員（以下この項において「配偶者のない職員等」という。）にあつては、120分）以内」に、「合計90分」を「合計して1日90分」に、「超えない期間」を「超えない範囲内の期間」に改め、同表（17）の項を次のように改める。

(17) 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある障害のある子又は特別支援学校（高等	次に掲げる場合で勤務しないことが相当と認められるときである。 (1) 負傷、疾病による治療、療養中の子の看病及び通院等の世話を行う場合 (2) 子が受ける予	1年について次に掲げる日数（配偶者のない職員その他京都府人事委員会が別に定める職員にあつては、当該日数に1を加えた日数）以内でその都度必要と認められる期間 (1) 当該子を1人養育する職員にあつては、7日（当該子が3歳に満たない子である職員にあつては、8日） (2) 当該子を2人	病気休暇・特別休暇申請書（別記第2号様式）	校長	特休	特別休暇（その他）
--	--	--	-----------------------	----	----	-----------

<p>部 専 攻 科 を 除 く。) に 在籍する 子 (いず れも配偶 者の子を 含む。) を 養育する 職員が 次に掲げ る行為を 行う場合 ア 当該 子の看護 イ 当該 子が受 ける予 防接種 又は健 康診断 への付 添い ウ 当該 子が在 籍し、 又は在 籍する ことと なる学 校等が 実施す る行事 への出 席</p>	<p>防 接 種 又 は 健 康 診 断 に 付 き 添 う 場 合 (3)子が在 籍し、又 は 在 籍 するこ ととな る 学 校 等 の 授 業 参 観 そ の 他 これに 準 ず る 行 事 に 出 席 す る 場 合</p>	<p>養育する職員 にあつては、 10日(当該子 のうち3歳に 満たない子が いる職員にあ つては、11 日) (3)当該子を3人 以上養育する 職員にあつて は、10日に当 該子の数から 2を減じた数 を加えた日数 (当該子のう ち3歳に満た ない子がいる 職員にあつて は、当該日数に 1を加えた日 数)</p>					
---	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

綾部市十倉財産区告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第296条の規定に基づき、次の事件について令和5年12月21日綾部市十倉財産区議会を綾部市十倉財産区公会堂に招集する。

令和5年12月14日

綾部市十倉財産区管理者  
綾部市長 山崎善也

付議事件

令和4年度綾部市十倉財産区特別会計歳入歳出決算の認定について